

## 「沖縄県子どもの貧困対策計画」重点施策等検証総括表

No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
1 ライフステージに応じたつながる仕組みの構築														
(1)乳幼児期														
1	1	・ 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭へ保健師等による全戸訪問により、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村、NPO等の取組を支援します。	①乳児家庭全戸訪問事業	市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業に対して、事業補助(1/3)を行う。	14,264	16,617	事業実施41市町村のうち、32市町村へ補助を行った。	事業実施41市町村のうち、33市町村へ補助を行った。	・各市町村において、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、支援を実施した(H28年度訪問家庭数:14,450世帯)。 ・支援の内容、①育児に関する不安や悩みの傾聴、②子育て支援に関する情報提供、③乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、④支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連携調整。	・市町村において、支援を要する家庭を早期に発見し、必要な支援に繋げていくと共に、特に支援が必要と認められる家庭に対しては家庭訪問等による積極的な支援(アウトリーチ支援)が実施できる体制を、これまで以上に強化していく必要がある。	継続	・支援を要する子ども家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
2	2	・ 乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う市町村の取組を支援します。	①養育支援訪問事業	市町村が実施する養育支援訪問事業に対して、事業費補助(1/3)を行う。	9,436	11,490	事業実施20市町村のうち、18市町村へ補助を行った。	事業実施25市町村のうち、19市町村へ補助を行った。	・養育支援訪問事業の実施について、未実施市町村を訪問し事業開始に向けての支援を行った結果、実施市町村数が増につなげた。また、平成29年度は、市町村等で養育支援訪問事業に関わる職員を対象とした研修(2日間)を実施した。	・養育支援訪問事業については、平成19年の法定化以来、県内の実施市町村数は増加しているが、実施率は全国平均76.5%(H29.4.1現在)に比べ県内は約53.7%(H29.4.1現在)と取り組みが十分ではない状況にある。また、支援を要する子ども家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために、引き続き、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図る必要がある。	継続	・養育支援訪問事業未実施の市町村に対して、きめ細かな助言・指導を行うことにより、事業実施につなげる取組みを実施する。 ・各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を引き続き実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
3	3	・ 市町村が実施する乳幼児健康診査の結果や未受診状況を踏まえ、支援が必要な家庭を早期に把握するなど、適切な対応が行える体制を整備します。	①乳幼児健康診査の充実に向けた働きかけ	乳幼児健康診査の充実に向け、市町村担当者や母子保健推進員への研修等を行う。	529	1,297	平成29年1月に市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を実施(参加者:約500名)。 宮古、八重山地区では専門健診(遺伝相談及び心理相談)を実施。	平成30年1月に市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を実施(参加者:約400名)。 宮古、八重山地区では専門健診(遺伝相談及び心理相談)を実施。	・平成30年1月に市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を実施(参加者:約400名)。乳幼児健康診査の重要性について、市町村が自覚して取り組めるよう母子保健行政報告を行い、現状や課題等について共通理解を図ることができた。	・乳幼児健診の体制について、母子手帳交付時の保健指導の際に、乳幼児健診の重要性について両親への周知を継続・強化する必要がある。また、未受診者への対応について市町村と共有し、市町村間の受診率は正を図る必要がある。	継続	・引き続き、市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を開催し、乳幼児健康診査の充実に向けた働きかけに取り組む。また、母子手帳交付時の保健指導の際、乳幼児健診の重要性について周知を行うほか、保健所から市町村への情報提供や市町村担当者等会議等において、各市町村から収集した未受診者への取り組み等について共通理解を図る。	保健医療部	地域保健課
4	4	・ 市町村における妊娠から子育て期にわたる支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センターの設置を促進します。	①利用者支援事業(母子保健型)	母子健康包括支援センターの市町村設置について、県はモデル市町村と目指すべき姿及び方向性を定めた骨子の作成、具体的制度の周知のための研修会を開催し、センターの設置促進を行う。	7,136	11,902	調査検討委員会を立ち上げ、検討会の開催(7回)、先進地視察等を行い、沖縄県における目指すべき姿及び方向性を定めた骨子を作成した。	調査検討委員会3回、研修会を3階実施。また、①妊娠届出時に養育環境を確認する県内統一の問診票の策定、②産婦健診、産後ケア事業を導入するため産科等との連携を検討した。	・センターの目指すべき姿を示す骨子の説明及び「センターの基本理念や業務ガイドライン」「市町村と医療機関との連携」等の講演・研修会を3回実施。30市町村298名が参加し、市町村のセンター設置への意義について理解が深まった。 ・センターを設置した市町村は、H28年度の今帰仁村に加え、H29年度は宜野湾市、恩納村が設置し計3市町村となった。	・センターの制度や設置に向けた具体的な業務を示す等きめ細かく市町村の共通理解の促進を図る必要がある。 ・産婦健診、産後ケア事業の市町村導入のため、制度説明や産後の精神状態を確認するスキルを向上させる必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の具体的な役割や連携のあり方等を関係機関と共通理解を進める必要がある。	継続	・市町村へセンターの制度説明及び導入にあたっての課題を把握するため、地域毎(北、中、南、宮、八)に市町村意見交換会を開催する。 ・産婦健診、産後ケア事業の市町村導入のため、地域毎に事業説明及び産後うつ等精神状態の把握スキルに関する研修を実施する。 ・センターの役割を踏まえた支援者等の目指すべき姿を検討する。	保健医療部	地域保健課
			②沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(妊娠期からのつながる仕組み調査検討事業)	子育て世代包括支援センターの市町村設置を促進するため、調査検討委員会を設置し沖縄県の目指すべき姿を骨子を策定し、また、市町村向け研修会を実施する。	7,136	11,902	調査検討委員会を7回開催し、「妊娠期からつながる仕組み骨子案」を策定し、市町村と産科医療機関向けに2回研修会を実施した。	調査検討委員会を3回、専門部会を2部会計9回開催し、センターでの具体的取り組み事業について、市町村と医療機関との連携や妊婦の状況把握方法を検討した。また、市町村と産科医療機関向けに3回研修会を実施した。	・平成28年度は、調査検討委員会を7回開催し、「妊娠期からつながる仕組み骨子案」を策定し、市町村と産科医療機関向けに2回研修会を実施した。 ・平成29年度は、検討委員会と専門部会において、妊娠届出時に養育環境を確認するアンケートを検討し、市町村が統一した項目で妊婦の状況を確認できる様式を作成したほか、「センター設置の基本理念や業務ガイドライン」「市町村と医療機関の連携」をテーマに研修会を3回実施し、30市町村298名が参加した。 ・センターを設置した市町村は、H27年度の今帰仁村に加え、H29年度は宜野湾市、恩納村が設置し計3市町村となった。	・センターの制度や設置に向けた具体的な業務を示す等きめ細かく市町村の共通理解の促進を図る必要がある。 ・産婦健診、産後ケア事業の市町村導入のため、制度説明や産後の精神状態を確認するスキルを向上させる必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の具体的な役割や連携のあり方等を関係機関と共通理解を進める必要がある。	継続	・市町村に対して、センター設置に関する制度説明およびセンター導入に向けた具体的な取り組み方法を周知するため、地域毎(北、中、南、宮、八)に意見交換会を開催する。 ・産婦健診、産後ケア事業の市町村導入のため、地域毎に事業説明及び産後うつ等精神状態の把握スキルに関する研修を実施する。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の目指すべき姿を検討するとともに、支援者育成のための研修会を実施する。	保健医療部	地域保健課
5	5	・ 虐待の未然防止と早期発見に向けて、引き続き、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営支援を行うとともに、県民に対する児童虐待通告義務の広報啓発等を推進します。	①子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市町村が実施する子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に対して、事業費補助(1/3)を行う。	3,290	3,556	事業実施8市町村に対して補助を行った。	事業実施9市町村に対して補助を行った。	・児童虐待の未然防止・早期発見に努め、児童の健全育成を図るために、市町村要保護児童対策地域協議会関係職員に対する研修(5日間)を実施した。また、県民に対する児童虐待通告義務等の広報啓発のため、県内各圏域で一般県民向けの講演会を開催した。	・市町村要保護児童対策地域協議会の更なる機能強化に向け、各市町村及び各協議会構成員の児童虐待に関する意識の共有化や虐待対応のノウハウの蓄積を図り、市町村の運営体制を強化する必要がある。また、児童虐待は育児不安や経済的困窮、地域での孤立化など、家庭が持つ様々な問題が要因となって発生することから、児童虐待の未然防止の観点から、多面的な視点で広報・啓発を強化していく必要がある。	継続	・市町村専門職員向けの研修を実施し運営体制の強化を図るとともに、児童相談所による各市町村への技術的支援を実施し、児童虐待事案に関する更なる専門性の向上を図る。 ・児童虐待が発生する様々な要因をふまえ、多面的な視点による県民向けの講演会を開催し、児童虐待の未然防止に向けた広報・啓発に取り組む。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課	
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向			
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度							
6	6	・児童及び妊産婦に対し、市町村の区域ごとに置かれた民生委員・児童委員により、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行います。	①民生委員事業費	地域住民からの相談に対応し、地域住民の立場から福祉行政との橋渡しの役割を担っている民生委員・児童委員の活動の推進及び支援を行う。	84,626	86,858	子どもに関する相談支援(18,217件)、要保護児童の発見の通告・仲介(677件)など、児童及び妊産婦に対する支援が行われた。	子どもに関する相談支援(15,661件)、要保護児童の発見の通告・仲介(523件)など、児童及び妊産婦に対する支援が行われた。	・平成29年度においては、子どもに関する相談支援15,661件、要保護児童の発見の通告・仲介523件の児童及び妊産婦に対する援助等が行われた。 ・委員活動の推進については、委員に対する研修を15回開催したほか、広報活動等を行った。また、民生委員児童委員協議会を支援し、委員が活動しやすい環境を整備する取組を行った。	・都市化や核家族化の進行等による人間関係の希薄化や、地域課題の多様化・複雑化に伴う民生委員活動の困難性や負担感の高まり等により、民生委員・児童委員となり得る人材の確保が難しく、課題となっている。	継続	・民生委員・児童委員の担い手確保のために、県広報紙やチラシ等を活用したPR活動等を行う等、民生委員制度に関する広報活動に努める。 ・民生委員・児童委員の組織的活動を支える活動基盤である民生委員児童委員協議会を支援することで、民生委員が活動しやすい環境を整備する。	子ども生活福祉部	福祉政策課	
7	7	・保育所において、保育所保育指針に基づき、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について必要な把握を行うとともに、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するなど、適切に支援を行えるよう促進します。	①保育行政指導費	保育所において、保育所保育指針に基づき、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について必要な把握を行うとともに、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するなど、適切に支援を行えるよう促進する。	1,552	1,837	児童福祉法等関係法令に基づき、保育所等に対する指導監査を実施し、適切に保育が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。	児童福祉法等関係法令に基づき、保育所等に対する指導監査を実施し、適切に保育が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。	・児童福祉法等関係法令に基づき、保育所等に対する指導監査を実施し、適切に保育が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。(指導監査実施施設数294箇所)	・継続的に事業に取り組む必要がある。	継続	・引き続き、児童福祉法等関係法令及び保育所保育指針等に基づき、保育所等に対し指導監査を実施し、適切に保育が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。	子ども生活福祉部	子育て支援課	
8	8	・幼保連携型認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の健康状態や発育及び発達の状態について必要な把握を行うとともに、園児の保護者に対する子育ての支援について、園児の送迎時の対応、会合や行事など日常の教育及び保育に関連した様々な機会を活用した実施を促進します。	①保育行政指導費<NO.7①再掲>	幼保連携型認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の健康状態や発育及び発達の状態について必要な把握を行うとともに、園児の保護者に対する子育ての支援について、園児の送迎時の対応、会合や行事など日常の教育及び保育に関連した様々な機会を活用した実施を促進します。	1,552	1,837	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等関係法令に基づき、幼保連携型認定こども園等に対する指導監査を実施し、適切に保育等が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等関係法令に基づき、幼保連携型認定こども園等に対する指導監査を実施し、適切に保育等が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等関係法令に基づき、幼保連携型認定こども園等に対する指導監査を実施し、適切に保育等が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。(指導監査実施施設数19箇所)	・継続的に事業に取り組む必要がある。	継続	・引き続き、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等関係法令及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、幼保連携型認定こども園等に対する指導監査を実施し、適切に保育等が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。	子ども生活福祉部	子育て支援課	
9	9	・幼稚園において、幼稚園教育要領に基づき、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう促進します。	①学校評議委員との協議実施	幼稚園において、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう促進していく。	0	0	各公立幼稚園では、学校評議委員を園長が任命し地域や保護者と学校運営についての協議を行い、連携に努めている。	各公立幼稚園では、学校評議委員を園長が任命し地域や保護者と学校運営についての協議を行い、連携に努めている。	・多様な視点からの意見交換がなされ、学校運営上の参考になり、連携もできる。	・幼稚園における生活が家庭や地域社会との連続性を保ちつつ展開されるような連携体制が必要である。	継続	・今後とも、幼稚園において、幼稚園教育要領に基づき、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう促進していく。	教育庁	義務教育課	
(2)小・中学生期															
10	1	・子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子どもを支援につなげるための調整等を行う「子供の貧困対策支援員」の市町村への配置を促進します。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(市町村事業)実施の調整等	市町村が行う子供の貧困対策支援員配置事業と子供の居場所運営支援事業について、円滑な実施のための支援・調整を行う。	666,069	878,636	・市町村が次の事業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策支援員の配置 ②子供の居場所の設置 ※H28市町村への国庫補助金666,069千円	・市町村が次の事業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策支援員の配置 ②子供の居場所の設置 ※H29市町村への国庫補助金878,636千円	・H29年度末時点で、子供の貧困対策支援員が27市町村に114人が配置され、子供の居場所が26市町村に130箇所設置された。 ・H29年度においては、のべ4,887人に子供の貧困対策支援員が支援したほか、のべ288,784人が子供の居場所を利用し、子どもの対人関係や学習意欲等の改善につながった。	・一部の市町村において、人材確保が困難であるため、支援員や居場所が未配置になっている。 ・沖縄子供の貧困緊急対策事業のモデル事業期間終了に伴い、市町村において事業の見直しが行われる可能性がある。	継続	・事業成果や取組の好事例の共有等を行い、更なる配置促進を図る。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課	
11	2	・学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置人数や区域を順次拡大しながら支援を強化します。	①スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーを各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う。	29,755	38,913	スクールソーシャルワーカー(20人)を県内6教育事務所へ配置し、問題を抱える児童生徒への支援を行った。	スクールソーシャルワーカー(20人)を県内6教育事務所へ配置し、問題を抱える児童生徒への支援を行った。	・児童生徒への訪問活動やケース会議の開催、また福祉機関への働き掛け等の支援を行い、登校復帰等につながった。 ・支援の結果、登校する又はできるようになった児童生徒の割合は、H27年度の32.1%からH28年度は36.0%となっており、全国(H27:28.7%、H28:28.3%)より高くなっている。	・児童生徒をサポートする人員の要求は年々増加しており、限られた財政と人員の中で、より成果が得られる活用の仕方を工夫する必要がある。 ・貧困対策のために市町村単位でスクールソーシャルワーカーを新規または増員して配置する必要がある。	継続	・スクールソーシャルワーカーの配置拡充については、国の動向を踏まえ検討する。 ・学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉等の関係機関につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置人数や区域を順次拡大しながら支援を強化する。	教育庁	義務教育課	
12	3	・スクールソーシャルワーカー等の役割について、福祉関連機関における理解を深めるとともに、学校と福祉関連機関との連携を促進します。	①スクールソーシャルワーカー配置事業<No.11①再掲>	スクールソーシャルワーカーを各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う。	29,755	38,646	各教育事務所における研修や県連絡協議会等において、福祉関連機関や関係部局等との連携について協議するなど資質向上に向けた研修を実施した。	県や各教育事務所における研修等において、関係機関との連携や校内でのSC、小局等との連携について協議するなど資質向上のための研修、協議を行った。	・研修の成果として、スクールソーシャルワーカーの業務の中心となる関係機関との連携を図ることができた。 ・児童家庭福祉の関係機関 1,516件 ・教育支援センター・適応指導教室等学校外の教育機関 524件 ・地域の人材や団体等 356件 ・保健、医療の関係機関 284件 ・警察等の関係機関 36件 ・司法・矯正・更生保護の関係機関 26件 など	・近年、児童生徒を取り巻く環境は、ますます複雑化し、それに伴い様々な問題を抱える児童が増えており、スクールソーシャルワーカーが対応できるよう知識・技能を身につけ、関係諸機関との連携をさらに密にする必要がある。 ・学校職員のスキルアップを図るため、各種研修会等でスクールソーシャルワーカーを活用した研修会の充実を図る。	継続	・学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉等の関係機関につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上と研修内容の充実を図る。	教育庁	義務教育課	



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
13	4	・児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの配置推進を図ります。	①スクールカウンセラー配置事業	児童生徒等の心のケアに資するよう、スクールカウンセラー等を学校に配置する。	124,645	121,653	児童生徒8,635人(相談件数21,660件)、保護者・教職員9,898人(相談件数30,586件)の相談にスクールカウンセラー等が対応した。	児童生徒10,778人(相談件数23,816件)、保護者・教職員9,369人(相談件数27,729件)の相談にスクールカウンセラー等が対応した。	・本県の小中の不登校で、指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒の割合は、平成27、28年度ともに全国より高い。 ※登校復帰割合・小中 H27 県32.1% → H28 県36.0% (全国28.7%) → (全国28.3%)	・学校における教育相談の充実を図るため、高度な専門性を有するスクールカウンセラーの確保に努める。 ・学校職員のスキルアップを図るため、各種研修会等でスクールカウンセラーを活用した研修会の充実を図る。	継続	・スクールカウンセラーの募集にあたっては、臨床心理士会に働きかけ、臨床心理士等の有資格者を確保する。 ・臨床心理士だけでなく、学校カウンセラーや教育カウンセラー等の研究団体に働きかけ広く人材の募集を行う。 ・連絡協議会や学校訪問等において、スクールカウンセラーの学校での位置づけや働きなどを確認し、カウンセリングの他にも学校でスクールカウンセラーの専門性を生かした研修会の実施を促す。	教育庁	義務教育課
14	5	・小・中アシスト相談員等を活用して、いじめ、不登校、問題行動等に課題を抱える学校への集中支援及び巡回支援を行います。	①小・中学生いきいき支援事業	小中アシスト相談員を教育事務所に配置し、不登校や問題行動等の課題を抱える学校に派遣する。	81,403	79,116	小学校62校、中学校43校に計52名の小中アシスト相談員を配置して支援を実施した。	小学校65校、中学校41校に計49名の小中アシスト相談員を配置して支援を実施した。	・平成28年度の児童生徒への支援数は3,272名、延べ相談・支援回数は32,500回、うち好転による支援終了が933名となっている。 ・平成29年度の児童生徒への支援数は2,340名、延べ相談・支援回数は30,062回、うち好転による支援終了が1,040名となっている。 【参考】登校復帰割合・小中学校 H27 県32.1% → H28 県36.0% (全国28.7%) → (全国28.3%)	・学校のニーズに応じた支援活動を行うため、小中アシスト相談員の資質及び能力の向上を図る必要がある。 ・保護者と学校及び関係機関とのつなぎを確保し、家庭環境の改善に向けた支援体制を検討する必要がある。	継続	・定期的に小中アシスト相談員の報告会や事例検討会を行うほか、各種研修を充実させることにより、各相談員の資質及び能力のさらなる向上を図る。 ・小中アシスト相談員とスクールソーシャルワーカー等との連携強化により、家庭環境の改善に向けた保護者支援を行う。	教育庁	義務教育課
15	6	・虐待の未然防止と早期発見に向けて、引き続き、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営支援を行うとともに、県民に対する児童虐待通告義務の広報啓発等を推進します。 <No.5再掲>	①子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 <No.5①再掲>	市町村が実施する子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に対して、事業費補助(1/3)を行う。	3,290	3,556	事業実施8市町村に対して補助を行った。	事業実施9市町村に対して補助を行った。	・児童虐待の未然防止・早期発見に努め、児童の健全育成を図るために、市町村要保護児童対策地域協議会関係職員に対する研修(5日間)を実施した。 ・また、県民に対する児童虐待通告義務等の広報啓発のため、県内各圏域で一般県民向けの講演会を開催した。	・市町村要保護児童対策地域協議会の更なる機能強化に向け、各市町村及び各協議会構成員の児童虐待に関する意識の共有化や虐待対応のノウハウの蓄積を図り、市町村の運営体制を強化する必要がある。 ・また、児童虐待は育児不安や経済的困窮、地域での孤立化など、家庭が持つ様々な問題が要因となって発生することから、児童虐待の未然防止の観点から、多面的な視点で広報・啓発を強化していく必要がある。	継続	・市町村専門職員向けの研修を実施し運営体制の強化を図るとともに、児童相談所による各市町村への技術的支援を実施し、児童虐待事案に関する更なる専門性の向上を図る。 ・児童虐待が発生する様々な要因をふまえ、多面的な視点による県民向けの講演会を開催し、児童虐待の未然防止に向けた広報・啓発に取り組む。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
16	7	・児童及び妊産婦に対し、市町村の区域ごとに置かれた民生委員・児童委員により、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助及び指導を行います。 <No.6再掲>	①民生委員事業費 <No.6①再掲>	地域住民からの相談に対応し、地域住民の立場から福祉行政との橋渡しの役割を担っている民生委員・児童委員の活動の推進及び支援を行う。	84,626	86,858	子どもに関する相談支援(18,217件)、要保護児童の発見の通告・仲介(677件)など、児童及び妊産婦に対する支援が行われた。	子どもに関する相談支援(15,661件)、要保護児童の発見の通告・仲介(523件)など、児童及び妊産婦に対する支援が行われた。	・平成29年度においては、子どもに関する相談支援件数15,661件、要保護児童の発見の通告・仲介523件の児童及び妊産婦に対する援助等が行われた。 ・委員活動の推進については、委員に対する研修を15回開催したほか、広報活動等を行った。また、民生委員児童委員協議会を支援し、委員が活動しやすい環境を整備する取組を行った。	・都市化や核家族化の進行等による人間関係の希薄化や、地域課題の多様化・複雑化に伴う民生委員活動の困難性や負担感の高まり等により、民生委員・児童委員となり得る人材の確保が難しく、課題となっている。	継続	・民生委員・児童委員の抱い手確保のために、県広報紙やチラシ等を活用したPR活動等を行う等、民生委員制度に関する広報活動に努める。 ・民生委員・児童委員の組織的活動を支える活動基盤である民生委員児童委員協議会を支援することで、民生委員が活動しやすい環境を整備する。	子ども生活福祉部	福祉政策課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
<b>(3) 高校生期</b>														
17	1	・不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に就学支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構築します。	①教育相談・就学支援員配置事業	不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く、支援を必要とする県立高等学校へ就学支援員を派遣し、校内外における支援体制の構築や、アウトリーチ支援、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制の構築を図る。	20,992	22,341	・県立高等学校13校15課程に配置することができ、生徒823人への支援を行った。	・県立高等学校13校15課程に配置することができ、生徒824人への支援を行った。	・就学支援員を学校に派遣し、カウンセリング等を実施したほか、中途退学者の社会的職業的な自立支援の取組が図られた。	・事業の拡大とともに、就学支援員(臨床心理士・社会福祉士等)の有資格者の人材確保が必要である。	継続	・各学校において、教育相談・就学支援員配置事業の必要性が高まっており、継続的に事業の拡大を図り取組を充実させ、生徒の支援体制の強化を図っていく。	教育庁	県立学校教育課
18	2	・児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの配置推進を図ります。<NO.13再掲>	①スクールカウンセラー配置事業(県立高校)	生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、生徒の臨床心理に関する高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー等を学校へ配置し、生徒の問題行動等の解決に資する。	25,465	25,619	・スクールカウンセラー等を県立高校等51校59課程に配置したことにより、生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図った。	・スクールカウンセラー等を県立高校等46校52課程に配置したことにより、生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図った。	・カウンセリングなどの支援を行うことで、生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図る。	・欠席状況が長期化すると登校が困難になるため、初期の段階で、生徒の状況に応じた適切な働きかけを行う必要がある。 ・いじめ、不登校、問題行動等の発生の未然防止、早期解決に向けた取り組みを行う必要がある。 ・高度な専門的知識・経験を有する人材が必要であるが、確保に苦労している。	継続	・県立学校教育課の嘱託職員がスクールカウンセラーを配置し、カウンセラー未配置校への支援を行うなど、引き続き学校の教育相談体制の強化を図っていく。	教育庁	義務教育課
<b>(4) 支援を必要とする若者</b>														
19	1	・中学校卒業後に進学も就職もしていない少年(以下「中卒無職少年」といいます。)及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsorae等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。	①ハローワーク等との情報共有	中卒無職少年及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsorae等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。	0	0	・各学校へ外部機関との連携協力を周知した。また、サポートステーション等と情報交換および連携して、生徒への進路支援を行った。	・学校の進路指導部や生徒指導部等に対し外部機関の活用を推進し、サポートステーション等との連携を図った。	・県立高校2校において、サポートステーション等との情報交換や生徒支援における連携を図ることができた。また、多数の学校において、外部機関による相談等を行うことができた。	・一旦学校を退学した生徒の連絡先を提供することは、個人情報の問題を抱えており、外部機関への情報提供が困難である。 ・中退者との連絡をとることが、困難である。	継続	・各学校へ外部機関との連携協力を周知するとともに、引き続き関係機関との情報共有等の連携を図る。	教育庁	県立学校教育課
			②学校等への地域若者サポートステーションの活動内容周知	県教育庁義務教育課から市町村教育委員会及び中学校等への文書による周知と、県内の地域若者サポートステーション(3か所)の活動内容の周知を行う。	104	95	・キャリア教育・進路指導等講座でサポートステーション等について紹介(地区6開催)	・キャリア教育・進路指導等講座でサポートステーション等について紹介(地区6開催)	・キャリア教育・進路指導等講座でサポートステーション等について紹介(地区6開催)することで、社会的・職業的自立に向けた支援の取組が図られた。	・中学卒業後にニートとなった若者と地域支援機関等(地域若者サポートステーション等)との関わりや「繋ぎ」から見える課題として ①一般社会との繋がりを拒み不登校から引きこもりになった本人と家族への対応 ②中学校卒業後、進学せず無就労で不良行為を繰り返す少年への対応 ③外部との接触を断っている精神疾患を抱えた保護者とその子への支援	継続	・中学卒業後にニートとなった若者と地域支援機関との関わりとして、最も重要なことは「自立」を促すことである。自立を促すために必要なこととして特にどんな職業についても「必要な力」(あいさつ、時間、片付け)のような基礎的なものから目標を設定して、自己決定したり計画を立てるなど、汎用的な能力を義務教育の段階で培う必要がある。キャリア教育として今後、「自立」に向けた方向性や取組を検討する必要がある。	教育庁	義務教育課
<b>(5) 人材の確保と資質の向上</b>														
20	1	・養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる観点から、乳児全戸家庭訪問事業や養育支援訪問事業の訪問支援者等に対する研修の充実を図ります。	①市町村児童相談体制強化事業実施に向けた調査等	市町村等で子ども家庭支援に関わる職員を対象とした研修を実施する。	-	1,739	-	基礎的研修(2日間)及び応用的研修(2日間)の2コースを各1回実施。約150名が受講した。	・研修は、対象者の能力と必要性に応じ、基礎的研修(2日間)及び応用的研修(2日間)の2コースを各1回実施した(約150名受講)。講義や演習により受講者の資質向上につなげた。また、研修プログラムに情報交換の時間を設け、各市町村間のネットワーク形成を図ることにつなげた。	・市町村において、支援を要する家庭を早期に把握し、必要な支援に繋げていくと共に、特に支援が必要と認められる家庭に対しては家庭訪問等による積極的な支援(アウトリーチ支援)が実施できる体制を強化していく必要がある。	継続	・支援を要する子ども家庭を早期に把握し、適切な支援につなげていくために、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を引き続き実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
21	2	・子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子どもを支援につなげるための調整等を行う「子供の貧困対策支援員」に対する必要な研修を行います。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(支援員養成研修沖縄県事業)	市町村が配置する子供の貧困対策支援員等に対する研修を行う。	501	2,295	・市町村が配置した子どもの貧困対策支援員の資質向上を図るため、研修を2回実施した。	・市町村が配置した子どもの貧困対策支援員の資質向上を図るため、研修を4回実施した。	・市町村が配置した子どもの貧困対策支援員の資質向上を図るため、研修を以下の通り実施した。 ①平成28年度 2回実施(472人参加) ②平成29年度 4回実施(465人参加)	・子供の貧困対策支援員の業務が様々なケースと関連するため、資質向上に向けた体系的な研修プログラムの検討が必要である。	継続	・子供の貧困対策支援員の資質向上に向けた体系的な研修プログラムの検討	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
22	3	・スクールソーシャルワーカーについて、継続的な就労と効果的な活用を図る観点から、待遇改善や業務への支援体制の整備に努めます。	①スクールソーシャルワーカー配置事業<No.11①再掲>	スクールソーシャルワーカーを各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う。	29,755	38,646	・処遇改善について国の動向を踏まえた検討、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上に向けた研修等による支援体制の充実	・処遇改善について国の動向を踏まえた検討、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上に向けた研修等による支援体制の充実	・各教育事務所における研修会及び県連絡協議会の実施し、スクールソーシャルワーカーの資質の向上を図った。	・学校における教育相談の充実を図るため、高度な専門性を有するスクールソーシャルワーカーの増員を図り、その資質向上に努める。	継続	・国の動向を注視、また研修内容の充実によるスクールソーシャルワーカーの更なる資質向上	教育庁	義務教育課
23	4	・スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、県教育事務所における研修の充実等を図ります。	①スクールソーシャルワーカー配置事業<No.11①再掲>	スクールソーシャルワーカーを各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う。	29,755	38,646	・各教育事務所における研修や県連絡協議会等において、福祉関連機関や関係部局等との連携について協議するなど資質向上に向けた研修を実施した。	・県と各教育事務所における研修等において、関係機関との連携や校内でのSC、小中アシスト支援員、市町村配置の支援員との情報共有や連携の強化のための研修、協議を行った。	・研修の成果として、スクールソーシャルワーカーの業務の中心となる関係機関との連携を図ることができた。 ・児童家庭福祉の関係機関 1,516件 ・教育支援センター・適応指導教室等学校外の教育機関 524件 ・地域の人材や団体等 356件 ・保健、医療の関係機関 284件 ・警察等の関係機関 36件 ・司法・矯正・更生保護の関係機関 26件 など	・近年、児童生徒を取り巻く環境は、ますます複雑化し、それに伴い様々な問題を抱える児童が増えており、スクールソーシャルワーカーが対応できるよう知識・技能を身につけ、関係諸機関との連携をさらに密にする必要がある。	継続	・研修内容の充実によるスクールソーシャルワーカーの更なる資質向上	教育庁	義務教育課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課	
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向			
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度							
<b>2 ライフステージに応じた子どもへの支援</b>															
<b>(1)乳幼児期</b>															
24	1	教育の支援	・ 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、低所得世帯の負担軽減の観点から、幼稚園就園奨励費補助制度において公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の格差軽減を図る市町村の取組を促進します。	①幼稚園就園奨励事業	保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、入園料、保育料を軽減する就園奨励事業を実施している市町村に対して、国が1/3以内の補助を行う。	—	—	入園料、保育料を軽減する就園奨励事業を実施している21市町村に支援を実施した。	入園料、保育料を軽減する就園奨励事業を実施している20市町村に支援を実施した。	・平成28年度は、私立幼稚園に通学する幼児2,233名の保護者等の経済的負担を軽減。平成29年度は、私立幼稚園に通学する幼児2,116名の保護者等の経済的負担を軽減。	・幼児教育の無償化に向けた国の動向を踏まえ、実施主体である市町村において、十分な財源措置が求められる。 ・市町村間で、対象とする園児や多子世帯・ひとり親世帯への対応状況、支給額の水準等に差が生じている。	継続	・各市町村の状況調査の実施と結果の配布を行い他自治体の実施状況等を共有するとともに、引き続き、補助単価や対象範囲、多子世帯・ひとり親世帯等の優遇措置状況について国の補助基準を下回っている場合は、その引上げに努めるよう、市町村に促している。	教育庁	教育支援課
25	2		・ 質の高い幼児教育を保障するため、公立幼稚園における3年保育を促進するとともに、保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実を図ります。	①沖縄型幼児教育推進事業	小学校区における公立幼稚園を結節点とした保幼小連携の体制構築(保幼小合同研修会・保幼小連絡協議会、コーディネーター配置等)	578	2,641	保幼小合同研修会(沖縄型幼児教育推進事業連絡協議会2回、保育技能協議会1回、沖縄県幼稚園教諭等研修会1回)を計4回実施した。	保幼小合同研修会(沖縄型幼児教育推進事業連絡協議会3回、保育技能協議会1回、沖縄県幼稚園教諭等研修会1回)を計5回実施した。	・平成28年度は豊見城市が参加し、小学校区における公立幼稚園を結節点とした保幼小連携の体制構築に努めた。また、体制作り大きく貢献し、実践の内容を他市町村へ紹介することで周知につながった。 ・平成29年度は2年目となる本事業にうるま市、糸満市、豊見城市が参加した。研修会などで本事業の推進や周知を図ることができた。幼稚園教育課程地区研究協議会等において、専門的な講義や研究協議等を実施し、教員の資質向上や幼稚園教育の質の向上を図ることができた。	・沖縄型幼児教育を推進するコーディネーターについては市町村において人材確保及び財源確保等の課題があり、6地区(県内全地区)を予定していたが、2地区(島尻地区の豊見城市・糸満市と中頭地区のうるま市)しか配置できなかった。	継続	・子育て支援課と連携を図り、保幼小連携を意識した体制作りを検討する。 ・研修会等をとおして保幼小連絡協議会や合同研修会の開催、幼児・児童の交流会の実施等の開催を促すとともに、保幼小連携に関する実態調査を行い実態を把握する。 ・研修会等をとおして幼児教育の質の向上と「沖縄型幼児教育」を推進する。 ・事業の実施条件等について市町村の実態に応じた新たな保幼小連携に関する方策を検討する。	教育庁	義務教育課
26	3		・ 「黄金くがに」つ子応援プラン(県)に基づき、市町村と連携して保育所等の整備を促進するとともに保育士の確保等を図り、平成29年度末までの待機児童の解消を目指します。	①待機児童対策関連事業	待機児童の解消に向けて、「黄金つ子応援プラン」に基づき、保育所等の整備や認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保等に取り組む。	8,021,877	8,463,294	93箇所、5,329人に相当する保育所等の整備事業が実施した。	92箇所、4,499人に相当する保育所等の整備事業が実施した。	・市町村が実施する施設整備に対する交付金支援や認可化移行支援等及び必要な保育士の確保により約5,000人の保育所等の定員が確保できた。	・設計調整の遅れや関係機関との調整遅れにより、施設整備の進捗が遅れたことから、市町村との連携をより一層密にし、施設整備の着実な実施に取り組む必要がある。	継続	・県、市町村及び保育士・保育所総合支援センターの三者での連携をより一層密にし、計画的な施設整備を行うとともに、引き続き、センターを活用し、運営費支援を実施する認可外保育施設に対して個別指導を強化し、施設毎の個別の課題をより確実に把握し、早期の認可化移行の実現に取り組み保育所等の定員を確保することで待機児童解消を図る。	子ども生活福祉部	子育て支援課
27	4	・ 乳幼児期は、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たす時期であることから、保育所等において食育の重要性について周知を図ります。	①食育推進事業	食育基本法に基づき、県民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、食育を推進する。	4,456	8,669	食育イベントの開催(5回)、食育月間(6月)にパネル展や食育体験学習プログラム(17回)を実施したほか、市町村等が行う食育の取組補助(農水省の間接補助金:5団体)、食育に関する県民意識調査、第3次沖縄県食育推進計画の策定、市町村食育推進計画作成研修会を開催した。	・第3次沖縄県食育推進計画の策定により、沖縄県の食育の方向性が県民や関係団体に示されるとともに、庁内関係部局の連携が図られ、また、市町村食育推進計画策定の参考となることで、県民運動としての食育が推進される。 ・食育体験学習には合計444名の生徒が参加した。	・食育に関する県民意識調査において、食育に関心のある県民の割合は約9割まで高まっている中、食育の実践に関しては、全国と比較しても低いという結果が出た。今後は関心をいかにして実践につなげるかが課題となる。 ・また、県内市町村の食育推進計画の策定率が24.4%で全国最下位となっている。(平成30年3月31日時点、平成29年度 食育白書)	継続	・今後は、仕事や家事等で忙しく、食育への関心があってもなかなか実践できない人や食育への関心度が低い層をより意識したイベントの開催や啓発物の作成を行う。 ・市町村の食育推進計画策定が促進されるよう、各市町村長等へ働きかけるとともに、計画の意義や作成の方法等を伝える市町村担当者研修会の開催等を行う。	保健医療部	健康長寿課		
28	5	・ 市町村において実施している夜間保育所や延長保育、地域型保育事業など地域の実情に応じた保育サービスを支援するとともに、保護者が安心して子育てができる環境整備に取り組めます。	①延長保育事業	就労形態の多様化等に伴い、通常の利用時間外において児童を預けられる環境を整備する必要があることから、延長保育を実施することにより、安心して子育てができる環境の整備を図る。	85,651	93,631	延長保育事業は、22市町村、364か所での実施であった。	延長保育事業は、23市町村、503か所での実施であった。	・地域のニーズに応じ、延長保育事業を実施する市町村を支援することにより、子育て支援の充実を図った。 ・延長保育事業は、23市町村、503か所での実施であった。	・事業の実施状況について市町村から中間報告を求める等、適切に進捗管理を行うことにより、実績確定を円滑に行うことができる。 ・本事業を実施する施設数の増加に対応し、実施主体である市町村を支援することにより、子育て支援の充実を図ることができる。	継続	・市町村計画に基づき、保護者のニーズに応じた事業を実施する市町村を、引き続き支援することにより、本事業を実施する施設を拡大し、安心して子育てができる環境の整備を図る。	子ども生活福祉部	子育て支援課	
29	6	生活の支援	・ 社会的養護を必要とする子どもに対し、温かい愛情と正しい理解を持った家庭的な環境の下で養育を提供できるよう、里親委託や児童養護施設の小規模化等を推進します。	①児童保護措置費	小規模グループケア等を実施する施設へ措置費の加算を行い、児童養護施設等のケア形態の小規模化を推進する。	128,997	169,588	小規模グループケア等を実施する施設へ措置費の加算を行った。 ・小規模グループケア実施施設数(2施設) ・地域小規模児童養護施設数(5施設)	小規模グループケア等を実施する施設へ措置費の加算を行った。 ・小規模グループケア実施施設数(2施設) ・地域小規模児童養護施設数(7施設)	・小規模化を進めたことにより、家庭的な環境の中で職員との個人的な関係を重視したきめ細かなケアを提供することが可能となった。 ・また小規模化に際して地域社会の民間住宅等を活用することにより、近隣住民と関わりを持つことが可能となり、子どもの社会的自立を促すことにも繋がる。	・依然として大規模なままの施設もあり、継続して小規模化を進めていく必要がある。 ・本体施設から地域小規模児童養護施設へ子どもを移す場合、環境の変化が子どもに与えるストレスや影響を十分に考慮する必要がある。	継続	・子どもの状態を十分に考慮したうえで、継続して小規模化を進めていく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
			②児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	社会的養護において、より家庭的な環境で育てることができるよう施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施推進として児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。	6,000	6,000	児童養護施設2施設において地域小規模児童養護施設を開設。	児童養護施設1施設において地域小規模児童養護施設を開設。	・施設の小型化により、児童をより一般家庭に近い環境で育てることができるようになった。	・施設の小型化により、一人の施設職員に求められるスキルが高まることが想定される。また、地域小規模施設の設置に当たっては、近隣住民と良好な関係を築き、地域での社会的養護の理解を深めていくという視点が必要。	継続	・家庭的養護を推進するため、児童養護施設等に対し引き続き施設の小型化を促していく。また、職員等に対し、小規模化の推進により生じうる問題に対応した実践的な研修を実施し、スキルアップを図る。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課	
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向			
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度							
30	7	・市町村において、妊娠前から子育て期にわたる支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センターの設置を促進します。 <No.4再掲>	①利用者支援事業(母子保健型) <NO.4①再掲>	母子健康包括支援センターの市町村設置について、県はモデル市町村と目指すべき姿及び方向性を定めた骨子の作成、具体的制度の周知のための研修会を開催し、センターの設置促進を行う。	7,136	11,902	調査検討委員会を立ち上げ、検討会の開催(7回)、先進地視察等を行い、沖縄県における目指すべき姿及び方向性を定めた骨子を作成した。	調査検討委員会3回、研修会を3回実施。また、①妊娠届出時に養育環境を確認する県内統一の間診票の策定、②産婦健診、産後ケア事業を導入するため産科等との連携を検討した。	・センターの目指すべき姿を示す骨子の説明及び「センターの基本理念や業務ガイドライン」「市町村と医療機関との連携」等の講演・研修会を3回実施。30市町村298名が参加し、市町村のセンター設置への意義について理解が深まった。 ・センターを設置した市町村は、H28年度の今帰仁村に加え、H29年度は宜野湾市、恩納村が設置した。	・センターの制度や設置に向けた具体的な業務を示す等きめ細かく市町村の共通理解の促進を図る必要がある。 ・産婦健診、産後ケア事業の市町村導入のため、制度説明や産後の精神状態を確認するスキルを向上させる必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の具体的な役割や連携のあり方等を関係機関と共通理解を進める必要がある。	継続	・市町村へセンターの制度説明及び導入にあたっての課題を把握するため、地域毎(北、中、南、宮、八)に市町村意見交換会を開催する。 ・産婦健診、産後ケア事業の市町村導入のため、地域毎に事業説明及び産後うつ等精神状態の把握スキルに関する研修を実施する。 ・センターの役割を踏まえた支援者等の目指すべき姿を検討する。	保健医療部	地域保健課	
			②沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(妊娠期からのつながる仕組み調査検討事業) <NO.4②再掲>	子育て世代包括支援センターの市町村設置を促進するため、調査検討委員会を設置し沖縄県の目指すべき姿を骨子を策定し、また、市町村向け研修会を実施する。	7,136	11,902	調査検討委員会を7回開催し、「妊娠期からつながる仕組み骨子案」を策定し、市町村と産科医療機関向けに2回研修会を実施した。	調査検討委員会を3回、専門部会を2部会計9回開催し、センターでの具体的な取り組み事業について、市町村と医療機関との連携や妊婦の状況把握方法を検討した。また、市町村と産科医療機関向けに3回研修会を実施した。	・平成28年度は、調査検討委員会を7回開催し、「妊娠期からつながる仕組み骨子案」を策定し、市町村と産科医療機関向けに2回研修会を実施した。 ・平成29年度は、検討委員会と専門部会において、妊娠届出時に養育環境を確認するアンケートを検討し、市町村が統一した項目で妊婦の状況を確認できる様式を作成したほか、「センター設置の基本理念や業務ガイドライン」「市町村と医療機関の連携」をテーマに研修会を3回実施し、30市町村298名が参加した。 ・センターを設置した市町村は、H27年度の今帰仁村に加え、H29年度は宜野湾市、恩納村が設置した。	・センターの制度や設置に向けた具体的な業務を示す等きめ細かく市町村の共通理解の促進を図る必要がある。 ・産婦健診、産後ケア事業の市町村導入のため、制度説明や産後の精神状態を確認するスキルを向上させる必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の具体的な役割や連携のあり方等を関係機関と共通理解を進める必要がある。	継続	・市町村に対して、センター設置に関する制度説明およびセンター導入に向けた具体的な取り組み方法を周知するため、地域毎(北、中、南、宮、八)に意見交換会を開催する。 ・産婦健診、産後ケア事業の市町村導入のため、地域毎に事業説明及び産後うつ等精神状態の把握スキルに関する研修を実施する。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の目指すべき姿を検討するとともに、支援者育成のための研修会を実施する。	保健医療部	地域保健課	
31	8	・認可保育所の定員に空きがない等の理由により、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等の負担軽減を図ります。	①ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業	認可外保育施設が利用料の全部又は一部を免除した場合に、当該施設に対して減免相当額を補助する。(補助上限額:月額26,000円)	86,075	82,035	利用料の免除があった21市町村に対して補助を行った。 ・支援対象保護者: 487人 ・支援対象児童: 582人	利用料の免除があった21市町村に対して補助を行った。 ・支援対象保護者: 467人 ・支援対象児童: 563人	・ひとり親家庭の待機児童が相当数発生している全ての市町村において本事業が実施される結果になっており、対象要件を満たす県内のひとり親家庭等に対し、本事業による支援が行き届き、生活の安定と自立の促進に寄与した。	・対象要件を満たす県内のひとり親家庭等に支援が行き届くよう、市町村における事業実施の予算確保や、認可外保育施設の協力、対象者への制度周知が必要である。	継続	・国の施策(幼児教育・保育の無償化)の動向を注視し、本事業の対象要件等を整理を行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
32	8	・病児保育については、地域の実情に応じた市町村の取組を支援することにより、低所得世帯を含む全ての子どもが必要なサービスを受けられるよう取り組みます。	①病児保育事業	多様なニーズに対応した子育て支援の充実を図るため、市町村が実施する病児保育事業に対して助成する。	49,535	55,345	病児保育事業は、14市町村、19施設での実施があった。	病児保育事業は、15市町村、21施設での実施があった。	・病児保育事業を実施する15市町村21施設に対して運営費を補助し、年間延べ10,082人の児童の利用があった。	・病児保育の拡充や、地域における多様な保育サービスの充実を図っていく必要がある。	継続	・病児保育の拡充や、地域における多様な保育サービスの充実を図るため、市町村と連携して取り組む。	子ども生活福祉部	子育て支援課	
33	10	・子どもの健全な発育・発達を図ること及びひとり親家庭の生活の安定と自立を支援することを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、市町村と連携し、窓口での支払いが困難な方への対策に取り組みます。	①母子家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。	290,183	336,438	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	・ひとり親家庭等の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることができた。	・本事業の給付方法は、受給者にとって利便性の高い「自動償還方式」に移行を進めており、一部市町村で導入が始まっている。 ・本事業の実施主体は市町村であるため、多くの市町村で「自動償還方式」の導入を進めていく必要がある。	継続	・継続して事業を実施するとともに、給付方法に関する各市町村の意見などを聞き、本事業の見直しについて検討を行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
			②こども医療費助成事業	こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図るため、市町村が行うこども医療費助成事業に要する経費について補助を行う。	1,229,953	1,267,692	県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学卒業までの児童を対象に、1,607,606件の医療費助成への支援を実施した。	県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学卒業までの児童を対象に、1,691,033件の医療費助成への支援を実施した。	・平成29年度は、県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学卒業までの児童を対象に、1,691,033件の医療費助成への支援を実施した。	・全国的にこども医療費助成制度は拡大の方向にあり、県内でも対象年齢の引き上げや給付方法の変更など制度拡充の要望が強い。 ・制度の拡充にあたっては、市町村の財政状況、市町村の意向、市町村間の権衡及び小児医療の提供体制に与える影響についても考慮しながら、慎重に検討する必要がある。	継続・見直し	・平成30年10月から現物給付方式を導入する。 ・通院の対象年齢の拡大については、市町村と協議の場を設定し、現物給付の効果や、財政負担、小児医療に与える影響等を検証しながら、段階的に拡充する方向で検討する。	保健医療部	保健医療総務課	
(2)小・中学生期															
34	1	・学校教育において自ら学び自ら考える力を育み、学力を保障するため、少人数指導や、学習に遅れがある児童生徒を支援する教員、学習支援員及びボランティアを確保することなど、学習支援を実施します。	①指導方法等工夫改善に係る加配教員活用事業	日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を図るため、TTや少人数指導を行い、児童生徒一人一人の習熟の程度に応じた指導を行う。	0	0	336名が配置され、指導方法等の工夫改善(学習支援)を行った。	305名が配置され、指導方法等の工夫改善(学習支援)を行った。	・日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を図るため、TTや少人数指導を行い、学習に遅れがある児童生徒を支援するなどの一人一人の習熟の程度にあった支援を行うことができた。	・直接的に児童生徒の学習支援に重きが置かれ、さらに、特定学年への関わりに偏った傾向があるため、学校全体の授業改善の推進を図るといった点から課題が見られた。	継続	・授業改善に係る加配教員(授業改善リーダー)に名称を改め、趣旨を大幅に変更した。そうすることで役割が学習支援から教師の授業改善におく。これは、学力向上推進プロジェクトの取組の重点に「授業改善」に置かれていることから授業改善リーダーは学校の要になることや、学校全体の授業改善が進むことで本県の児童生徒の「確かな学力」を育むことにつながるかと考える。	教育庁	義務教育課	



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
			②30人以下学級、 少人数学級の推進	児童生徒が生活習慣や規範意識を身に付け、基本的学力の向上を図るため、公立小・中学校を対象に義務標準法で定める学級編制の標準を下回る学級編制を行う。	0	0	小学校1年生から4年生及び中学校1年生で30人または35人以下の少人数学級を実施した。(小学校232学級、中学校50学級)	小学校1年生から5年生及び中学校1年生で30人または35人以下の少人数学級を実施した。(小学校283学級、中学校52学級)	・少人数学級編制による学級数の増加をはかることで、児童生徒一人一人によりきめ細かな学習指導を行うことができた。	・少人数学級の推進にあたっては、学級数増加による教職員増加のため、教職員定数の確保に努める必要がある。 ・少人数学級の推進による学級増に伴う教室の確保については、市町村で行うこととなるので、連携を図りながら対応する必要がある。	継続	・アンケート調査等により市町村の意向を確認した上で、今後の少人数学級のあり方を検討する。	教育庁	学校人事課
35	2	・実践的な研修で教師の授業力の向上を図るとともに、研修で得た指導方法等を他の教師へ波及させることにより、全校体制で児童生徒の学力向上に取り組みます。	①教員指導力向上事業	(1) 地区別ブロック型研究事業<算数、数学、英語>を実施した。 (2) 各地区で授業改善研修会(国語)を実施した。	5,324	4,768	(1) 地区別ブロック型研究会を478回開催した。(達成割合100.0%) (2) 授業改善研修会を47回開催した。(達成割合100.0%)	(1) 地区別ブロック型研究会を378回開催した。(達成割合99.0%) (2) 授業改善研修会を47回開催した。(達成割合100.0%)	①平成29年度の全国学力・学習状況調査では、小学校は平均正答率が全国水準を維持している。中学校でも全国との差を縮めている。 ②各教育事務所担当と国立教育政策研究所教科調査官が研修内容を事前に調整したり、指導案の検討をしたりして、本県の学力に係る課題解決に向けた授業改善の取組の充実が図られている。 ③管理職研修や研究主任研修等での周知や学校支援訪問で要請したことで、研修の成果を各校で共有できている。	①思考力・判断力・表現力等を育む授業づくりを実現するために、国立教育政策研究所教科調査官との理論研修会の持ち方や授業指導案検討等を、計画的・効果的に行い、実効性のある研修にする必要がある。 ②ブロック型研究は指導方法工夫改善教諭が対象のため、研修機会の少ない教諭へも拡大し、全校体制の取組としてさらに推進する必要がある。	継続	①小学校は全国水準を維持し、中学校は全国水準に達するために、研修対象を指導方法工夫改善教諭以外にも広げ、計画的・継続的に指導力向上に関する研修を実施し、児童生徒の「確かな学力」の更なる向上を図る。 ②「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するために、国立教育政策研究所教科調査官や大学教授に最先端の理論と実践について講話、助言をいただく。 ③研修の成果を共有できる校内研修計画の確実な実施、運営について、学校支援訪問や管理職研修、研究主任研修会等で周知徹底する。	教育庁	義務教育課
36	3	・全ての児童生徒の学力が保障されるよう、学校支援訪問等を通じた学校への授業改善の助言や、市町村が配置する学習支援員の効果的な活用方法についての情報提供等を行います。	①学力向上学校支援事業	学力向上推進室が学校を直接訪問し、訪問校の授業改善を図る。授業改善支援員を派遣し、授業改善を推進する。	8,237	9,697	約250校の小中学校を訪問した。授業改善支援員を7名配置し、授業改善を推進した。	約250校の小中学校を訪問した。授業改善支援員を7名配置し、授業改善を推進した。	・学校を直接訪問し、授業観察や授業者への助言、校長との意見交換を通して、県の施策である「学力向上推進プロジェクト」「授業における基本事項」の浸透が図られることで、授業改善の視点が明確になり、訪問校の学力向上の推進を促すことができた。 ・退職教員を「授業改善支援員」として派遣し、日常的な授業改善の取り組みを推進することができた。	・授業者の指導力向上につながっていると考えられるが、学校全体に波及しているかが不明確である。 ・義務教育課が年間に2回訪問できる学校が少なく、1回目の訪問時に指導助言した内容が改善されているのか確認する場の設定に課題が残る。	継続	・学校の課題が改善されたかを把握するため、年2回の訪問を基本とする。 ・学校の組織的取組を高めるために、授業者以外に学力向上担当者や教科主任等との情報交換を行う。 ・学校の主体的な取組を促進させるため、授業改善に向けたガイドブック(「問い」が生まれる授業サポートガイド)を学校に配布し活用を促す。	教育庁	義務教育課
37	4	・学校において個々の学力を伸ばすために、個々の児童生徒にきめ細かな指導を行えるよう授業改善を推進します。	①指導方法等工夫改善に係る加配教員活用事業	日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を図るため、TTや少人数指導を行い、児童生徒一人一人の習熟の程度に応じた指導を行う。	0	0	336名が配置され、指導方法等の工夫改善(学習支援)を行った。	305名が配置され、指導方法等の工夫改善(学習支援)を行った。	・日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を図るため、TTや少人数指導を行い、学習に遅れがある児童生徒を支援するなどの一人一人の習熟の程度にあった支援を行った。 ・その結果、昨年度の学力学習状況調査が小学校においては全国平均とを維持し中学校においては、全国平均の差を縮めた。	・直接的に児童生徒の学習支援に重きが置かれ、さらに、特定学年への関わりに偏った傾向があるため、学校全体の授業改善の推進を図るといった点から課題が見られた。	継続	・授業改善に係る加配教員(授業改善リーダー)に名称を改め、趣旨を大幅に変更した。そうすることで役割が学習支援から教師の授業改善におく。 ・これは、学力向上推進プロジェクトの取組の重点に「授業改善」に置かれていることから授業改善リーダーは学校の要になることや、学校全体の授業改善が進むことで本県の児童生徒の「確かな学力」を育むことにつながると考える。	教育庁	義務教育課
38	5	・全ての教員が子どもの貧困問題に対する意識を共有し理解を深めるために、福祉関係の専門家を招聘して、学校における校内研修等の実施に努めます。	①校内研修の実施	貧困対策に対する教員の理解促進のため、他部局併任職員による校内研修や学校訪問等を実施する。	0	0	学校訪問、各種研修会、行政説明等の実施	学校訪問、各種研修会、行政説明等の実施	平成29年度は以下の取組により、貧困問題の意識を共有し、理解を深めた。 学校訪問99校(小33校、中36校、高30校) 研修会15校、約450人参加 6地区校長研修会等の行政説明18回 述べ2,360人	・校内研修の実施については、年間計画で実施日に限りがあり、時程内での運営においてまとまった時間の確保はむずかしい状況である。	継続	・小中学校の学校訪問校数の拡充。 ・生徒指導主事や教育相談担当、養護教諭等の関係職員への理解促進を図る。 ・各教育事務所主催の研修会において、教諭に向けた研修会の実施。 ・教員免許状講習会における講座の実施。	教育庁	義務教育課
39	6	・学校における具体的な支援として、子どもの貧困に関する理解を深め、子どもに自己肯定感を持たせる教育方法を研究するため、教員免許状更新講習における関連講習や校内研修等の開設を促進します。	①学力向上学校支援事業	学力向上推進室が学校を直接訪問し、訪問校の授業改善を図る。授業改善支援員を派遣し、授業改善を推進する。	8,237	9,697	約250校の小中学校を訪問した。授業改善支援員を7名配置し、授業改善を推進した。	約250校小中学校を訪問した。授業改善支援員を7名配置し、授業改善を推進した。	・学校を直接訪問し、授業観察や授業者への助言、校長との意見交換を通して、県の施策である「学力向上推進プロジェクト」「授業における基本事項」の浸透が図られることで、授業改善の視点が明確になり、訪問校の学力向上の推進を促すことができた。 ・退職教員を「授業改善支援員」として派遣し、日常的な授業改善の取り組みを推進することができた。	・授業者の指導力向上につながっていると考えられるが、学校全体に波及しているかが不明確である。 ・義務教育課が年間に2回訪問できる学校が少なく、1回目の訪問時に指導助言した内容が改善されているのか確認する場の設定に課題が残る。	継続	・学校の課題が改善されたかを把握するため、年2回の訪問を基本とする。 ・学校の組織的取組を高めるために、授業者以外に学力向上担当者や教科主任等との情報交換を行う。 ・学校の主体的な取組を促進させるため、授業改善に向けたガイドブック(「問い」が生まれる授業サポートガイド)を学校に配布し活用を促す。	教育庁	義務教育課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
			②家庭教育力促進「やーなれー」事業家庭教育支援アドバイザー養成講座(教員免許状更新講習/校内研修)	保護者と地域のつながりをつくるなど、家庭教育を支援する人材を養成する。	55,138	49,424	名護青少年の家、糸満青少年の家において、教員免許状講習が実施され、98名が受講した。(市町村の家庭教育支援者も同時受講)	名護市民会館、八重瀬町中央公民館において教員免許状講習が実施され、40名が受講した。(市町村の家庭教育支援者も同時受講) 嘉手納小学校において校内研修が実施され32名が受講した。	・平成28年度は、名護青少年の家、糸満青少年の家において、教員免許状更新対象者と市町村の家庭教育支援者が一堂に会して本講座を受講し、家庭教育を地域全体で支援していくことの重要性を確認することができた。 ・平成29年度は、名護市民会館、八重瀬町中央公民館において、教員免許状更新対象者と市町村の家庭教育支援者が一堂に会して本講座を受講し、家庭教育を地域全体で支援していくことの重要性を確認することができた。また、嘉手納小学校の校内研修では全職員が本講座を受講し、家庭教育支援について理解することができた。	・子どもの生活リズムの乱れが指摘されており、子育てに悩む親の負担を軽減するため、家庭教育や子育てに関する知識や技能を学ぶ機会を提供する必要がある。	継続	・平成28年度と平成29年度は、教員免許状更新対象者と市町村の家庭教育支援者が一堂に会して講座を開設したが、平成30年度は、教員免許状更新対象者に限定した講座を開設する。 ・子どもの発達段階、学校における具体的な支援、家庭・地域、社会全体に求められる体制について研究し、保護者や子どもに対する切れ目のない支援について理解するとともに、教師としての資質向上を図る。	教育庁	生涯学習振興課
40	7	・全ての教員が児童生徒の自己肯定感を高めるための教育を行います。	①支持的風土をつくる学級経営等	生徒指導(生徒会)担当者研修会を実施し、『学力向上推進プロジェクト方策5』を推進する。	1,440	1,043	6教育事務所において、国立教育政策研究所調査官を招聘し、小中学校生徒主事等を対象に研修会を実施。	6教育事務所において、『学力向上推進プロジェクト方策5』の推進に係る生徒指導(生徒会)担当者研修会を実施。	・方策5に係る、生徒会組織と学級組織との連動による「自治的な活動」の必要性について理解を深めることができた。 ・「生徒指導」の在り方や捉え方について、先生方に「気付き」を与えることができた。	・児童生徒組織の整えをさらに進め、これを通じた「自治的な活動」の展開。 ・小学校における組織的に展開する「自治的な活動」についての事例の発掘。	継続	・小中学校における「学力向上推進プロジェクト方策5」のさらなる推進を図るため、6教育事務所における「生徒指導(児童会、生徒会)担当者研修会」を実施する。	教育庁	義務教育課
41	8	・地域住民等の参画を得て、学校の教育活動を支援する仕組み(学校支援地域本部)をつくり、学習支援をはじめ様々な学校支援活動を実施することにより、地域の教育力の向上を図る市町村の取組を支援します。	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業	地域住民等の参画を得て、学校と協働で教育活動を行う仕組み(地域学校協働本部)をつくり、学習支援をはじめ様々な活動を実施することにより、地域の教育力の向上を図る市町村の取組を支援する。	38,239	41,100	・20市町村213校(60学校支援本部)において、事業が実施された。 ・延べ212千人のボランティアが活動に参加した。	・20市町村212校(72地域学校協働本部)において、事業が実施された。 ・延べ196千人のボランティアが活動に参加した。	・平成28年度は、20市町村213校(60学校支援本部)において、地域人材を活用した授業の補佐やクラブ活動支援、登下校の見守り、環境美化、学習支援、体験交流活動などが実施され、日々の交流を通して、学校と地域の連携が深まった。県主催の研修会を6回開催し、事業関係者の資質向上が図られた。 ・平成29年度は、20市町村212校(72地域学校協働本部)において、前年度に引き続き地域人材を活用した継続的な活動が実施された。県主催の研修会を4回開催し、事業関係者の資質向上が図られた。	・事業未実施市町村ごとに子ども達への地域住民活動の状況把握を行い、事業周知に反映させる必要がある。 ・事業に携わる関係者等の研修会の充実を図り、事業課題に対応できるような関係者の質の向上を図る必要がある。	継続	・事業未実施市町村へ事業効果などの説明を行うと同時に、各地域の学校支援や地域住民活動の現状、ニーズを把握する。 ・地域と学校をつなぐ役割を担う地域コーディネーターと地域連携担当教員の関係強化につながる研修内容を企画し、地域と学校の連携を一層推進する。 ・県推進委員会において、事業の効果的な推進について検討するとともに、様々な分野からの意見を取り入れ、連携を図っていく。	教育庁	生涯学習振興課
42	9	・地域住民等の参画を得て、小中学校において放課後や週末等に余裕教室を活用し、児童生徒の安全・安心な活動拠点(放課後子ども教室)をつくる市町村の取組を支援します。	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業<NO.41①再掲>	地域住民等の参画を得て、小中学校等において放課後や週末等に余裕教室を活用し、児童生徒の安全・安心な活動拠点(放課後子ども教室)をつくる市町村の取組を支援する。	31,010	31,938	・20市町村131教室で事業が実施された。 ・各放課後子ども教室では、学習支援活動、スポーツ活動、体験活動等様々なプログラムが展開された。	・21市町村138教室で事業が実施された。 ・各放課後子ども教室では、学習支援活動、スポーツ活動、体験活動等様々なプログラムが展開された。	・平成28年度は、20市町村131教室で事業が実施され、参加した児童の延べ人数は168千人、参加した大人の延べ人数は32千人であった。 ・平成29年度は、21市町村138教室で事業が実施された。前年度に比べ、1自治体、7教室増となり、事業の拡充が図られた。また、参加した児童の延べ人数は162千人、参加した大人の延べ人数は36千人となり、多くの大人が子どもたちへの教育活動に関わることで「地域の子どもは地域で守り育てる」気運が高まった。	・事業未実施市町村ごとに放課後対策の状況把握を行い、各地域に応じた効果的な事業の周知を図る必要がある。 ・事業に携わる関係者等の研修会の充実を図り、事業課題に対応できるような関係者の質の向上を図る必要がある。	継続	・事業未実施市町村へ事業効果などの説明を行うと同時に、各地域の放課後対策の現状、ニーズを把握する。 ・事業に携わる関係者等の研修会において、ボランティアを確保する(仲間を増やす)ための手法などを題材に取り上げる。 ・県推進委員会において、事業の効果的な推進について検討するとともに、様々な分野からの意見を取り入れ、連携を図っていく。	教育庁	生涯学習振興課
43	10	・経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない児童生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援します。	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業<NO.41①再掲>	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない児童生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援する。	38,239	41,100	・6市、32校において、地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施された。(1,326日) ・延べ37,349人の児童・生徒が参加	・6市町、31校において、地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施された。(1,203日) ・延べ21,350人の児童・生徒が参加	・平成28年度は、6市の18小学校・14中学校において地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施された。 ・平成29年度は、学力向上に向けた取組を推進したことで、6市町の13小学校・18中学校において、地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施され、前年度と比べて、中学校における取組が増加した。	・事業未実施市町村への事業拡大。 ・学習支援員(教員を志望する大学生や教員OB、塾講師等の地域住民)の確保。	継続	・事業実施市町村の拡大を図るため、研修会等において行政説明や事例報告等を行い、事業の周知を図る。	教育庁	生涯学習振興課
44	11	・児童生徒が抱える課題等を地域ぐるみで解決するため、市町村におけるコミュニティ・スクールの設置を促進し、地域による学習支援等の一層の充実を図ります。	①コミュニティ・スクールに係る調査等の対応	文部科学省からのコミュニティスクール事業希望調査、コミュニティスクール事業指定検討状況調査などをとりまとめて報告する。	0	0	現在27校がコミュニティスクール指定を受けている。市町村教育委員会に対して依頼があれば情報を提供していく。	現在27校がコミュニティスクール指定を受けている。市町村教育委員会に対して依頼があれば情報を提供していく。	・伊是名村、今帰仁村がコミュニティスクールの設置を検討中である。	・コミュニティスクール導入の主体は、設置者である市町村教育委員会となっているため、関係機関との連携を密にする必要がある。	継続	・現在、コミュニティスクールを導入している糸満市および沖縄市の推進事業の取り組みについて、学校訪問等を行い情報を収集し、必要に応じて市町村教育委員会に情報を提供していく。	教育庁	義務教育課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
45	12	<p>・ 準要保護児童生徒に対する援助の認定基準、対象費目や単価等の全国調査結果を市町村に提供し情報を共有すること等により、必要な児童生徒に対し援助が届くよう就学援助の充実を促進します。</p>	①就学援助制度周知広報事業	就学援助を必要とする児童生徒に支援が届くようにするため、テレビやラジオ等を通して県民に広く制度の周知・広報を行うとともに、全児童生徒へ配布できるようリーフレットを作成する。	11,098	26,400	平成29年2月～3月にかけて、テレビ、ラジオによる広報に加え、コンビニ広告、スーパー等へのポスター掲示を行った。また、全児童生徒へリーフレットの配布を行った。	新学期の前後において、テレビやラジオCM、バス広告、関連施設にてポスター掲載やリーフレット配布を行ったほか、全児童生徒へリーフレットの配布を行った。	・テレビCM等を通して援助を必要とする保護者が情報を得ることができたほか、マイナスイメージの払拭にもつながった。 ・リーフレットのデータを市町村に提供し、アレンジして活用してもらうことにより、周知の取組を支援することができた。	・市町村単独事業として実施されている、準要保護者への就学援助について、市町村間で援助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じている。	継続	・引き続き全県的な広報活動を実施する。	教育庁	教育支援課
			②沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(市町村支援事業)	就学援助の充実を図る事業として、平成27年度と比較し新規又は拡充分して実施する事業に必要な経費に交付金を交付する。	108,176	243,519	27市町村が、同事業を実施し、就学援助の認定基準の見直し、対象費目や単価等の拡充が行われたほか、保護者等へ周知を図られた。平成27年度と比較して就学援助対象人数は、1,569名増加。	33市町村が、同事業を実施し、就学援助の認定基準の見直し等のほか、新入学学用品費の入学前支給などが行われた。平成27年度と比較して就学援助対象人数は、約4,500名増加。	・就学援助の充実を図る事業として、資格要件の見直しや単価見直しなどが行われている。 ・上記、見直し等により就学援助対象人数が増加し、保護者等の教育費等負担軽減が図られたものと思料する。 ・また、市町村等により手続の見直しや周知強化が図られたことなどにより、申請者数の増加が見られるなど、申請しやすさに繋がっている。	・自治体によっては、援助率が倍増するなど人員や予算上の負担が大きくなっている状況がある。 ・就学援助対象人数は増加しているものの、継続的な制度の周知強化が必要である。	継続	・継続して、必要な児童生徒に対し援助が届くよう就学援助の充実を促進する。 ・予算上の負担が大きいなど、今後の予算需要も踏まえながら、予算の追加配分を行う。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
46	13	<p>・ 市町村と県の協議の場の設置等により、保護者に対する就学援助制度の効果的な周知方法、県内外の好事例の情報提供など制度を利用しやすい環境の整備を促進します。</p>	①就学援助市町村担当者連絡会議の開催	就学援助担当者会議を開催し、対象費目や単価等の全国調査結果の共有や効果的な周知方法について意見交換などを行う。	0	0	11月に市町村担当者連絡会議を開催し、他自治体の対象費目や単価、周知方法及び他県自治体の先進事例等を紹介し、就学援助事業の改善を促した。	11月に市町村担当者連絡会議を開催し、他自治体の対象費目や単価、周知方法及び他県自治体の先進事例等を紹介し、就学援助事業の改善を促した。	・就学援助制度の現状、課題、対応等について市町村と共通認識が図られ事業の適切な実施が促された。	・要保護・準要保護児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、実施主体である市町村において、十分な財源措置が求められる。 ・市町村単独事業として実施されている、準要保護者への就学援助について、市町村間で援助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じている。	継続	・全国都道府県教育長協議会等を通して、国に対して十分な財政措置について引き続き要請していく。 ・他自治体の取組状況を共有し、意見交換を行い制度が効果的に実施できるよう、市町村担当者会議を引き続き開催する。 ・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給など、制度の拡充や周知徹底にあたっては、子どもの貧困対策推進交付金の活用を促す。	教育庁	教育支援課
47	14	<p>・ 就学援助制度の適切な運用を図るため、市町村における学級担任や学習支援員等に対する校内研修等の取組を促進します。</p>	①就学援助制度周知広報事業<NO.45①再掲>	連絡会議や通知等で小中学校における学級担任や学習支援員等に対する校内研修等の取組を促すとともに、制度の周知に活用できるリーフレットを作成する。	11,098	26,400	平成29年2月～3月にかけて、テレビ、ラジオによる広報に加え、コンビニ広告、スーパー等へのポスター掲示を行った。また、全児童生徒へリーフレットの配布を行った。	平成29年4月～5月にかけてテレビ、ラジオによる広報を行った。また、平成30年2月～3月にかけてはテレビ、ラジオによる広報に加え、バス広告、関連施設へのポスター掲載、リーフレット配布を行った。併せて、全児童生徒へリーフレットの配布を行った。	・各市町村共通の広報用リーフレット(1種類)の作成・提供 ・各市町村が周知活動で活用できるよう、カスタマイズ可能な広報用リーフレット(3種類)を作成・提供	・市町村単独事業として実施されている、準要保護者への就学援助について、市町村間で援助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じている。	継続	・引き続き全県的な広報活動を実施する。	教育庁	教育支援課
48	15	<p>・ 障害のある児童生徒等への支援の充実を図るため、特別支援教育就学奨励費等を通じた支援を行います。</p>	①特別支援教育就学奨励事業	県立特別支援学校に就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費について支援を行う。	233,559	251,178	県立特別支援学校18校において支援を実施した。	県立特別支援学校21校において支援を実施した。	・平成28年度は、2,145名の児童等の保護者等の経済的負担を軽減。平成29年度は、2,259名の児童等の保護者等の経済的負担を軽減。	・継続的に事業に取り組むことが重要である。 ・個人番号(マイナンバー)の利用による情報連携により、支援の決定に必要な保護者提出の一部資料を省略する等、手続の簡素化を行う必要がある。	継続	・継続して就学支援に取り組むとともに、個人番号(マイナンバー)の利用による情報連携により、提出書類の一部を省略する等、更なる保護者等負担の軽減を図っていく。	教育庁	教育支援課
49	16	<p>・ 障害のある児童生徒に対して、小学校の早い段階からの適切な対応と個別の学習支援など、きめ細かな指導を促進します。</p>	①校内支援体制の機能化等	幼中高校の特別支援教育に係る校内支援体制の構築を図るために、教職員の指導力・支援力および専門性の向上を図る。	6,201	6,667	公立学校を対象に管理職研修624名、コーディネーター養成研修752名、幼稚園特別支援教育実践研修227名、小中特別支援学級・級指導担当者研修866名を対象に研修を実施した。	公立学校を対象に管理職研修607名、コーディネーター養成研修727名、幼稚園特別支援教育実践研修250名、小中特別支援学級・級指導担当者研修1002名を対象に研修を実施した。	・教育支援計画の作成率90%を達成でき進捗状況は順調である。全ての公立学校(幼小中高特)を対象に、管理職研修・コーディネーター養成研修等により教員の資質向上を図るとともに、巡回アドバイザー・専門家チームの派遣等により学校支援を進め、具体的支援方法等の情報共有を図ることで、個別的教育支援計画の作成率が前年度より上昇し、切れ目ない支援に向けた体制整備が図られた。	・幼、小、中、高校、特別支援学校全ての校種において、インクルーシブ教育システムの理念や在り方を正しく理解し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応する教育課程や教育実践力の向上が求められる。	継続	・インクルーシブ教育システムの重要な観点としての「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率の向上を図るため、全ての管理職への周知と当該校の校内支援体制の構築が必要となる。そこで、引き続き管理職研修を開催し、インクルーシブ教育システム構築についての周知と理解を促す。 ・コーディネーター養成研修等により教員の資質向上を図るとともに、個別的教育支援計画の活用を通じた情報の共有より、校内支援体制の充実、関係機関との連携を図る。	教育庁	県立学校教育課
			②特別支援学級設置要件の撤廃	特別支援学級の設置については、同一障害種の児童生徒の人数が3人以上が必要との要件を撤廃し、1人でも設置可能とする。	0	0	対象児童生徒1人からでも特別支援学級を設置できた。 ・小学校584学級、2,870人 ・中学校235学級、1,012人	対象児童生徒1人からでも特別支援学級を設置できた。 ・小学校703学級、3,466人 ・中学校271学級、1,177人	・特別支援学級の設置については、同一障害種の児童生徒の人数が3人以上が必要との要件があったが、平成28年度からは要件の撤廃を行ったため、1人でも設置可能となった。	・特別支援学級設置の下限撤廃により、教室や教員の確保に努める必要がある。	継続	・今後も引き続き対象児童生徒が1人からでも特別支援学級の設置は可能とする。	教育庁	学校人事課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
			③インクルーシブ教育システム整備事業	幼少中高校の特別支援教育に係る校内支援体制の構築を図るために、教職員の指導力・支援力および専門性の向上を図る。	6,201	6,667	公立学校を対象に管理職研修624名、コーディネーター養成研修752名、幼稚園特別支援教育実践研修227名、小中特別支援学級・級指導担当者研修866名を対象に研修を実施した。	公立学校を対象に管理職研修607名、コーディネーター養成研修727名、幼稚園特別支援教育実践研修250名、小中特別支援学級・級指導担当者研修1002名を対象に研修を実施した。	・教育支援計画の作成率90%を達成でき進捗状況は順調である。全ての公立学校(幼小中高特)を対象に、管理職研修・コーディネーター養成研修等により教員の資質向上を図るとともに、巡回アドバイザー・専門家チームの派遣等により学校支援を進め、具体的支援方法等の情報共有を図ることで、個別的教育支援計画の作成率が前年度より上昇し、切れ目ない支援に向けた体制整備が図られた。	・幼、小、中、高校、特別支援学校全ての校種において、インクルーシブ教育システムの理念や在り方を正しく理解し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応する教育課程や教育実践力の向上が求められる。	継続	・インクルーシブ教育システムの重要な観点としての「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率の向上を図るため、全ての管理職への周知と当該校の校内支援体制の構築が必要となる。そこで、引き続き管理職研修を開催し、インクルーシブ教育システム構築についての周知と理解を促す。 ・コーディネーター養成研修等により教員の資質向上を図るとともに、個別的教育支援計画の活用を通じた情報の共有により、校内支援体制の充実、関係機関との連携を図る。	教育庁	県立学校教育課
50	17	・義務教育未修了者や不登校等で形式卒業となった者等に対する就学機会を確保するため、夜間中学校の設置を検討します。	①夜間中学ニーズ調査	公立夜間学級等設置検討委員会においてニーズ調査を基に対象者のニーズや設置場所、実施主体等の検討を行う。	—	232	文科省の委託を受け、民間事業者と協力しながら、県内72カ所の公的機関や民間施設にアンケート用紙を設置し、夜間中学に関する広報とニーズ調査を行った。	より詳細な県内におけるニーズ調査を予定している。	・中学校夜間学級の設置に係る課題研究事業への協力 ・アンケート用紙配布数7,200枚 ・調査用紙使用数1,780枚(24.7%) ・回収数259枚(3.6%)	・国が目指す「各都道府県への夜間学級の設置」という目標に向けて、義務教育未修了者や形式卒業者等の実態や課題、ニーズ等の的確な把握を行う。 ・県内自主夜間中学やフリースクールの実態、そこで学ぶ対象者等の把握を行う。	継続	・公立中学校夜間学級のニーズや設置場所、設置主体について、また自主夜間中学等の実態把握や支援の方法について、国や他都道府県の施策や調査研究の動向を研究するとともに、夜間中学設置に関する課題検討委員会を教育庁内に設置し、検討を進めていく。	教育庁	義務教育課
51	18	・教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用が学校の長に対して直接支払うことが可能となっている仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。	①生活保護制度	生活保護法第32条第2項により、教育扶助のための保護金は、被保護者の通学する学校の長に対しても交付できることとなっているので、これを活用する。	95,231	94,229	県内の各福祉事務所に於いて、小中学生のいる生活保護世帯の教育扶助費の一部について学校長に直接払いを行った。	県内の各福祉事務所に於いて、小中学生のいる生活保護世帯の教育扶助費の一部について学校長に直接払いを行った。	・教育扶助費を学校長に直接払いすることにより、給食費等の滞納の削減につながった。	・直接払いが実施できる仕組みを活用し、引き続き、教育扶助の適正な給付に努める。	継続	・教育扶助については、扶助費が生活費に費消されることのないよう、世帯の生活実態を把握しながら、学校長への直接払いを進めていく。	子ども生活福祉部	福祉政策課
52	19	・低所得世帯の子どもを対象に、余暇、レクリエーション、文化、スポーツ等の機会を提供する地域の取組を促進します。	①沖繩子供の貧困緊急対策事業(市町村事業) <No.10①再掲>	市町村が設置する子どもの居場所におけるキャリア形成等支援(体験活動等)の普及促進を行う。	666,069	878,636	市町村が設置する子どもの居場所において、キャリア形成等支援活動の一環として、芸術活動等の体験活動も行うよう、普及促進に努めた。(H28実績 26市町村122箇所)	市町村が設置する子どもの居場所において、キャリア形成等支援活動の一環として、芸術活動等の体験活動も行うよう、普及促進に努めた。(H29実績 26市町村130箇所)	・市町村が設置する子どもの居場所において、キャリア形成等支援活動の一環として、芸術活動等の体験活動の実績が図られた。 ・子供の居場所の設置数 H28 26市町村122箇所 → H29 26市町村130箇所 ・上記のうちキャリア形成支援を行った子供の居場所数 H28 22市町村77箇所 → H29 23市町村80箇所	・キャリア形成等支援活動を行っていない子供の居場所の実態把握と、居場所の実情に応じた活動の検討	継続	・取組の成果や好事例の共有等を行い、更なる普及促進を図る。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
53	20	・低所得世帯の子どもが、様々な体験・交流の機会等を通じて、自己肯定感を高め、生きる力を育む取組を促進します。	①青少年交流体験事業	県内の青少年を他県に派遣し、交歓交流・学習の機会を設けることにより青少年の健全育成を図る。	7,338	7,535	平成28年8月に小中学生142名を九州へ、12月に小中学生87名を兵庫県へ派遣し、交流活動や自然体験活動を行った。	平成29年8月に小中学生165名を九州へ、12月に小中学生88名を兵庫県へ派遣し、交流活動や自然体験活動を行った。	・平成28年度は229名、平成29年度は253名の児童を県外派遣し、共同生活を通じて協調性やコミュニケーション力を育成することができた。	・天候の変動や感染症等のリスクに対応していく必要がある。	継続	・(公社)沖繩県青少年育成県民会議及び教育庁と緊密に連携をとり、事業実施体制を強化していく。 ・リスク管理マニュアル等の整備を行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
54	21	・生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯の児童生徒等に対し、市町村、NPO等と連携し、子ども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充します。	①生活困窮者自立支援事業(子どもの健全育成事業)	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	29,733	35,163	生活保護世帯・生活困窮世帯の学習支援は、本島中南部8町村で実施し、8箇所に学習支援教室を設置した。	生活保護世帯・生活困窮世帯の学習支援は、本島中南部の10町村で実施し、北部地区では5町村を対象とした学習支援教室を3箇所設置した。	・平成29年度は、生活保護世帯・生活困窮世帯に対する学習支援として、小中学生の教室設置を8町村から15町村に増やして学習支援を実施し、児童生徒82人へ支援した。 ・支援児童のうち、中学3年生16名中15名が高校に合格した(合格率93.7%)。	・北部地区においては、設置が平成29年11月に2教室、平成30年1月に2教室と年度後半であったことから、生活保護世帯・生活困窮世帯の通塾実績がない。 ・継続した事業の実施が必要である。 ・高い高校合格率となっているが、一方で、通塾の継続や学習の習慣の定着等にに向けたさらなる取組が必要である。	継続 見直し	・生活保護世帯・生活困窮世帯の学習支援を、15町村で実施する。北部地区においては、学習支援教室の周知を強化し、支援者数の増加を図る。	子ども生活福祉部	福祉政策課
			②子育て総合支援モデル事業	貧困の連鎖の防止を図るため、準要保護世帯等の児童・生徒に対し学習支援を、またその親に対し養育支援等を実施する。	139,894	290,474	・準要保護世帯の小中学生に対し、学習支援を15町村で546人に、児童扶養手当等の受給世帯の高校生に対し、11カ所で95人に実施した。	・準要保護世帯の小中学生に対し、学習支援を15町村で546人に、児童扶養手当等の受給世帯の高校生に対し、11カ所で306人に実施した。	・小中学生への学習支援は、教室設置を8町村から15町村に、高校生の学習支援は5カ所から11カ所までに増やし、各圏域ごとに支援を開始するとともに、通塾距離の影響で通えない児童生徒の支援を拡充した。 ・支援児童生徒のうち、中学3年生149名中147名が、高校に合格した(合格率98.7%)ほか、高校3年生185人のうち、169名が大学や専門学校等を受験し、136名が合格した(合格率80.5%)。	・今後とも継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・ニーズに合った支援ができるよう各学齢期、学力ごとにきめ細かく対応できる環境作りが必要となっている。 ・中学生、高校生ともに高い合格率・大学等合格率となっているが、一方で、非行や学習習慣の定着が難しい子どももおり、そのフォローに人手が必要となっている。 ・養育支援に留まらず、さらに上位の学力を目指す子どもへの支援が求められる。	継続 見直し	・継続して学習支援事業に取り組むとともに、受託者や子ども、保護者、自治体等の意見を聞くなど、継続的な事業実施に向けて必要な調査等を実施する。 ・上記調査等を元に、事業内容の検証等を行う。 ・子どもや保護者が希望する進学先に応じた支援の仕組みを構築する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
55	22	・児童養護施設等で暮らす子どもに対し、学習支援を推進することにより、基礎学力の定着を図るとともに、良き理解者と触れ合う機会を作ります。	①児童養護施設等入所児童に対する学習支援の充実	・養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。	30,071	30,564	各児童養護施設への措置費に学習指導加算を反映し支弁。入所児童に対して学習支援を行った。	各児童養護施設への措置費に学習指導加算を反映し支弁。入所児童に対して学習支援を行った。	・H29年度において、児童養護施設等に入所する318人の小中学生に対して学習支援を行い、児童生徒の基礎学力の向上が図られた。 ・H29年度の児童養護施設の子どもの高等学校等進学率が100%となっている。	・児童によっては発達障害を抱えている等、様々な背景を持つ者が対象であり、学習意欲の個人差も大きく、指導方法に配慮が必要である。	継続	・引き続き入所児童に対する学習指導を促進していく。児童一人一人へのきめ細やかな学習支援を促していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
56	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成等を行う市町村の取組を促進します。</li> </ul>	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(市町村事業) <NO.10①再掲>	市町村が行う子供の貧困対策支援員配置事業と子供の居場所運営支援事業について、円滑な実施のための支援・調整を行う。	666,069	878,636	市町村が次の事業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策支援員の配置 ②子供の居場所の設置 ※H28市町村への国庫補助金666,069千円	市町村が次の事業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策支援員の配置 ②子供の居場所の設置 ※H29市町村への国庫補助金878,636千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>H29年度末時点で、子供の貧困対策支援員が27市町村に114人が配置され、子供の居場所が26市町村に130箇所設置された。</li> <li>H29年度においては、のべ4,887人に子供の貧困対策支援員が支援したほか、のべ288,784人が子供の居場所を利用し、子どもの対人関係や学習意欲等の改善につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の市町村において、人材確保が困難であるため、支援員や居場所が未配置になっている。</li> <li>沖縄子供の貧困緊急対策事業のモデル事業期間終了に伴い、市町村において事業の見直しが行われる可能性がある。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業成果や取組の好事例の共有等を行い、更なる配置促進を図る。</li> </ul>	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
			②子どもの居場所に対する食料提供の支援	JAファーマーズマーケットにおいて、生産者の善意により提供される食料品(青果物)を、子ども食堂など居場所を運営する施設に寄付する取組づくりの支援を行う。	0	0	子どもの居場所への支援について、JAファーマーズ推進部と協議を行った。	生産者から子どもの居場所へ食品を寄付することについて、JAファーマーズ推進部と協議し、食料提供の取組づくりを支援した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年8月からJAファーマーズマーケットいとまんうまんちゅ市場をモデル店舗、一般社団法人教育振興会が運営する子どもの居場所をモデル事業者として、週2回食料提供をする取組がスタートした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該取組をモデルとして、他店舗、他事業者へ、生産者と事業者の理解を得て展開していくことが課題となっている。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル店舗、モデル事業者での取組においての課題等を検証し、他店舗へ順次拡大していくことを検討する。</li> </ul>	農林水産部	流通・加工推進課
57	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得世帯を含む全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するため、市町村と連携し、放課後児童クラブの設置を促進します。</li> </ul>	①放課後児童クラブ支援事業	放課後児童クラブの公的施設活用を促進し、クラブの環境改善等を図るため、市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を行う。	122,793	149,814	市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を行った。 ・施設整備補助:7市13施設 ・改修支援補助:4市町4施設	市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を行った。 ・施設整備補助:7市村15施設 ・家賃補助:1市2施設 ・改修支援補助:1村1施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度の月額平均利用料(保育料、おやつ代等を含む)は9,199円であり、平成26年度の月額平均利用料10,115円と比較して916円の減となり、利用者の負担が軽減された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的施設活用放課後児童クラブの設置は、主に学校施設を活用することが多いが、学校敷地内にスペースを確保できないこと、学校施設の建て替え時期と合わせての実施を行う必要があることなどから、事業が進まない現状がある。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施主体となる市町村福祉担当課等と連携し、学校施設の利用について、学校関係者側へ働きかける。</li> <li>放課後児童クラブの運営に関して、学校とクラブ間の協定締結や子どもの安全管理等をコーディネートする業務を委託しており、学校や市町村教育委員会が不安なく事業に協力できるよう支援を行う。</li> <li>平成30年度は、施設整備(設計を含む)数を、昨年度の20箇所(当初)から21箇所を増やす予定である。</li> </ul>	子ども生活福祉部	子育て支援課
58	25		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に応じ、市町村による児童館などの子どもの居場所の確保の取組を支援します。</li> </ul>	①児童厚生員等研修	児童館で従事する職員を対象に、児童館の運営上必要な知識及び技術を習得するための研修を実施する。	237	452	研修を5回実施し、のべ291人の児童館職員が受講した。	研修を9回実施し、のべ544人の児童館職員が受講した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童館職員に対して研修を実施することで、運営上必要な知識や技術の習得が図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的に事業に取り組むことが必要である。</li> <li>公設公営の児童館の児童厚生員の場合、有期の臨時職員・嘱託職員として雇用する自治体が多いため、継続性が保たれず、経験によるノウハウの蓄積が難しい。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの貧困対応が求められる状況下で、子どもの居場所として児童館の果たす役割が見直されており、現場のニーズに対応した知識及び技術を習得する必要があるため、今後も児童厚生員等研修を実施する。</li> </ul>	子ども生活福祉部
59	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>親の就労状況等に応じて、放課後児童クラブや児童館等の地域資源を活用し、子どもの夜の居場所の確保を促進します。</li> </ul>	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(市町村事業) <NO.10①再掲>	市町村が行う子供の貧困対策支援員配置事業と子供の居場所運営支援事業について、円滑な実施のための支援・調整を行う。	666,069	878,636	市町村が次の事業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策支援員の配置 ②子供の居場所の設置 ※H28市町村への国庫補助金666,069千円	市町村が次の事業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策支援員の配置 ②子供の居場所の設置 ※H29市町村への国庫補助金878,636千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>H29年度末時点で、子供の貧困対策支援員が27市町村に114人が配置され、子供の居場所が26市町村に130箇所設置された。</li> <li>H29年度においては、のべ4,887人に子供の貧困対策支援員が支援したほか、のべ288,784人が子供の居場所を利用し、子どもの対人関係や学習意欲等の改善につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の市町村において、人材確保が困難であるため、支援員や居場所が未配置になっている。</li> <li>沖縄子供の貧困緊急対策事業のモデル事業期間終了に伴い、市町村において事業の見直しが行われる可能性がある。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業成果や取組の好事例の共有等を行い、更なる配置促進を図る。</li> </ul>	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
60	27		<ul style="list-style-type: none"> <li>対人関係や家庭の問題など複合的な困難を抱えた子ども・若者が、孤立することなく、社会的な自立に踏み出せるよう、居場所の設置や活動プログラムを行う地域の活動を支援します。</li> </ul>	①子ども・若者育成支援事業(NPO団体等補助)	社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援する活動を行うNPO団体等に対し活動費を助成する。	5,152	9,807	困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う3団体に対し、助成した。	困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う5団体に対し、助成した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う5団体に助成し、居場所・相談・活動体験等を行い、不登校引きこもり等の子ども・若者を支援につなげ、社会に出る足がかりを作った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援を要する子ども・若者は全県にいる一方、助成した団体の活動拠点は、本島南部に3団体、宮古1団体、八重山1団体と偏りがあり、支援環境に差がある。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>5圏域に均衡ある支援ができるよう助成先の選定方法を検討する。</li> </ul>	子ども生活福祉部
61	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設において、施設の小規模化等による家庭的養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じて、子どもの発達段階に応じた食習慣や生活習慣を身につけることができるよう推進します。</li> </ul>	①児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	社会的養護において、より家庭的環境で育てることができるよう施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施推進として児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。	6,000	6,000	児童養護施設2施設において地域小規模児童養護施設を開設した。	児童養護施設1施設において地域小規模児童養護施設を開設した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の小規模化により、児童をより一般家庭に近い環境で養育できるようになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の小規模化により、一人の施設職員に求められるスキルが高まることが想定される。また、地域小規模施設の設置に当たっては、近隣住民と良好な関係を築き、地域での社会的養護の理解を深めていくという視点が必要。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的養護を推進するため、児童養護施設等に対し引き続き施設の小規模化を促していく。また、職員等に対し、小規模化の推進により生じうる問題に対応した実践的な研修を実施し、スキルアップを図る。</li> </ul>	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
62	29		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なマナーに関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支援します。</li> </ul>	①職業指導員による自立に向けた支援	児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。	14,837	14,908	児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	継続して児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業指導員が入所児童に対し適切な指導を行うことで、施設退所後の生活に係る不安軽減が図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業指導員の支援を受け就職したものの、環境に馴染めずすぐに離職してしまうケースもみられる。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的養護を推進するため、児童養護施設等に対し引き続き施設の小規模化を促していく。また、職員等に対し、小規模化の推進により生じうる問題に対応した実践的な研修を実施し、スキルアップを図る。</li> </ul>	子ども生活福祉部



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
63	30	・児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導を行うとともに就労及び自立を支援する職業指導員の配置を拡充します。	①職業指導員による自立に向けた支援 <NO.62①再掲>	児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。	14,837	14,908	児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	継続して児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	・職業指導員が入所児童に対し適切な指導を行うことで、施設退所後の生活に係る不安軽減が図られた。	・職業指導員の支援を受け就職したものの、環境に馴染めずすぐに離職してしまうケースもみられる。	継続	・家庭の養護を推進するため、児童養護施設等に対し引き続き施設の小規模化を促していく。また、職員等に対し、小規模化の推進により生じうる問題に対応した実践的な研修を実施し、スキルアップを図る。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
64	31	・放課後児童クラブの保育料について、市町村と連携し、低所得世帯の児童を対象に負担軽減を促進します。	①放課後児童クラブ支援事業 <No.57①再掲>	放課後児童クラブの公的施設活用を促進し、クラブの環境改善等を図るため、市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を行う。	122,793	149,814	市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を行った。 ・施設整備補助:7市13施設 ・改修支援補助:4市町4施設	市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を行った。 ・家賃補助:1市2施設 ・改修支援補助:1村1施設	・平成29年度の月額平均利用料(保育料、おやつ代等を含む)は9,199円であり、平成26年度の月額平均利用料10,115円と比較して916円の減となり、利用者の負担が軽減された。	・公的施設活用放課後児童クラブの設置は、主に学校施設を活用することが多いが、学校敷地内にスペースを確保できないこと、学校施設の建て替え時期と合わせての実施を行う必要があることなどから、事業が進まない現状がある。	継続	・実施主体となる市町村福祉担当課等と連携し、学校施設の利用について、学校関係者側へ働きかける。 ・放課後児童クラブの運営に関して、学校とクラブ間の協定締結や子どもの安全管理等をコーディネートする業務を委託しており、学校や市町村教育委員会が不安なく事業に協力できるよう支援を行う。 ・平成30年度は、施設整備(設計を含む)数を、昨年度の20箇所(当初)から21箇所に増やす予定である。	子ども生活福祉部	子育て支援課
			②沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(市町村支援事業) <NO.45②再掲>	放課後児童クラブ負担軽減事業として、平成27年度と比較し新規又は拡充分して実施する事業に必要な経費に交付金を交付する。	5,419	36,053	9市町村が「放課後児童クラブ、の利用料負担軽減を図る事業」を実施し、計画値503名に対して、336名の利用があった。	14市町村が「放課後児童クラブ、の利用料負担軽減を図る事業」を実施し、計画値1,601名に対して、1,272名の利用があった。	・放課後児童クラブへ通う世帯の経済的な負担軽減につながった。 ・放課後児童クラブへ通うのが困難な世帯の子ども達を受け入れる体制を整え、放課後、家などでひとりぼっちで過ごす子どもが減らすことができた。	・放課後児童クラブ負担軽減事業の実施を各市町村へ引き続き呼びかけていく必要がある。	継続	・各市町村における放課後児童クラブ負担軽減事業の実施内容などについて、各市町村と情報共有を図るなど、同事業の実施を呼びかけていく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
65	32	・子どもの健全な発育・発達を図ること及びひとり親家庭の生活の安定と自立を支援することを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、市町村と連携し、窓口での支払いが困難な方への対策に取り組みます。 <NO.33再掲>	①母子家庭等医療費助成事業 <NO.33①再掲>	ひとり親家庭の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。	290,183	336,438	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	・ひとり親家庭等の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることができた。	・本事業の給付方法は、受給者にとって利便性の高い「自動償還方式」に移行を進めており、一部市町村で導入が始まっている。 ・本事業の実施主体は市町村であるため、多くの市町村で「自動償還方式」の導入を進めていく必要がある。	継続	・継続して事業を実施するとともに、給付方法に関する各市町村の意見などを聞き、本事業の見直しについて検討を行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
			②こども医療費助成事業 <NO.33②再掲>	こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図るため、市町村が行うこども医療費助成事業に要する経費について補助を行う。	1,229,953	1,267,692	県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学卒業までの児童を対象に、1,607,606件の医療費助成への支援を実施した。	県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学卒業までの児童を対象に、1,691,033件の医療費助成への支援を実施した。	・平成29年度は、県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学卒業までの児童を対象に、1,691,033件の医療費助成への支援を実施した。	・全国的にこども医療費助成制度は拡大の方向にあり、県内でも対象年齢の引き上げや給付方法の変更など制度拡充の要望が強い。 ・制度の拡充にあたっては、市町村の財政状況、市町村の意向、市町村間の権衡及び小児医療の提供体制に与える影響についても考慮しながら、慎重に検討する必要がある。	継続・見直し	・平成30年10月から現物給付方式を導入する。 ・通院の対象年齢の拡大については、市町村と協議の場を設定し、現物給付の効果や、財政負担、小児医療に与える影響等を検証しながら、段階的に拡充する方向で検討する。	保健医療部	保健医療総務課
(3)高校生期														
66	1	・学校における具体的な支援として、子どもの貧困に関する理解を深め、子どもに自己肯定感を持たせる教育方法を研究するため、教員免許状更新講習における関連講習や校内研修等の開設を促進します。 <NO.39再掲>	①学力向上学校支援事業 <NO.39①再掲>	学力向上推進室が学校を直接訪問し、訪問校の授業改善を図る。授業改善支援員を派遣し、授業改善を推進する。	8,237	9,697	約250校の小中学校を訪問した。授業改善支援員を7名配置し、授業改善を推進した。	約250校の小中学校を訪問した。授業改善支援員を7名配置し、授業改善を推進した。	・学校を直接訪問し、授業観察や授業者への助言、校長との意見交換を通して、県の施策である「学力向上推進プロジェクト」の浸透が図られることで、授業改善の視点が明確になり、訪問校の学力向上の推進を促すことができた。 ・退職教員を「授業改善支援員」として派遣し、日常的な授業改善の取り組みを推進することができた。	・授業者の指導力向上につながっているかと考えるが、学校全体に波及しているかが不明確である。 ・義務教育課が年間に2回訪問できる学校が少なく、1回目の訪問時に指導助言した内容が改善されているのか確認する場の設定に課題が残る。	継続	・学校の課題が改善されたかを把握するため、年2回の訪問を基本とする。 ・学校の組織的取組を高めるために、授業者以外に学力向上担当者や教科主任等との情報交換を行う。 ・学校の主体的な取組を促進させるため、授業改善に向けたガイドブック(「問い」が生まれる授業サポートガイド)を学校に配布し活用を促す。	教育庁	義務教育課
			②家庭教育力促進「やーなれー」事業 家庭教育支援アドバイザー養成講座 <NO.39②再掲>	保護者と地域のつながりをつくるなど、家庭教育を支援する人材を養成する。	55,138	49,424	・名護青少年の家、糸満青少年の家において、教員免許状講習が実施され、40名が受講した。(市町村の家庭教育支援者も同時受講) ・嘉手納小学校において校内研修が実施され32名が受講した。	・名護市民会館、八重瀬町中央公民館において教員免許状講習が実施され、98名が受講した。(市町村の家庭教育支援者も同時受講) ・嘉手納小学校において校内研修が実施され32名が受講した。	・平成28年度は、名護青少年の家、糸満青少年の家において、教員免許状更新対象者と市町村の家庭教育支援者が一堂に会して本講座を受講し、家庭教育を地域全体で支援していくことの重要性を確認することができた。 ・平成29年度は、名護市民会館、八重瀬町中央公民館において、教員免許状更新対象者と市町村の家庭教育支援者が一堂に会して本講座を受講し、家庭教育を地域全体で支援していくことの重要性を確認することができた。また、嘉手納小学校の校内研修では全職員が本講座を受講し、家庭教育支援について理解することができた。	・子どもの生活リズムの乱れが指摘されており、子育てに悩む親の負担を軽減するため、家庭教育や子育てに関する知識や技能を学ぶ機会を提供する必要がある。	継続	・平成28年度と平成29年度は、教員免許状更新対象者と市町村の家庭教育支援者が一堂に会して講座を開設したが、平成30年度は、教員免許状更新対象者に限定した講座を開設する。 ・子どもの発達段階、学校における具体的な支援、家庭・地域、社会全体に求められる体制について研究し、保護者や子どもに対する切れ目のない支援について理解するとともに、教師としての資質向上を図る。	教育庁	生涯学習振興課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
67	2	・ 高等学校中途退学者等に対し、学力検査を課さず、志望動機を聞く面接等で入学できる学び直しのための高校や学科の設置などを検討します。	①他県事例等の情報収集	学び直しの高校や学科を設置している他県の情報収集を行う。	266	139	東京都立稔ヶ丘高等学校(チャレンジスクール)を視察した。	東京都立六本木高等学校(チャレンジスクール:定時三部制)を視察した。	・視察を行い、設置の経緯や現状の課題や成果等について学校長と意見交換を行うことにより、知見が深まった。	・高校を中退した生徒は、学校とのつながりがなくなることから、ニーズの把握が困難であり、どのように把握する方法があるか検討する必要がある。	継続	・ニーズ把握が困難なため、どのような形で実施すべきか検討材料が少ない。今後福祉部門とも情報交換を行い、研究を継続する。	教育庁	総務課
68	3	・ 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を推進します。<NO.43再掲>	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業<No.41①再掲>	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援する。	38,239	41,100	6市の18小学校・14中学校において地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施。対象が小中学生から高校生まで拡大した。(高校生の参加実績なし)。	6市町の13小学校・18中学校において地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施。対象が高校生から高校生まで拡大した。市町村に対して、周知を回った(高校生の参加実績なし)。	・学力向上に向けた取組を推進したこと、6市町の13小学校・18中学校において、地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施され、平成28年度と比べて、中学校における取組が増加した。 ・平成28年度より、対象を小中学生から高校生へ拡大した。	・平成28年度より、対象を小中学生から高校生まで拡大したが、県内の高校生の参加実績はなかった。 ・高校生を対象とする場合、教科の専門性が高まるため、学習支援員(教員を志望する大学生や教員OB、塾講師等の地域住民)の確保が難しくなる。	継続	・事業実施市町村の拡大を図るため、研修会等において行政説明や事例報告等を行い、事業の周知を図る。	教育庁	生涯学習振興課
69	4	・ 不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に就学支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構築します。<No.17再掲>	①教育相談・就学支援員配置事業<No.17①再掲>	不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く、支援を必要とする県立高等学校へ就学支援員を派遣し、校内外における支援体制の構築や、アウトリーチ支援、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制の構築を図る。	20,992	22,341	県立高等学校13校15課程に配置することができ、生徒823人への支援を行った。	県立高等学校13校15課程に配置することができ、生徒824人への支援を行った。	・中途退学者の社会的職業的な自立支援の取組が図られた。また、H29の就学支援員を派遣した学校における、カウンセリング等を実施した生徒は824人であった。	・事業の拡大と共に、就学支援員(臨床心理士・社会福祉士等)の有資格者の人材確保が必要である。	継続	・各学校において、教育相談・就学支援員配置事業の必要性が高まっており、継続的に事業の拡大を図り取組を充実させ、生徒の支援体制の強化を図っていく。	教育庁	県立学校教育課
70	5	・ 高等学校中途退学を防止するため、各学校の中途退学対策担当者に対し、講演会や研究協議の開催、関連事項の学習及び優れた取組並びに子どもの貧困対策の情報共有などにより、対策の強化を図ります。	①校内中途退学対策担当者連絡協議会及び中途退学対策加配校連絡協議会の開催	中途退学対策担当者連絡協議会及び中途退学対策加配校連絡協議会の開催する。	0	0	校内中途退学対策担当者連絡協議会(60校1回開催)、中途退学対策加配校連絡協議会(2回開催、参加者数15名)を開催した。	校内中途退学対策担当者連絡協議会(60校1回開催)、中途退学対策加配校連絡協議会(1回開催、参加者数15名)を開催した。	・連絡協議会の開催し、関連事項の学習及び優れた取組並びに子どもの貧困対策の情報共有により、各学校での中途退学対策に係る体制が強化された。	・各学校によって、抱える課題が違いためそれに配慮した講演・ワークなどを企画する必要がある。	継続	・中途退学対策担当者連絡協議会については、各学校の企画要望を考慮する。 ・中途退学対策加配校連絡協議会については、より一層の他校との情報共有を高め各学校の組織改革を図らせる。	教育庁	県立学校教育課
71	6	・ 中卒無職少年及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsorae等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。<No.19再掲>	①教育相談・就学支援員配置事業<No.17①再掲>	不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く、支援を必要とする県立高等学校へ就学支援員を派遣し、校内外における支援体制の構築や、アウトリーチ支援、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制の構築を図る	20,992	22,341	県立高等学校13校15課程に配置することができ、生徒823人への支援を行った。	県立高等学校13校15課程に配置することができ、生徒824人への支援を行った。	・中途退学者の社会的職業的な自立支援の取組が図られた。また、H29の就学支援員を派遣した学校における、カウンセリング等を実施した生徒は8210124人であった。	・事業の拡大と共に、就学支援員(臨床心理士・社会福祉士等)の有資格者の人材確保が必要である。	継続	・各学校において、教育相談・就学支援員配置事業の必要性が高まっており、継続的に事業の拡大を図り取組を充実させ、生徒の支援体制の強化を図っていく。	教育庁	県立学校教育課
			②学校等への地域若者サポートステーションの活動内容周知<No.19②再掲>	県教育庁義務教育課から市町村教育委員会及び中学校等への文書による周知と県内の地域若者サポートステーション(3か所)の活動内容の周知を行う。	104	95	キャリア教育・進路指導等講座でサポートステーション等について紹介した(6地区開催)。	キャリア教育・進路指導等講座でサポートステーション等について紹介した(6地区開催)。	・キャリア教育・進路指導等講座でサポートステーション等について紹介した(地区6開催)することで、社会的・職業的自立に向けた支援の取組が図られた。	・中学卒業後にニートとなった若者と地域支援機関等(地域若者サポートステーション等)との関わりとして、最も重要なことは「自立」を促すことである。自立を促すために必要なこととして特にどんな職業についても「必要な力」(あいさつ、時間、片付け)のような基礎的なものから目標を設定して、自己決定したり計画を立てるなど、汎用的な能力を義務教育の段階で培う必要がある。キャリア教育として今後、「自立」に向けた方向性や取組を検討する必要がある。	継続	・中学卒業後にニートとなった若者と地域支援機関との関わりとして、最も重要なことは「自立」を促すことである。自立を促すために必要なこととして特にどんな職業についても「必要な力」(あいさつ、時間、片付け)のような基礎的なものから目標を設定して、自己決定したり計画を立てるなど、汎用的な能力を義務教育の段階で培う必要がある。キャリア教育として今後、「自立」に向けた方向性や取組を検討する必要がある。	教育庁	義務教育課
72	7	・ 高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援を行います。	①高等学校等就学支援金支出事業(高等学校学び直し支援金)	保護者全員の合算額が住民税所得割額50万7000円(年収910万円)未満の生徒に対し、県立高校の授業料を実質的に無償とする。	1,463	2,008	県立高校全日制12人、定時制10人、通信制34人に支給した。	県立高校全日制6人、定時制49人、通信制167人に支給した。	・平成28年度は県立高校56名に支給し、就学支援金が終了した後も学び直し支援金を受給することにより授業料が無償となった。平成29年度は県立高校222名に支給し、授業料が無償となった。	・受給資格の認定にあたっては、申請書を提出して認定を受ける必要があるが、制度を理解していないことや、保護者が所得未申告で書類を提出できないことがある。	継続	・就学支援金終了後に学び直し支援金が申請できることから、申請対象者を学校で把握し、今後も継続して生徒への案内を実施することで申請漏れがないように取り組む。 ・平成31年度よりマイナンバーに対応した手続きとなることから保護者は市町村で課税証明書を取得し、学校に提出する必要がなくなり負担軽減となり、申請も容易となる。 ・ただし、所得未申告であると課税額が確認できないので、所得申告を促して申告後提出してもらうなど、柔軟に対応していく。	教育庁	教育支援課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
		教育の支援		高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援を行う。	6,219	7,912	通信制高等学校3校に通う生徒、96人に支給した。(支給額6,219千円)	通信制高等学校3校及び専修学校高等課程1校に通う生徒、80人に支給した。(支給額7,912千円)	・平成28年度は、通信制高等学校3校に通う生徒96人に支給し、うち67人が高等学校等を卒業した。(支給額6,219千円) ・平成29年度は、通信制高等学校3校及び専修学校高等課程1校に通う生徒80人に支給し、うち64人が高等学校等を卒業した。(支給額7,912千円)	・当該事業の対象となる生徒は、在学期間が長く、授業料にかかる高等学校等就学支援金を受給することができない生徒が主である。これら生徒も家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けられるよう、継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・何らかの理由で高等学校等を中途退学したが、再度学び直す意思のある生徒は一定数存在しており、当該事業を含む就学支援の制度の周知に今後とも力を入れる必要がある。	継続	・継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、就学支援制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学課
73	8	・高等学校中途退学を防止するため、学校内に居場所を設置します。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(広域的な子どもの居場所の運営支援事業)	県立学校内に居場所を設置し、相談員等を配置。面談や相談等により生徒の状況把握を行い、学校と情報を共有しながら学習支援、生活支援、訪問支援、キャリア形成支援等に加え、不登校及び中途退学等を防止することを目的とした就学支援を行う。	9,524	10,446	県立学校(那覇地区1校)内に居場所を設置し、学校と協働した支援を開始した。 ・支援人数(利用者数)延べ2,432名	県立学校(那覇地区1校)内の居場所において、支援を実施したほか、新規設置校の調整を実施した。 ・支援人数(利用者数)延べ4,430名	・多くの生徒が居場所を活用し、不登校の未然防止・中途退学者数改善としての機能を果たしている。 ・平成28年度は居場所において、食育イベント、学習支援やキャリア形成支援等を実施。居場所と学校職員の協働支援の実施により、中途退学者数が前年度と比較し大幅に改善した。 ・平成29年度は居場所において、食育イベント、学習支援、キャリア形成支援や学生ボランティアとの交流を実施。居場所設置校において学校との協働支援の実施により、中途退学者数が減少している。	・職員との連携等や学校の支援制度との協働体制の構築など、継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・小中学校時に不登校を経験した生徒への支援等、これまでの支援経緯の把握や他機関との連携等の一層の強化。	継続	・1校(～H29年度)から5校(H30年度より)への設置校を拡充により、多様な形態の学校内居場所モデルを構築。 ・新規実施校の選定方針を策定の上、同様または喫緊の課題を持つ県立高校について、居場所設置の調整を行う。 ・居場所と学校の協働支援体制構築に係るノウハウの共有等を実施する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
74	9	・高校生一人ひとりの基礎的・汎用的能力を育成するため、教員向けの研修会などを実施するとともに、指定校にコーディネーターを配置し、学校における教育活動全体を通じたキャリア教育の実践・取組を支援することで、進路決定率の向上に取り組みます。	①キャリア教育支援事業	高校卒業時の進路決定率の改善と教員のキャリア教育実践力の向上及び学校現場における実践取組の普及推進を図る。	18,069	18,064	キャリア教育コーディネーターを5校に配置し、学校教育全体(授業、行事、HR活動)に関わるキャリア教育の実践取組を支援した。教諭及び管理者向け研修会等を開催した。	キャリア教育コーディネーターを5校に配置し、学校教育全体(授業、行事、HR活動)に関わるキャリア教育の実践取組を支援した。教諭及び管理者向け研修会等の開催。配置校による研究発表会を開催した。	・キャリア教育コーディネーター配置校5校において、学校の学びと将来のつながりを実感できる特別活動等のプログラムを開発し、実践することができた。また、年度末には研究発表会を開催し、他校への情報発信、共有ができた。 ・キャリア教育担当教諭及び管理者(校長・教頭)向けの研修会を開催し、教員のキャリア教育実践力の向上が図られた。	・キャリア教育コーディネーター配置校5校においては、全体計画・年間計画に基づいたキャリア教育を実践することができたが、他校への普及推進を図ることが課題である。 ・学校の学びと将来のつながりを生徒が実感し、学習意欲を高められるように、キャリア教育の視点を踏まえた授業改善を図る必要がある。	継続 見直し	・キャリア教育コーディネーターを2校に配置し、引き続き、学校現場におけるキャリア教育の実践取組を支援する。 ・キャリア教育協力校(コーディネーター配置校)におけるキャリア教育の充実を図るため、キャリア教育先進校視察及びキャリア教育担当者養成研修への派遣を行う。 ・キャリア教育担当者及び管理者向け研修会の内容をより充実させ、各学校において学校の教育活動全体を通じたキャリア教育に関する「全体計画」や「年間計画」を作成させる。	教育庁	県立学校教育課
75	10	・アルバイトをしている生徒に対し、キャリア教育の一環として、アルバイト先を就職につなげたり、職業的自立に向けた職業訓練等の情報を提供するなどにより、円滑に就職につなげられるよう支援を行います。	①定時制・通信制の学校における生徒指導	定時制・通信制における学校において、アルバイトを推奨する中から就労観を養い、その他卒業後の就職につなげるようにする。	0	0	生徒に対しキャリア教育の観点から情報提供等の支援を行った。	生徒に対しキャリア教育の観点から情報提供等の支援を行った。	・就労につなげることで労働への姿勢や就学の必要性を学ばせることができた。	・これから継続的に職業観を持たせる生徒支援を行う必要がある。	継続	・アルバイトをしている生徒に対し、キャリア教育の一環として、アルバイト先を就職につなげたり、職業的自立に向けた職業訓練等の情報を提供し、円滑に職業につなげられるよう支援する。	教育庁	県立学校教育課
76	11	・県外難関大学等への進学を推進する給付型奨学金制度の創設など、県内高等学校生徒の大学等進学率の改善に取り組めます。	①県外進学大学生支援事業	県外難関大学等への進学を推進する給付型奨学金制度を創設し、県内高等学校生徒の大学等進学率の改善に取り組む。	8,750	29,138	・有識者委員会において制度検討を行い、給付要綱等を策定した。 ・募集・選考を行って候補者等を選定し、その中から指定大学合格者25名を奨学生として採用、入学支度金を給付した。	・H28年度採用奨学生へ月額奨学金を給付した。 ・募集・選考を行って候補者等を選定し、その中から指定大学合格者25名を奨学生として採用、入学支度金を給付した。	・平成28年度以降2年間で、能力があるにも関わらず経済的に県外進学の困難な高校生等50名を奨学生に採用し、県外難関大学等への進学・修学を支援することができた。	・継続的に事業に取り組むことが必要である。	継続	・今後も継続的に事業に取り組むことで、学生が安心して勉学に専念し、卒業後の目標の実現に近づけるよう、着実に支援を行っていく。また、後進への波及効果を図るため、OBによる講演会等も実施する。 ・給付型奨学金については、県制度の創設後、国においても平成29年度から住民税非課税世帯等を対象とした全国制度が開始された。また、平成30年度からは、同所得水準の世帯等を対象とした県出身専門学校生向けの制度が始まっている。 ・このことから、各制度のコンセプトを生かして、生徒それぞれの能力や将来設計等に応じた選択肢を十分に提供できるよう、各高等学校等の進路指導部と連携して、各制度の周知広報及び活用に努めていく。	教育庁	教育支援課
77	12	・教育基本法に基づき設置した高校生に対する奨学金貸与事業を着実に実施するとともに、大学等を含め奨学金情報が必要な生徒に伝わるよう制度の周知を図ります。	①高等学校奨学事業	奨学金貸与事業についての情報が必要な生徒に広く伝わるよう周知を図る。	129,111	19,561	県のホームページで、奨学金情報を掲載するとともに、修学支援情報とりまとめ一覧表を作成し、県立高校及び市町村教育委員会へ配布を行った。	県のホームページで、奨学金情報を掲載するとともに、修学支援情報とりまとめ一覧表を作成し、県立高校及び市町村教育委員会へ配布を行った。	・平成28年度は2,499人、平成29年度は2,079人に奨学金を貸与した。 ・平成26年度より開始された返還不要の「奨学のための給付金」の実施以後、奨学金貸与者は年々減少傾向にあるが、要件を満たす貸与希望者全員を奨学生として採用することができており、低所得世帯における生徒も修学の継続が可能となった。	・適正な債権管理を行い、奨学金の返還率を向上させる必要がある。	継続	・県ホームページの利活用等により大学等を含めた奨学金情報の提供に努め、必要な生徒に情報が確実に伝わるよう更に取り組んでいく必要がある。	教育庁	教育支援課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
78	13	・低所得世帯の子どもに対し、大学等への進学を促進するため、学習支援を行います。	①子育て総合支援モデル事業 <No.54②再掲>	貧困の連鎖の防止を図るため、準要保護世帯等の児童・生徒に対し学習支援を、またその親に対し養育支援等を実施する。	139,894	290,474	準要保護世帯の小中学生に対し、学習支援を8町村で374人に、児童扶養手当等の受給世帯の高校生に対し、5カ所で95人に実施した。	準要保護世帯の小中学生に対し、学習支援を15町村で546人に、児童扶養手当等の受給世帯の高校生に対し、11カ所で306人に実施した。	・小中学生への学習支援は、教室設置を8町村から15町村に、高校生の学習支援は5カ所から11カ所に増やし、各圏域ごとに支援を開始するとともに、通塾距離の影響で通えない児童生徒の支援を拡充した。 ・支援児童生徒のうち、中学3年生149人中147人が、高校に合格した(合格率98.7%)ほか、高校3年生185人のうち、169名が大学や専門学校等を受験し、136人が合格した(合格率80.5%)。	・今後とも継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・ニーズに合った支援ができるよう各学年齢期、学力ごとにきめ細かく対応できる環境作りが必要となっている。 ・中学生、高校生ともに高い合格率・大学等合格率となっているが、一方で、非行や学習習慣の定着が難しい子どももあり、そのフォローに人手が必要となっている。 ・養育支援に留まらず、さらに上位の学力を目指す子どもへの支援が求められる。	継続・見直し	・継続して学習支援事業に取り組むとともに、受託者や子ども、保護者、自治体等の意見を聞くなど、継続的な事業実施に向けて必要な調査等を実施する。 ・上記調査等を元に、事業内容の検証等を行う。 ・子どもや保護者が希望する進学先に応じた支援の仕組みを構築する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
79	14	・高等学校卒業や大学等への進学を後押しするため、市町村と連携し、高校生等を対象とした学習支援(高校生未来塾)を推進します。	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業 <No.41①再掲>	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援する。	38,239	41,100	6市の18小学校・14中学校において地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施。対象を小中学生から高校生まで拡大した。(高校生の参加実績なし)。	6市町の13小学校・18中学校において地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施。対象が高校生まで拡大したことを事した。(高校生の参加実績なし)。	・学力向上に向けた取組を推進したこと、6市町の13小学校・18中学校において、地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施され、平成28年度と比べて、中学校における取組が増加した。 ・平成28年度より、対象を小中学生から高校生へ拡大した。	・高校生を対象とする場合、教科の専門性が高まるため、学習支援員(教員を志望する大学生や教員OB、塾講師等の地域住民)の確保が難しくなる。	継続	・事業実施市町村の拡大を図るため、研修会等において行政説明や事例報告等を行い、事業の周知を図る。	教育庁	生涯学習振興課
80	15	・児童養護施設等で暮らす子どもに対し、学習支援を推進することにより、基礎学力の定着を図るとともに、良き理解者と触れ合う機会を作ります。<No.55再掲>	①児童養護施設等入所児童に対する学習支援の充実 <No.55①再掲>	養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。	30,071	30,564	各児童養護施設への措置費に学習指導加算を反映し支弁。入所児童に対して学習支援を行った。	各児童養護施設への措置費に学習指導加算を反映し支弁。入所児童に対して学習支援を行った。	・児童養護施設等入所児童の基礎学力の向上が図られた。	・児童によっては発達障害を抱えている等、様々な背景を持つ者が対象であり、学習意欲の個人差も大きく、指導方法に配慮が必要である。	継続	・引き続き入所児童に対する学習指導を促進していく。児童一人一人へのきめ細やかな学習支援を促していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
81	16	・児童養護施設において、施設の小規模化等による家庭的養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じて、子どもの発達段階に応じた食習慣や生活習慣を身につけることができるよう推進します。<No.61再掲>	①児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 <No.61①再掲>	社会的養護において、より家庭的な環境で育てることができるよう施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施推進として児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。	6,000	6,000	児童養護施設2施設において地域小規模児童養護施設を開設した。	児童養護施設1施設において地域小規模児童養護施設を開設した。	・施設の小規模化により、児童をより一般家庭に近い環境で養育できるようになった。	・施設の小規模化により、一人の施設職員に求められるスキルが高まることが想定される。また、地域小規模施設の設置に当たっては、近隣住民と良好な関係を築き、地域での社会的養護の理解を深めていくという視点が必要。	継続	・家庭的養護を推進するため、児童養護施設等に対し引き続き施設の小規模化を促していく。また、職員等に対し、小規模化の推進により生じうる問題に対応した実践的な研修を実施し、スキルアップを図る。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
82	17	・児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なマナーに関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支援します。<No.62再掲>	①職業指導員による自立に向けた支援 <NO.62①再掲>	児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。	14,837	14,908	児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	継続して児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	・職業指導員が入所児童に対し適切な指導を行うことで、施設退所後の生活に係る不安軽減が図られた。	・職業指導員の支援を受け就職したものの、環境に馴染めずすぐに離職してしまうケースもみられる。	継続	・継続して職業指導員による支援を推進する。また、就職後のアフターケアの仕組みも検討していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
83	18	・児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援する職業指導員の配置を拡充します。<No.63再掲>	①職業指導員による自立に向けた支援 <NO.63①再掲>	児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。	14,837	14,908	児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	継続して児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	・職業指導員が入所児童に対し適切な指導を行うことで、施設退所後の生活に係る不安軽減が図られた。	・職業指導員の支援を受け就職したものの、環境に馴染めずすぐに離職してしまうケースもみられる。	継続	・家庭的養護を推進するため、児童養護施設等に対し引き続き施設の小規模化を促していく。また、職員等に対し、小規模化の推進により生じうる問題に対応した実践的な研修を実施し、スキルアップを図る。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
84	19	・高等学校卒業後に就職を希望する生徒に対し、就職活動に必要な知識や技術の習得と社会人としての基礎力の育成を図るため、宿泊研修、外部講師による実務研修を実施するなど指導体制を強化し、就職内定率の向上を図ります。	①就職活動キックオフ事業	県立高校生に対し、早期の就職内定獲得と早期離職の防止を図るために、県立高等学校に50名の就職支援員の配置、就職希望者に対するの宿泊研修、全県立高校の就職指導担当者に対するの研修等を実施する。	165,837	159,466	・就職希望者対象宿泊研修を実施した。参加者は233名であった。 ・就職指導担当者向け実務研修を実施した。参加者は121名であった。 ・就職支援員を県立高校に50名配置した。	・就職希望者対象宿泊研修を実施した。参加者は231名であった。 ・就職指導担当者向け実務研修を実施した。参加者は123名であった。 ・就職支援員を県立高校に50名配置した。	・就職希望生徒の宿泊研修について240名の定員に対し、36校231名の参加があり、就職内定に向けた取組ができた。 ・全県立高校の就職指導担当者への研修については、担当教諭及び就職支援の参加について参加予定者120名に対し123名が参加しており、就職指導につなげることができた。 ・就職支援員の配置について50名を配置することできめ細かい就職指導を行うことができた。	・研修会や連絡協議会等において、職員の指導スキル向上により、各学校における早期就職内定に向けた支援体制の強化を行う必要がある。 ・早期離職の防止のため、個別面談による生徒の適性を把握し、就職先企業とのマッチングを十分に検討する必要がある。 ・生徒に向けたキックオフ研修の活動を1、2年次に情報提供し、就職について関心を高める必要がある。	継続・見直し	・先進的な学校の取組を、就職担当者連絡協議会等の研修を通して情報の共有を図る。 ・就職活動の早期化に向け、就職先への応募書類の受付開始日(8月30日)に提出できるよう周知を図る。 ・新規卒卒者の求人確保と早期求人への要請を関係機関と連携し経済団体へ行う。 ・早期離職防止のため、校内外における内定者向けの研修を継続して支援していく。	教育庁	県立学校教育課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
85	20	・ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供等を行います。	①母子家庭等自立促進事業	母子家庭、父子家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の親等を対象に、就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や母子家庭等自立支援給付金の給付、生活支援ヘルパーの派遣等を実施する。	80,798	95,435	就業相談件数は、286件であり、うち116名が就業している。また、就労支援講習会は5回開催され、修了者78名がスキルアップに繋がった。高校生には、保護者等を通じて周知を図った。	就業相談件数は、245件であり、うち80名が就業している。また、就労支援講習会は7回開催され、修了者127名がスキルアップに繋がった。高校生には、保護者等を通じて周知を図った。	・就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や母子家庭等自立支援給付金の給付、生活支援ヘルパーの派遣等により、ひとり親家庭等の自立を支援した。	・保護者等を通じて、高校生へも周知したが、高校生の参加実績はなかった。 ・母子家庭、父子家庭の子(高校生)も利用可能な事業もあるため、広報を行う必要がある。	継続	・母子家庭、父子家庭の児童も対象可能としている事業もあるが、利用者のほとんどを母子家庭の母、父子家庭の父が占めている。 ・引き続き、事業を継続し、周知広報に努める。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
86	21	・高等学校等就学支援金制度により、所得に応じて高等学校等の授業料に充てる就学支援金を支給し、家庭の教育費負担の軽減を図ります。	①高等学校等就学支援金等支出事業	保護者全員の合算額が住民税所得割額50万7000円(年収910万円)未満の生徒に対し、県立高校の授業料を実質的に無償とする。	4,552,932	4,541,223	県立高校全日制延べ456,677人(月平均38,056人)、定時制延べ9,647人(月平均804人)、通信制延べ5,083人(月平均424人)に支給した。	県立高校全日制延べ455,365人(月平均37,947人)、定時制延べ10,270人(月平均855人)、通信制延べ5,625人(月平均468人)に支給した。	・平成28年度は県立高校で延べ471,407人(月平均39,284人)、平成29年度は471,260人(月平均39,272人)の生徒に対して支給。約9割の生徒の授業料が実質無償となった。	・受給資格の認定にあたっては、申請書を提出して認定を受ける必要があるが、制度を理解していないことや、保護者が所得未申告で書類を提出できないことがある。	継続	・制度周知については、高校入学予定の中学3年生向けにチラシを全中学校へ配布しているが、継続して実施し、申請漏れがないよう周知を図る。 ・平成31年度よりマイナンバーに対応した手続きにより課税証明書提出が不要となり、申請が容易となる。	教育庁	教育支援課
				支給対象校の対象生徒に対して、就学支援金を支給し、就学にかかる学費負担を軽減する。	1,000,800	1,340,069	私立の高等学校等(全日制4校、通信制3校、専修学校6校、各種学校1校)の生徒、6,854人に支給した。	私立の高等学校等(全日制4校、通信制4校、専修学校5校、各種学校1校)の生徒、8,123人に支給した。	・支給対象校の生徒に対して、就学支援金(所得に応じて生徒1人あたり年間118,800～297,000円)を支給し、就学に係る学費負担の軽減を図った。	・家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう就学支援金を給付し、経済的負担軽減を図るため、継続的に事業に取り組む必要がある。 ・就学支援金受給者のうち、生活保護世帯・市町村民税所得割額非課税世帯の割合は、平成28年度で25.9%、平成29年度で27.3%。 ・私立の高等学校等に進学する生徒数の増とともに同世帯の生徒も増えており、当該事業を含む就学支援の制度の周知に今後とも力を入れる必要がある。	継続	・継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、就学支援制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学課
87	22	・授業料以外の教育費負担を軽減するため、「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」により、低所得世帯を支援します。	①高等学校等奨学のための給付金事業	低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担軽減を目的に「奨学のための給付金」を支給する。	1,194,621	1,254,326	14,188人に支給を行った。 [内訳] ①生活保護受給世帯718人 ②非課税世帯(第1子)8,547人 ③非課税世帯(第2子以降)4,923人	13,360人に支給を行った。 [内訳] ①生活保護受給世帯647人 ②非課税世帯(第1子)8,096人 ③非課税世帯(第2子以降)4,617人	・教材費や教科書費など授業料以外の教育費負担が軽減されるよう、平成28年度は14,188人、平成29年度は13,360人に奨学のための給付金を支給した。 ・また更なる支援強化のため、非課税世帯(全日制等・第1子)の給付額を、段階的に増額している(平成28年度59,500円、平成29年度75,800円、平成30年度80,800円)。 ・この取組により、家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けられる環境の整備につながった。	・制度創設間もない事業のため、周知の徹底や個別の呼びかけなど、継続的な取組が必要である。 ・低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る必要がある。	継続	・各高等学校等と連携し、制度の周知を徹底していくとともに、中学校段階での周知も引き続き行うことで、制度の理解が深まるよう取り組む。	教育庁	教育支援課
				低所得世帯の高校生等の教科書費等を給付し、授業料以外の教育費を支援する。	53,909	61,242	申請者752人(私立の高等学校等に通う生徒の保護者で県内に在住する者)のうち、740人に支給した。	申請者867人(私立の高等学校等に通う生徒の保護者で県内に在住する者)のうち、853人に支給した。	・支給対象の世帯保護者に対して、給付金(世帯区分等に応じ一世帯あたり年間38,100～138,000円)を支給し、授業料以外の教育費負担軽減を図った。	・当該事業の対象者は、私立高等学校等に通う生徒の保護者のうち、県内に在住し、生活保護受給者または市町村民税所得割額非課税の者である。授業料以外の教育費(文具代、教科書代等)を支援し、負担軽減及び学習機会の確保を図るため、継続的に事業に取り組む必要がある。 ・沖縄県外の私立高等学校に通う生徒の保護者も対象となるため、募集は全都道府県に対し行う。申請漏れ、受給漏れが発生しないよう、当該給付金制度の周知に今後とも力を入れる必要がある。	継続	・継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、当該給付金制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学課
88	23	・生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、入学金等の大学等の進学費用に係る経費に充てられる場合については、収入として認定しないよう取り扱いします。	①生活保護制度	生活保護世帯の高校生のアルバイト等の収入のうち、就労に資する資格を取得することができる専修学校や大学等の入学金等に充てられる場合は、一定の条件の下、これを収入として認定しないことができる。	8,550	11,265	県内の各福祉事務所においては高校生の就労収入について、自立計画書等により用途を確認し、収入認定除外を行った。	県内の各福祉事務所においては高校生の就労収入について、自立計画書等により用途を確認し、収入認定除外を行った。	・子どもの貧困の解消に資する大学等への進学を推進する観点から、福祉事務所ではアルバイトを行っている高校生に対しては、学業に影響するほどの長時間の就労は避けるよう助言するとともに、収入の用途を聞き取り、これが資格の取得、進学等を目的とする場合は収入認定除外を行っている。	・生活保護世帯の子どもは、生活保護制度の収入認定制度の理解が十分でない場合があり、これが収入の未申告となり返還となる例が生じている。 ・高校生がいる世帯に対しては、子の就労収入も漏れなく申告を行うことについて家庭訪問の際などに説明するよう、福祉事務所に対し助言、指導を行っている。	継続	・学業に影響がでない程度に行うアルバイトの収入は、これを収入認定しないことにより世帯の自立に繋がることから、受給世帯に対し丁寧に制度の趣旨を説明し、適切な収入申告を促していく。	子ども生活福祉部	福祉政策課
89	24	・所得要件等を満たすひとり親家庭の子どもに対し、医療費を助成します。	①母子家庭等医療費助成事業 <No.33①再掲>	ひとり親家庭の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。	290,183	336,438	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	・ひとり親家庭等の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることことができた。	・本事業の給付方法は、受給者にとって利便性の高い「自動償還方式」に移行を進めており、一部市町村で導入が始まっている。 ・本事業の実施主体は市町村であるため、多くの市町村で「自動償還方式」の導入を進めていく必要がある。	継続	・継続して事業を実施するとともに、給付方法に関する各市町村の意見などを聞き、本事業の見直しについて検討を行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
(4) 支援を必要とする若者														
90	1	<p>・ 支援を必要とする若者に対し、ハローワーク、地域若者サポートステーション、子ども若者みらい相談プラザsorae、NPO等と連携を図り、就学、就労へ向けた支援を行います。</p>	①地域子ども・若者社会適応促進事業	不登校・ニート・引きこもりなどの困難を有する子ども・若者(0歳から39歳まで)の社会的自立の支援を目的としており、地域若者サポートステーションでのコミュニケーションや基礎生活の訓練を通して、社会適応への支援を行っている。	7,500	7,500	地域若者サポートステーションにおいて、社会適応プログラム(延べ5,506人参加)、家族支援(延べ58人参加)、訪問・送迎支援(延べ367人支援)、心理カウンセリング相談(延べ117人支援)などの支援を行った。	地域若者サポートステーションにおいて、社会適応プログラム(延べ5,711人参加)、家族支援(延べ221人参加)、訪問・送迎支援(延べ541人支援)、心理カウンセリング相談(延べ195人支援)などの支援を行った。	【平成28年度】 ・サポステ琉球において、社会適応プログラムを通して、58名が就職、37名が職業訓練を受講。サポステ沖縄において、社会適応プログラムを通して、111名が就職、1名が職業訓練を受講、2名が復学した。サポステなごにおいて、訪問・送迎支援を通して、不登校中学生1名の学習支援を実施し、高校合格に繋がった。 【平成29年度】 ・サポステ琉球において、社会適応プログラムを通して、59名が就職、2名が進学、17名が職業訓練を受講。サポステ沖縄において、社会適応プログラムを通して、86名が就職、7名が復学した。サポステなごにおいて、訪問・送迎支援を通して、9名が就職、2名が就労支援事業所への通所、2名が他機関への紹介、3名が進学した。	・不登校生徒や進路未決定者、高校中退者などの情報を学校側と共有し、教育機関と支援機関との切れ目のない支援につなげていく必要がある。 ・支援対象者が複雑な環境の中にあるケースも多く、他の支援機関との情報共有が重要である。 ・学校や民生委員など地域社会で活動している支援者とのパイプを作り、中学卒業後に無業状態となる若年者をサポステの支援へとつなげられるようにする必要がある。	継続	・今後とも、不登校・ニート・引きこもりなどの困難を有する子ども・若者の社会的自立の支援を目指して、事業を継続していくとともに、新年度や夏休み前などにおいて、教育機関への働きかけや周知を行うことで、各学校や支援機関とのスムーズな連携を図る。  ・就職を希望するサポステ利用者のため、多種多様な職業体験が可能なプログラムの作成及び協力企業の開拓を図っていく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
			①子ども・若者総合相談センター事業	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の自立を支援するため、子ども・若者及びその家族等からの相談に応じ、関係機関等の紹介、その他必要な情報の提供及び助言を行う「沖縄県子ども・若者総合相談センター」を運営する。	45,892	43,461	平成28年度の新規相談件数(実数)は、688件となり、平成27年度から平成28年度に引継いだ相談件数(実数)は、365件となっている。 これらを合わせた相談件数累計1,053件の延べ相談件数は、4,935件となっている。	平成29年度の新規相談件数(実数)は、785件となり、平成28年度から平成29年度に引継いだ相談件数(実数)は、378件となっている。 これらを合わせた相談件数累計1,163件の延べ相談件数は、5,252件となっている。	■支援目標の達成に関する累計について 【平成28年度】 ・就労71件、就学124件、居場所22件、医療・福祉制度84件、環境改善239件、メンタルヘルス112件、合計652件 【平成29年度】 ・就労114件、就学195件、居場所76件、医療・福祉制度98件、環境改善121件、メンタルヘルス89件、自己理解が進んだ28件、問題行動の改善9件、合計730件	・子ども・若者総合相談センターへの相談対応延べ件数は年々増加傾向にあることから、引き続き、相談支援を行う必要がある。 ・子ども・若者総合相談センターに寄せられる相談内容を通して要支援者のニーズを分析するとともに、事業効果の検証や子ども・若者育成支援に関する全県的な相談・支援体制の課題の抽出を行うため、子ども・若者支援地域協議会の効果的な活用方法を検討する必要がある。 ・より効果的な支援ネットワーク構築のために、市町村単位での連携体制づくりに向けた地域協議会の立ち上げ支援が必要となる。	継続	・相談内容で最も多いのが「不登校状態・傾向」であることから、教育機関での「ミニ相談会」の開催や各教育事務所の研修会等における子若センターの紹介など、教育庁との連携・強化を図る。 ・単一機関による対応困難ケースの連携対応などについて、協議会の実務者会議の中で検討を行う。 ・昨年度リニューアルした「沖縄県子ども・若者支援機関マップ」も活用しながら、引き続き、市町村への協議会設置の働きかけを行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
91	2	・ 地域団体やNPOなど地域資源を活用し、支援を必要とする若者の居場所づくりを推進します。	①子ども・若者育成支援事業(NPO団体等補助) <NO.60①再掲>	社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援する活動を行うNPO団体等に対し活動費を助成する。	5,152	9,807	困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う3団体に対し、助成した。	困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う5団体に対し、助成した。	・困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う5団体に助成し、居場所・相談・活動体験等を行い、不登校引きこもり等の子ども・若者を支援につなげ、社会に出る足がかりを作った。	・支援を要する子ども・若者は全県にいる一方、助成した団体の活動拠点は、本島南部に3団体、宮古1団体、八重山1団体と偏りがあり、支援環境に差がある。	継続	・5圏域に均衡ある支援ができるよう助成先の選定方法を検討する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
92	3	・ 子ども若者みらい相談プラザsoraeを拠点として、ニート、ひきこもり、不登校の児童生徒などが社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者育成支援のための総合的な施策を推進します。	①子ども・若者総合相談センター事業 <No.90②再掲>	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の自立を支援するため、子ども・若者及びその家族等からの相談に応じ、関係機関等の紹介、その他必要な情報の提供及び助言を行う「沖縄県子ども・若者総合相談センター」を運営する。	45,892	43,461	平成28年度の新規相談件数は688件(実数)となり、平成27年度から引継いだ相談件数合わせた相談件数累計1,053件(実数)となり、延べ相談件数は4,935件となっている。	平成29年度の新規相談件数は785件(実数)となり、平成28年度から引継いだ相談件数合わせた相談件数累計1,163件(実数)となり、延べ相談件数は5,252件となっている。	・沖縄県子ども・若者総合相談センター(sorae)において、子ども・若者及びその家族等からの相談に応じることで、自立に向けた支援を行うことができた。 【平成28年度】 ・就労71件、就学124件、居場所22件、医療・福祉制度84件、環境改善239件、メンタルヘルス112件、合計652件 【平成29年度】 ・就労114件、就学195件、居場所76件、医療・福祉制度98件、環境改善121件、メンタルヘルス89件、自己理解が進んだ28件、問題行動の改善9件、合計730件	・子ども・若者総合相談センターへの相談対応延べ件数は年々増加傾向にあることから、引き続き相談支援を行う必要がある。 ・子ども・若者総合相談センターに寄せられる相談内容を通して要支援者のニーズを分析するとともに、事業効果の検証や子ども・若者育成支援に関する全県的な相談・支援体制の課題の抽出を行うため、子ども・若者支援地域協議会の効果的な活用方法を検討する必要がある。 ・より効果的な支援ネットワーク構築のために、市町村単位での連携体制づくりに向けた地域協議会の立ち上げ支援が必要となる。	継続	・相談内容で最も多いのが「不登校状態・傾向」であることから、教育機関での「ミニ相談会」の開催や各教育事務所の研修会等における子若センターの紹介など、教育庁との連携・強化を図る。 ・単一機関による対応困難ケースの連携対応などについて、協議会の実務者会議の中で検討を行う。 ・昨年度リニューアルした「沖縄県子ども・若者支援機関マップ」も活用しながら、引き続き、市町村への協議会設置の働きかけを行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
93	4	・ ひきこもり状態にある者やその家族等への支援を行うため、ひきこもり地域支援センター(仮称)を設置し、相談支援、訪問支援等を行うことにより、本人の自立を推進します。	①ひきこもり対策推進事業	ひきこもり状態にある者やその家族への支援を行うため、ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援等を行う。	9,263	8,997	ひきこもり専門支援センターにおいて、関係機関で構成する連絡協議会を本島、離島合わせて2回開催した。参加機関、人数については、南部が51機関53人、宮古が19機関21人であった。	ひきこもり専門支援センターにおいて、関係機関で構成する連絡協議会を本島、離島合わせて3回開催した。参加機関、人数については、北部が14機関17人、八重山が7機関24人であった。	・平成28年10月の開所から、平成28年度にひきこもり専門支援センターにて受けた相談延べ件数は612件(電話相談:419件、面談による相談:171件、メール・文書:4件、同行訪問:18件)であった。平成29年度は1479件(電話相談:1,068件、面談による相談:315件、メール・文書:66件、同行支援:20件、家庭訪問:10件)であった。	・継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・当該事業の目的を確認するとともに、相談事例ごとにより各関連機関の役割を整理し、繋ぎ等の対応をよりできる体制づくりが必要である。 ・相談件数の増加等により、現状の非常勤3名での対応が困難となっているため、今後も事業を継続していくために各関連機関との調整等が必要である。 ・ひきこもり状態にある者やその家族の方の悩みには、経済面の不安が大きいことから、解決するために必要な情報の普及・啓発等が必要である。	継続	・継続して、ひきこもり状態にある者やその家族への支援を行うため、ひきこもり専門支援センターにおいて、①相談支援、訪問支援、②関係機関職員を対象とした研修の実施、③関係機関で構成する連絡協議会の実施、④ひきこもりに関する普及啓発(情報発信)に取り組むとともに、ひきこもり専門支援センターから本庁への意見等を参考に、継続的な事業実施に向けて必要な調査等を実施する。 ・本庁において、ひきこもり状態にある者やその家族等へのライフプランナー等による講演会やアンケート調査を委託によって行い、普及啓発や、必要な実態調査を行う。	保健医療部	地域保健課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
94	5	生活の支援 ・ 児童養護施設等を退所し、就職や大学等への進学をした者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援するため、家賃相当額及び生活費の貸付を行います。	①児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設退所者等に対して、沖縄県社会福祉協議会を通して自立支援資金を貸付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援し、子どもたちの自立支援の強化を図る。	895	2,169	平成28年11月から事業開始。平成28年度の貸付数は11件であった。 【内訳】生活支援費5件、家賃支援費4件、資格取得支援費2件	新規貸付数34件、H28からの継続8件であった。 【内訳】(新規)生活支援費14件、家賃支援費6件、資格取得支援費10件(継続)生活支援費5件、家賃支援費3件、	・これまでに28名の施設入所者又は退所者等に対し、生活費や家賃費、資格取得資金を貸し付け、自立を支援してきた。	・当該制度の利用者が当初の想定よりも少ない。	継続	・児童養護施設退所者等の安定した生活基盤の構築に資するよう、引き続き貸付を行っていく。また、当該制度について周知を図り、利用者の増加に努める。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
95	6	・ 児童養護施設退所児童等に対する給付型奨学金の創設を検討します。	①子どもに寄り添う給付型奨学金事業(沖縄子どもの未来県民会議事業)	児童養護施設退所児童等に対し、大学等進学に伴う入学金及び授業料を全額給付する。	3,434 (県民会議予算)	13,502 (県民会議予算)	応募者9名全員を給付対象として決定し、奨学金を給付した。	応募者18名全員を給付対象として決定し、平成28年度奨学生と併せて、奨学金を給付した。	・児童養護施設退所者や里親の委託解除者等の大学等進学率が、H27年度の30.8%からH29年度は60.6%となり、29.8%向上した。 ・大学等進学に伴う経済的な不安が解消されたことで、学習意欲のある児童が、大学等への進学希望の夢を実現することができた。	・1人につき、最長6年の支援となるため、長期的視点での事業運営が必要だが、寄付を原資とした事業であり将来的な収入が不安定。 ・児童養護施設等出身の学生が、大学等進学後も健全な学生生活を送れるようにするため、生活状況把握や相談支援等のさらなる充実が必要。	継続・見直し	・給付対象者への継続支援 ・児童養護施設退所者の大学等進学率の引き上げ。 ・長期的な事業運営のため、奨学金給付に係る経費の正確な把握方法を検証する。 ・児童養護施設等出身であることによる経験の不足・欠乏から派生する学生の情報不足や悩み事の把握、及び支援機関への案内の強化。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
96	7	・ 児童養護施設等を退所する者が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を推進します。	①身元保証人確保対策事業	児童養護施設入所児童等が就職や進学、アパート賃借をする際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保証を全国社会福祉協議会に担わせることにより、保証人の負担を軽減し、保証人を引き受けやすくする。	87,496	66,748	平成28年度は6名の退所者に保証を実施。	平成29年度は6名の退所者に保証を実施。	・施設長等が保証人を引き受ける場合のリスクが軽減し、円滑な身元保証人の確保に繋がった。	・当該制度による身元保証の期間が原則最長3年と限られていることが課題である。	継続	・対象となる児童の社会的自立を促進するため、継続して事業を実施していき身元保証人の確保に努めるとともに、制度の活用が進むよう児童養護施設等に対し周知を図る。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
97	8	・ 児童養護施設等の退所児童の自立を支援するために、退所児童等で構成する団体の活動支援や、支援が必要と認められる児童に対する措置延長の実施、その他退所児童が必要な時に必要な社会資源を活用できるよう、相談体制の充実を図ります。	①児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業<No.94再掲>	児童養護施設退所者等に対して、沖縄県社会福祉協議会を通して自立支援資金を貸付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援し、子どもたちの自立支援の強化を図る。	895	2,169	平成28年11月から事業開始。平成28年度の貸付数は11件であった。 【内訳】生活支援費5件、家賃支援費4件、資格取得支援費2件	新規貸付数34件、H28からの継続8件であった。 【内訳】(新規)生活支援費14件、家賃支援費6件、資格取得支援費10件(継続)生活支援費5件、家賃支援費3件	・これまでに28名の施設入所者又は退所者等に対し、生活費や家賃費、資格取得資金を貸し付け、自立を支援してきた。	・当該制度の利用者が当初の想定よりも少ない。	継続	・児童養護施設退所者等の安定した生活基盤の構築に資するよう、引き続き貸付を行っていく。また、当該制度について周知を図り、利用者の増加に努める。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
98	9	・ 沖縄県キャリアセンター等において、専門のキャリアコーチによる就職相談や、就職活動に必要な知識やスキルを提供するセミナー等を開催し、若年者の職業観の育成から就職までを一貫して支援します。	①若年者総合雇用支援事業	本県若年者の高い失業率や不安定な就労状況を改善するため、高校生から概ね40代前半までの求職者に対し、就職相談の実施やセミナーの開催などを通じ、職業観の育成から就職までの総合的な支援を実施する。	84,559	84,417	個別相談や出張相談、電話やメールによるカウンセリングのほかセンター内での就職支援セミナーを94回、企業向けセミナーを1回、保護者向けのセミナーを3回、県外就職者向けセミナーを1回、業界研究セミナーを2回、低年次向け講演を3回実施したほか、ガイダンスや各種出張セミナー等を開催した。	個別相談や出張相談、電話やメールによるカウンセリングのほかセンター内での就職支援セミナーを107回、企業向けセミナーを3回、保護者向けのセミナー1回、県外就職者向けセミナーを2回、業界研究セミナーを3回、バスツアーを1回、低年次向け講演を2回実施したほか、ガイダンスや各種出張セミナー等を開催した。	・沖縄県キャリアセンター内にキャリアコーチを10名配置し、就職相談(延べ3,515人)や就職セミナー(延べ107回、982名)を開催するほか、講演会・ガイダンス・その他の各種セミナー(合計178回、9,685人参加)開催など、積極的な事業の展開により、キャリアセンターの設置目的である、職業観の育成から就職までの総合的な支援を実施することができた。	・県内企業の採用情報を発信する「おきなわ企業ナビ」について更新が余りされておらず活用されていない。 ・県内の雇用情勢が改善したことや、キャリアセンター内で実施していた事業が廃止となったことで、相談者数、就職者数の実績が減少している。	継続	・企業にアンケートや聞き取り調査などを行い、「おきなわ企業ナビ」をより利用しやすくなるよう、活用を促進する。 ・平成30年度中にキャリアセンター泉崎およびキャリアセンターおもろまちが新グッドジョブセンターに移転・統合するため、広報活動を強化し利用者増を促進する。 ・「新規高卒者県内県外企業合同説明会」を実施し、キャリアセンターの広報と活用促進を図る。	商工労働部	雇用政策課
99	10	・ 若年者の早期就職を促進し、雇用のミスマッチに起因する早期離職を抑制するため、基礎的なビジネスマナー等の研修や企業での職場訓練等を実施します。	①若年者ジョブトレーニング事業	40歳未満の若年求職者を対象に座学研修と短期雇用による企業での職場研修を実施し就職支援、定着支援を行う	129,429	114,281	座学研修(1ヶ月)と短期雇用による企業でのOJT研修(3ヶ月)を組み合わせた職場訓練を8期実施し、140名が職場訓練を行った	座学研修(1ヶ月)と短期雇用による企業でのOJT研修(3ヶ月)を組み合わせた職場訓練を8期実施し、116名が職場訓練を行った	・平成28年度、40歳未満の若年者を対象に、143名に座学研修を行い、125名の就職に繋がった。 ・平成29年度は118名に座学研修を行い、102名の就職に繋がった。	・沖縄県内の雇用情勢は改善しているものの、依然として県内若年者の完全失業率、新規学卒者の離職率は全国に比べて高い水準である。	継続	・雇用情勢の改善に伴い、訓練希望者数は減少しているため、訓練生の掘り起こしを行うため、関係機関へのポスター、チラシ等の配布など効果的な周知を検討し若年層の訓練生応募数増加を図る必要がある。県内でも特に失業率の高い中部地区においても訓練を実施する必要がある。	商工労働部	雇用政策課

就労支援



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
100	11	・若年無業者で就労支援が必要な者に対し、基礎的な職業訓練を実施します。	①若年無業者職業基礎訓練事業	若年無業者で就労支援が必要な者に、職業的自立を図ることを目的に就労に導くための基礎的な職業訓練を実施する。	28,357	31,021	NPO法人、専修学校等の民間教育機関等を活用し、基礎的な職業訓練を9コース開講し、83名に訓練を実施した。	NPO法人、専修学校等の民間教育機関等を活用し、基礎的な職業訓練を9コース開講し、72名に訓練を実施した。	【平成28年度】 ・訓練受講83名のうち、就職、進学、他の職業訓練受講に移行し、無業者状態から67名が改善した。(改善率80.7%) 【平成29年度】 ・訓練受講72名のうち、就職、進学、他の職業訓練受講に移行し無業者状態から59名が改善した。(改善率81.9%)	・若年無業者のニーズに対応するため、訓練受託先の開拓や多様な訓練コースの設定をしていく必要がある。 ・若年無業者の訓練受講機会を確保するために、サポートステーションと連携し、訓練時期や場所、訓練生の定員を考慮した訓練コースを設定する。 ・訓練受講者の退校者を出さないように訓練期間中のメンタル面のケアが必要になる。	継続	・早期に訓練受託先の公募を実施して、多様な訓練時期の設定を行うことで訓練回数と訓練生の確保に努めていく。 ・若年無業者を就業等に導くため、就労に必要な基礎的な座学や企業実習訓練を実施するとともに、ニーズに合ったカリキュラムの検討や実習企業の開拓を行うため、関係機関との調整に努める。 ・訓練受講者は、メンタル、体調面等で何らかの克服すべき課題を抱えており、事前にサポートステーションと訓練受託者間で受講生に関する情報連携を行い、サポート体制の調整を図る。 ・訓練生の選定時に就業意識レベルの見極めを行い、訓練生間のレベルの差をなくし訓練生がストレスを感じることなく円滑な受講環境を構築するように努める。	商工労働部	労働政策課
101	12	・中卒無職少年(中学校卒業後に進学も就職もしていない少年)の就労について、市町村や商工会などで就労を支援する体制や、地域の経済界の協力を得ながら雇用の促進する仕組みを構築します。	中卒無職少年支援策に関する関係課意見交換会の開催	中卒無職少年支援策に関する関係課での意見交換会を開催し、有効な支援策や実態調査の方法等について意見交換などを行う	—	—	(未着手)	(未着手) 関係各課との意見交換会を2回開催した。	・関係各課との意見交換会を2回開催し、今後対応すべき課題として共通認識をはかることが出来た。	・継続して関係各課と意見交換を行い、課題に対する具体的な対応策等について検討する必要がある。	継続・見直し	・継続して関係各課と課題や対応等について意見交換を行い、実施可能な施策を検討する。新規事業を要求することになれば、予算要求等について関係各課と連携して対応する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課

### 3 保護者への支援

#### (1) 保護者への支援

102	1	・ひとり親家庭の親の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者や学び直しをする親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援を促進します。	①市町村説明会における制度周知等	市町村説明会において市町村職員及び県福祉事務所の職員に対し制度の説明等を行い、周知を図る。	0	0	市町村説明会において制度の説明等を行い、普及啓発を行った。	市町村説明会において制度の説明等を行い、普及啓発を行った。	・市町村説明会において制度を周知したことにより、市町村窓口においても周知され、対象者に情報が広く行き渡った。	・制度が十分に活用されていないことから、制度内容をより広く周知する必要がある。	継続	・その他効果的な周知方法を検討する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
103	2	・複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施します。	①生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援プランを作成し、様々な支援を一体的かつ計画的に行う。	86,858	86,545	県内5箇所です生活と就労に関するワンストップ型の相談窓口を運営した。	県内5箇所です生活と就労に関するワンストップ型の相談窓口を運営した。	・生活困窮者がいつでも生活全般に渡る相談ができるよう、県内5箇所に相談窓口を設置している。来所相談や出張相談等による、平成28年度の新規相談受付件数は1,018件、平成29年度の新規相談受付件数は919件だった。生活困窮者の方々が、相談を通じて、既存の福祉サービスや本事業による就労や家計に関する支援に繋がったことで、自立支援が図られた。	・相談窓口から遠隔地に住んでいる、制度自体を知らない、ひきこもり等の理由で、自ら相談窓口に来所することができない潜在的な支援対象者がいる。これらの者を早期に発見し適切な支援に繋げるための体制強化が必要。	継続・見直し	・町村役場や町村社協の職員に対して本制度を周知する。 ・北部地域や離島など、相談窓口から遠隔地にある自治体については、出張相談会を実施する。	子ども生活福祉部	福祉政策課
			②生活困窮者自立支援事業(家計相談支援事業)	家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す相談支援を行う(貸付のあっせん等を含む。)	17,698	18,985	自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、本事業の利用件数は153件だった。	自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、本事業の利用件数は83件だった。	・平成28年度の事業利用者153人のうち、自身で家計の現状が把握できるようになった者は61人、家計管理の重要性を認識するようになった者は43人だった。また、平成29年度の事業利用者83人のうち、自身で家計の現状が把握できるようになった者は22人、家計管理の重要性を認識するようになった者は15人だった。	・相談窓口から遠隔地に住んでいる、制度自体を知らない、ひきこもり等の理由で、自ら相談窓口に来所することができない潜在的な支援対象者がいる。これらの者を早期に発見し適切な支援に繋げるための体制強化が必要。	継続・見直し	・町村役場や町村社協の職員に対して本制度を周知する。 ・北部地域や離島など、相談窓口から遠隔地にある自治体については、出張相談会を実施する。	子ども生活福祉部	福祉政策課
104	3	・生活保護については、支援が必要な者に確実に保護を実施するという基本的な考え方を踏まえ、制度の周知や説明など適切な対応を図ります。	①生活保護制度	生活保護については、支援が必要な者に確実に保護を実施するという基本的な考え方を踏まえ、ホームページを活用し、制度の周知や窓口の案内を行う。	0	0	県内の各福祉事務所においては、ホームページを活用して、生活保護の制度や窓口の案内を行った。	県内の各福祉事務所においては、ホームページを活用して、生活保護の制度や窓口の案内を行った。	・各福祉事務所では、ホームページで生活保護の相談や申請窓口の案内、制度の仕組みなどについて広く周知を行っている。 ・また、福祉事務所では、常時、生活保護に関する相談を受け付けており、その中で生活保護法の趣旨や制度の仕組みについて説明し、申請意思がある方には速やかに申請書を交付している。	・最後のセーフティネットという生活保護の趣旨に則った周知のあり方を検討する。	継続	・ホームページを活用した周知については、高校生のアルバイト収入を収入認定しないこととする場合があることや、大学等への就学支援の取組など、制度のより詳細な説明を盛り込むよう、各福祉事務所を促していく。 ・ホームページ以外の周知については、最後のセーフティネットという生活保護の趣旨に則り、そのあり方を検討していく。	子ども生活福祉部	福祉政策課
105	4	・家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、女性健康支援センターにおいて相談指導を行います。	①女性健康支援センター事業	生涯を通じた女性の健康の保持増進を目的に、妊娠・出産等女性固有の機能や様々な悩みに対応するため、女性健康支援センターを設置し、専門家による電話相談等を行う。 また、安全な妊娠・出産の知識普及を目的に、養護教諭等を対象に「高校生から始めるライフプラン」研修を開催する。	2,323	2,380	女性健康支援センターを設置し、電話及び面接相談を行った。また、学校や保健関係者を対象に思春期保健研修会を開催した。	週5日電話及び面接相談を実施、広報カードを教育・県警関係等に配付し連携強化を図った。また思春期教育講演会を開催し理解促進に努めた。	・同センターを設置し、電話及び面接相談を行ったことにより、思春期から更年期に至る幅広い年代の女性の悩みや、不安に対応することができた。 ・加えて、教職者や保健関係者を対象に思春期保健研修会を開催したことで、従来の性教育から一歩進み、高校生の段階から性や妊娠、出産に関する正しい知識を提供し、それを踏まえた自分の人生設計について考える必要性について認識してもらうことができた。	・女性健康支援センターには、産後の母体ケアや、育児・授乳に関する相談が最も多いため、相談内容や傾向について市町村や産科医療機関に積極的に情報提供し、母子保健の充実を図る必要がある。 ・10代の妊娠、出産に関する電話相談は増加していることから、養子縁組や里親に関する事等、福祉関係との情報交換や密な連携が必要である。 ・妊娠に悩む女性の年齢は幅広いことから、各年代に対応した女性健康センターの効果的な周知方法、広報媒体等の検討が必要。	継続	・妊娠に悩む女性や、女性特有の心身の悩みを抱える女性がいつでも相談できるよう、女性健康支援センターのチラシを教育機関、市町村、医療機関、薬局へ配布するほか、他の女性関連事業とも連携して積極的に周知広報を行う。 ・将来子どもを望んだ時に安心・安全に妊娠、出産を迎えることができるよう、教職者や母子保健関係者へ妊娠・出産に関する正しい知識や情報を提供し、周知普及を図る。	保健医療部	地域保健課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
			②「安全な妊娠の勧め」健康教育事業	安全な妊娠・出産の知識普及を目的に、養護教諭等を対象に「高校生から始めるライフプラン」研修を開催する。	486	250	市町村や高等学校へ啓発リーフレットの配布。妊娠適齢期等の普及開発を目的に、養護教諭等の母子保健支援者を対象とした研修会を開催した。	市町村や高等学校へ啓発リーフレットの配布。妊娠適齢期等の普及開発を目的に、養護教諭等の母子保健支援者を対象とした研修会を開催した。	・将来子どもを望んだ時に安心・安全に妊娠、出産を迎えることができるよう、教職者や母子保健支援者を対象とした研修会にて、妊娠・出産に関する正しい知識や情報を提供することができたほか、市町村や学校へ妊娠適齢期普及リーフレットを配布した。	・出産の高齢化等の抑制と、子どもを望む者が将来安全な妊娠・出産を迎えることができるよう、10代から正しい情報や知識を取得し、自分のライフプランを設計させる必要がある。	継続	・将来子どもを望んだ時に安心・安全に妊娠、出産を迎えることができるよう、教職者や母子保健関係者へ妊娠・出産に関する正しい知識や情報を提供し、周知普及を図る。	保健医療部	地域保健課
106	5	・市町村において、妊娠前から子育て期にわたる支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センターの設置を促進します。 <NO.4再掲>	①利用者支援事業(母子保健型)	母子健康包括支援センターの市町村設置について、県はモデル市町村と目指すべき姿及び方向性を定めた骨子の作成、具体的制度の周知のための研修会を開催し、センターの設置促進を行う。	7,136	11,902	調査検討委員会を立ち上げ、検討会の開催(7回)、先進地視察等を行い、沖縄県における目指すべき姿及び方向性を定めた骨子を作成した。	調査検討委員会3回、研修会を3階実施。また、①妊娠届出時に養育環境を確認する県内統一の問診票の策定。②産婦健診、産後ケア事業を導入するため産科等との連携を検討した。	・センターの目指すべき姿を示す骨子の説明及び「センターの基本理念や業務ガイドライン」「市町村と医療機関との連携」等の講演・研修会を3回実施。30市町村298名が参加し、市町村のセンター設置への意義について理解が深まった。 ・センターを設置した市町村は、H28年度の今帰仁村に加え、H29年度は宜野湾市、恩納村が設置した。	・センターの制度や設置に向けた具体的な業務を示す等きめ細かく市町村の共通理解の促進を図る必要がある。 ・産婦健診、産後ケア事業の市町村導入のため、制度説明や産後の精神状態を確認するスキルを向上させる必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の具体的な役割や連携のあり方等を関係機関と共通理解を進める必要がある。	継続	・市町村へセンターの制度説明及び導入にあたっての課題を把握するため、地域毎(北、中、南、宮、八)に市町村意見交換会を開催する。 ・産婦健診、産後ケア事業の市町村導入のため、地域毎に事業説明及び産後うつ等精神状態の把握スキルに関する研修を実施する。 ・センターの役割を踏まえた支援者等の目指すべき姿を検討する。	保健医療部	地域保健課
			②沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(妊娠からのつながる仕組み調査検討事業) <NO.4②再掲>	子育て世代包括支援センターの市町村設置を促進するため、調査検討委員会を設置し、市町村と産科医療機関向けに2回研修会を実施する。	7,136	11,902	調査検討委員会を7回開催し、「妊娠期からつながる仕組み骨子案」を策定し、市町村と産科医療機関向けに2回研修会を実施した。	調査検討委員会を3回、専門部会を2部会計9回開催し、センターでの具体的な取り組み事業について、市町村と医療機関との連携や妊婦の状況把握方法を検討した。また、市町村と産科医療機関向けに3回研修会を実施した。	・平成28年度は、調査検討委員会を7回開催し、「妊娠期からつながる仕組み骨子案」を策定し、市町村と産科医療機関向けに2回研修会を実施した。 ・平成29年度は、検討委員会と専門部会において、妊娠届出時に養育環境を確認するアンケートを検討し、市町村が統一した項目で妊婦の状況を確認できる様式を作成したほか、「センター設置の基本理念や業務ガイドライン」「市町村と医療機関の連携」をテーマに研修会を3回実施し、30市町村298名が参加した。 ・センターを設置した市町村は、H27年度の今帰仁村に加え、H29年度は宜野湾市、恩納村が設置した。	・センターの制度や設置に向けた具体的な業務を示す等きめ細かく市町村の共通理解の促進を図る必要がある。 ・産婦健診、産後ケア事業の市町村導入のため、制度説明や産後の精神状態を確認するスキルを向上させる必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の具体的な役割や連携のあり方等を関係機関と共通理解を進める必要がある。	継続	・市町村に対して、センター設置に関する制度説明およびセンター導入に向けた具体的な取り組み方法を周知するため、地域毎(北、中、南、宮、八)に意見交換会を開催する。 ・産婦健診、産後ケア事業の市町村導入のため、地域毎に事業説明及び産後うつ等精神状態の把握スキルに関する研修を実施する。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の目指すべき姿を検討するとともに、支援者育成のための研修会を実施する。	保健医療部	地域保健課
107	6	・事業所内保育施設については、従業員の就業時間に合わせ、夜間まで開園している施設や地域の子どもを預かる施設もあることから、多様な保育ニーズに対応できるよう市町村と連携しながら設置を促進します。	①事業所内保育総合推進事業	地域型保育事業の認可を受け、施設に対する施設整備の補助を実施し、事業所内保育施設の設置を推進する。	173,091	17,100	6施設の施設整備を支援した。	1施設の施設整備を支援した。	・H28、29の事業所内保育施設整備により、保育定員のべ160人の増加を図った。	・内閣府が実施する企業主導型保育事業を選択する事業者が多い。	継続	・引き続き、市町村や事業者に対し、事業要件や事業効果等を説明し、事業者の掘り起しを図る。	子ども生活福祉部	子育て支援課
108	7	・生後4ヶ月までの乳児のいる家庭へ保健師等による全戸訪問により、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村、NPO等の取組を支援します。 <NO.1再掲>	①乳児家庭全戸訪問事業 <NO.1①再掲>	市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業に対して、事業補助(1/3)を行う。	14,264	16,617	事業実施41市町村のうち、32市町村へ補助を行った。	事業実施41市町村のうち、33市町村へ補助を行った。	・各市町村において、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、支援を実施した。(平成28年度訪問家庭数:14,450世帯) ・主な支援の内容は以下のとおり。 ①育児に関する不安や悩みの傾聴、②子育て支援に関する情報提供、③乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、④支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連携調整	・市町村において、支援を要する家庭を早期に発見し、必要な支援に繋げていくと共に、特に支援が必要と認められる家庭に対しては家庭訪問等による積極的な支援(アウトリーチ支援)が実施できる体制を、これまで以上に強化していく必要がある。	継続	・支援を要する子ども家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
109	8	・乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う市町村の取組を支援します。 <NO.2再掲>	①養育支援訪問事業 <NO.2①再掲>	市町村が実施する養育支援訪問事業に対して、事業費補助(1/3)を行う。	9,436	11,490	事業実施20市町村のうち、18市町村へ補助を行った。	事業実施25市町村のうち、19市町村へ補助を行った。	・養育支援訪問事業の実施について、未実施市町村を訪問し事業開始に向けての支援を行った結果、実施市町村数の増につながった。 ・また、平成29年度は、市町村等で養育支援訪問事業に関わる職員を対象とした研修(2日間)を実施した。	・養育支援訪問事業については、平成19年の法定化以来、県内の実施市町村数は増加しているが、実施率は全国平均76.5%(H29.4.1現在)に比べ県内は約53.7%(H29.4.1現在)と取り組みが十分ではない状況にある。 ・また、支援を要する子ども家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために、引き続き、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図る必要がある。	継続	・養育支援訪問事業未実施の市町村に対して、きめ細かな助言・指導を行うことにより、事業実施につなげる取組みを実施する。 ・各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を引き続き実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
110	9	・所得要件等を満たすひとり親家庭の親に対し、医療費を助成します。	①母子家庭等医療費助成事業 <No.33①再掲>	ひとり親家庭の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。	290,183	336,438	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	・ひとり親家庭等の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることができた。	・本事業の給付方法は、受給者にとって利便性の高い「自動償還方式」に移行を進めており、一部市町村で導入が始まっている。 ・本事業の実施主体は市町村であるため、多くの市町村で「自動償還方式」の導入を進めていく必要がある。	継続	・継続して事業を実施するとともに、給付方法に関する各市町村の意見などを聞き、本事業の見直しについて検討を行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
111	10	・ひとり親家庭に対して、家庭生活支援員の派遣等により一時的な家事援助、保育等のサービスを提供するとともに、生活支援講習会や生活相談の実施等による生活支援を行います。	①ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより、一時的に生活援助、保育のサービスが必要になった場合に、ヘルパー(家庭生活支援員)を派遣する。	12,863	16,223	平成28年度は、174世帯(派遣日数841日)にヘルパーを派遣した。	平成29年度は、178世帯(派遣日数1,031日)にヘルパーを派遣した。	・ヘルパー(家庭生活支援員)を派遣することにより、ひとり親家庭の自立支援に繋げることができた。	・利用期間の制限等をもうけているが、利用希望者は年々増加傾向にある。予算額を確保する必要がある。	継続	・継続して事業を継続していくとともに、利用者のニーズに応えられるよう受託事業者と意見交換を実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
112	11	・専門的、継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設や民間アパートを活用して居宅支援等を行う事業により地域での生活を支援します。	①ひとり親家庭生活支援モデル事業(母子保護の実施)	ひとり親家庭に対し、民間アパートを活用した生活支援、就労支援、子育て支援などを行い、地域で自立するための総合的な支援を実施した。	81,093	158,213	ひとり親家庭生活支援モデル事業において、39世帯に対して各家庭の課題に応じた支援を実施した。	ひとり親家庭生活支援モデル事業において、72世帯に対して各家庭の課題に応じた支援を実施した。	・平成28年度は39世帯に対して支援を行い11世帯の自立につながった。残りの28世帯についても次年度である平成29年度に継続して支援を実施した結果、平成29年度は72世帯に対し支援を行い、21世帯の自立につなげることができた。残りの51世帯もそのほとんどが平成30年度中に自立が見込まれる。	・継続的に事業に取り組む必要がある。 ・各家庭に応じた総合的な支援という事業の考え方が重要であるので、就労支援や生活支援等の各支援メニューについては、それぞれの家庭に応じたものになっているか毎年検証が必要である。 ・平成28年度に拠点事務所を1か所から3か所に増やすことで沖縄県北部、中部、南部にそれぞれ支援の拠点を設置することができたが、引き続き、広域的な事業展開を促進する必要がある。	継続	・継続的に地域の中で各家庭に応じた支援を行う。 ・支援メニューについては、各家庭に応じたものになっているか検証し、さらなる充実を図っていく。 ・市町村や関係団体と連携を図るとともに、引き続き、母子支援の実施主体である各市にモデル事業の実施を働きかけることで、広域的な事業の展開を行っていく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
113	12	・母子生活支援施設の設置を促進するとともに、現在実施している民間アパートを活用した居宅支援等事業(母子家庭等生活支援モデル事業)の成果を踏まえ、拠点事務所の増設を検討するとともに、関係市における類似事業の実施促進等に取り組めます。	①ひとり親家庭生活支援モデル事業(母子保護の普及)	ひとり親家庭に対し、民間アパートを活用した生活支援、就労支援、子育て支援などを行い、地域で自立するための総合的な支援を実施した。	81,093	158,213	検討課題であった拠点事務所の増設は達成したため、もう一つの取り組みである各市へのモデル事業実施の働きかけを行った。	拠点事務所の増設は達成したため、もう一つの取り組みである各市へのモデル事業実施の働きかけを行った。	・大きな課題であった拠点事務所の増設については、平成28年度において1か所から3か所に増設し、沖縄県北部、中部、南部にそれぞれ支援の拠点を設けることができた。 平成29年度は、もう一つの取り組みである各市へのモデル事業実施の働きかけを行った結果、糸満市が類似事業を実施することになった。これで、沖縄県及び県内3市が同様の事業を実施する体制となり、さらに広域的な支援が可能となった。	・拠点事務所の増設については、3か所に増設することで施策の目的を達成することができた。 ・地域の中で支援することが重要であり、母子支援の主体は各市であることから、引き続き、県内各市へモデル事業の実施を働きかける必要がある。	継続	・引き続き、3か所となった拠点事務所を中心にひとり親家庭に対して広域的な支援を行っていく。 ・引き続き、県内各市へモデル事業の実施を働きかけていく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
114	13	・ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、就労支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができる人材の育成に取り組めます。	①母子福祉推進事業費	母子父子自立支援員に対し人材育成のため県外等の研修を受講させる。また市町村等に研修等に関する情報提供を行う。	1,603	1,882	福祉事務所の母子父子自立支援員4名を県外研修に派遣した。また、市町村及び関係団体に研修等の情報提供を行った。	引き続き、福祉事務所の母子父子自立支援員3名を県外研修に派遣した。また、市町村及び関係団体に研修等の情報提供を行った。	・母子父子自立支援員を県外研修に派遣することで、母子父子等の自立に向けた知識等を習得することができた。	・継続的に事業に取り組む必要がある。	継続	・引き続き、各種説明会や研修会に派遣する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
115	14	・ひとり親世帯等について、公営住宅の優先入居に向けて取り組みます。	①公営住宅への優先入居	県営住宅空家待ち入居者募集において、ひとり親世帯等が優先して入居できるような制度運用に取り組む。	0	0	全体の応募倍率が5.8倍(申込数3,453世帯、入居数593世帯)ある中で、ひとり親世帯等に対しては、当選確率を一般世帯より引き上げ、一般世帯より入居しやすくなった。【ひとり親世帯等(一般世帯)】 入居倍率:3.7倍(13.7倍)	全体の応募倍率が15.5倍(申込数3,142世帯、入居数203世帯)ある中で、ひとり親世帯等に対しては、当選確率を一般世帯より引き上げ、一般世帯より入居しやすくなった。【ひとり親世帯等(一般世帯)】 入居倍率:9.2倍(32.2倍)	・平成28年度空家待ち入居者募集において、ひとり親世帯等は1,052世帯の申込に対して、285世帯(27.1%)が入居できた。(一般世帯は94世帯入居(17.2%)) ・平成29年度空家待ち入居者募集において、ひとり親世帯等は950世帯の申込に対して、103世帯(10.8%)が入居できた。(一般世帯は30世帯入居(3.1%))	・ひとり親世帯等の貧困世帯は、依然として多くあり、また物価上昇等により貧困世帯を取り巻く環境は一層厳しい状況になると見込まれる。ひとり親世帯等に対し、県営住宅の優先入居制度等の活用を促す必要がある。	継続	・県営住宅の「空家待ち募集のしおり」等において、ひとり親世帯等を含む子育て世帯の優先入居を分かり易く表示し、優先入居制度の活用を促すとともに、市町村・福祉関係機関との連携によりひとり親世帯等の掘り起こしを図る。	土木建築部	住宅課
116	15	・多子世帯等に対し、市町村と連携しながら地域優良賃貸住宅における家賃低廉化の支援や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を検討します。	①沖縄県居住支援協議会活動支援事業	「沖縄県居住支援協議会」(住宅セーフティネット法に基づく)を支援し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する。	5,965	5,864	あんしん賃貸住宅登録2棟(累計13棟63戸)、あんしん賃貸協力店登録18件(累計23件)、あんしん賃貸支援団体登録2件(累計2件)、相談対応(146件)であった。	あんしん賃貸住宅登録5棟(累計18棟84戸)、あんしん賃貸協力店登録9件(累計32件)、あんしん賃貸支援団体登録4件(累計6件)、相談対応(174件)であった。	・あんしん賃貸支援事業により、H28年度は子育て世帯からの相談15件に対して、入居はなかったが、H29年度は子育て世帯からの相談15件に対して、1件の入居ができた。	・あんしん賃貸住宅の登録戸数を増やす必要がある。 ・沖縄県あんしん賃貸支援事業を活用した入居契約件数の増加を図る対策を沖縄県居住支援協議会WG会議等で福祉関係団体等と連携しながら取り組む必要がある。 ・入居後の支援に対する要望も多いことから、切れ目なく相談業務を行う必要がある。	継続	・年間を通して専門相談員による相談業務が実施できるよう、社会資本整備総合交付金により予算を確保する。 ・他協議会、支援団体、各関係行政部署及び福祉関係団体と連携し、住宅確保要配慮者の特性に応じた入居後のフォロー体制を検討する。	土木建築部	住宅課
117	16	・母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金の貸付けを通じて、ひとり親家庭への住宅支援を行います。	①母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金の貸付けを行い、ひとり親世帯の自立を支援する。	171,362	196,436	貸付件数:305件(うち転宅資金:8件)、貸付金額:169,085千円(うち転宅資金:1,391千円)を行った。	貸付件数:324件(うち転宅資金:5件)、貸付金額:193,514千円(うち転宅資金:997千円)を行った。	・平成28、29年の直近2年間で13件、2,388千円の貸付を行った。 ・平成25年～平成29年の過去5年間で43件、8,497千円、1件あたり198千円の貸付を行った。	・母子父子寡婦福祉資金貸付金には12種類の貸付種別があり、今後の自立や経済的安定に寄与する修学資金等が大きく占めている。その中で転宅資金は、上記の修学資金等とは違い、将来に対しての寄与度が低いため、貸付後の償還によって利用者世帯の自立を妨げるなどの無いよう慎重な貸付が必要となっている。	継続	・母子父子寡婦福祉資金貸付金については申請窓口が各市町村となっており、市町村での児童扶養手当等の申請の際に周知するよう、引き続き市町村と連携、支援していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
118	17	・ 離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、一定期間家賃相当額(住居確保給付金)を支給します。	①生活困窮者住居確保給付金	離職等により住居を失った又は失うおそれの高い者に対し、就職を容易にするため、家賃相当分の給付金を支給する。	4,276	3,445	自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、住居確保給付金の利用件数は60件だった。	自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、住居確保給付金の利用件数は36件だった。	・平成28年度に住居確保給付金を支給した60世帯のうち、一般就労に繋がったのは29件だった。平成29年度に住居確保給付金を支給した36世帯のうち、一般就労に繋がったのは17件だった。	・相談窓口から遠隔地に住んでいる、制度自体を知らない、ひきこもり等の理由で、自ら相談窓口に来所することができない潜在的な支援対象者がいる。これらの者を早期に発見し適切な支援に繋げるための体制強化が必要。	継続	・町村役場や町村社協の職員に対して本制度を周知する。 ・北部地域や離島など、相談窓口から遠隔地にある自治体については、出張相談会を実施する。	子ども生活福祉部	福祉政策課
119	18	・ ひとり親家庭等について、市町村における賃貸住宅契約に係る保証人等の居住サポートの実施を促進します。	①沖縄県居住支援協議会の構成団体としての取組	ひとり親家庭等について、市町村における賃貸住宅契約に係る保証人等の居住サポートの実施を促進する。	0	0	沖縄県居住支援協議会の構成団体として会議に参加し、子育て世帯など住宅確保要配慮者への居住サポート実施の周知等に取り組んだ。	沖縄県居住支援協議会の構成団体として会議に参加し、子育て世帯など住宅確保要配慮者への居住サポート実施の周知等に取り組んだ。	・平成28年度の周知の結果、沖縄県居住支援協議会の住宅情報等に対する問合せ件数127件のうち、子育て世帯は13件あった。 平成29年度の周知の結果、沖縄県居住支援協議会の住宅情報等に対する問合せ件数164件のうち、子育て世帯は12件あった。	・引き続き、子育て世帯など住宅確保要配慮者への居住サポート実施の周知等を行っていく必要がある。	継続	・引き続き同協議会の構成団体として、関係機関への周知等に取り組んでいく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
120	19	・ ひとり親家庭の親に対し、就労に有利な資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の助成及び養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の貸付(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業等)により、就業支援を推進します。	①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭で、母子家庭等自立支援給付金事業(高等職業訓練促進給付金)の受給者を対象に入学準備金と就職準備金を貸付ける。	155,810	2,450	平成28年度は、20名に対して貸付を決定した。	平成29年度は、20名に対して貸付を決定した。	・母子家庭等自立支援給付金事業(高等職業訓練促進給付金)と組み合わせることにより、ひとり親家庭の自立促進につなげることができた。	・貸付金返還の免除条件は、資格を活かした職業に5年以上就業することが要件とされている。貸付段階で、利用希望者に対し、将来の生活設計等を見据えるよう促していく必要がある。	見直し	・本事業は、平成30年度までとされている。事業の継続については、国の方針を待つ必要がある。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
			②母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親が就職の際に有利であり、生活の安定に資する資格取得を促進するため、給付金(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金)を支給を行う。	22,834	32,525	給付金等の支給により、資格の取得や就職に繋がっている。	給付金等の支給により、資格の取得や就職に繋がっている。	・給付金等の支給により、14名中12名が資格を取得し、就業している。	・年々、給付金受給希望者は増加傾向にある。利用希望者の要望に添えるよう、予算額を確保する必要がある。	継続	・継続して事業に取り組むとともに、対象資格の拡大の可否について検討していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
121	20	・ 生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労支援員による支援や、就労の準備段階者への支援を行います。	①被保護者就労支援事業	生活保護法第55条の6に基づき、被保護者の就労支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。	15,724	15,286	5箇所の郡部福祉事務所で就労促進指導員を7名配置し、本事業の利用件数は392名だった。	5箇所の郡部福祉事務所で就労促進指導員を7名配置し、本事業の利用件数は389名だった。	・本事業は、郡部福祉事務所に就労促進指導員を配置し、生活保護ケースワーカーとの家庭訪問同行、求人・職業訓練の情報提供、ハローワーク同行(該当者に関してはハローワーク連携事業の活用)、また平成27年度から実施している被保護者就労準備支援事業の委託先との連携、遠方での面接時の送迎、就労継続支援事業所への見学同行や相談支援等関係機関との連携、履歴書の添削等を行っている。 平成28年度は就労・増収により5郡部福祉事務所で25,551千円の生活保護費を削減し、22世帯が生活保護廃止となり自立へ繋がった。	・就労阻害要因の少ない被保護者は比較的早期に就労に結びついているが、中高年齢者や阻害要因がある被保護者については、支援するも就職に結びつかない、支援期間が長期間となる、就職後短時間で離職する等のケースが散見されることから、就労意欲の喚起及び定着支援が課題となっている。	継続	・ハローワークや就労準備支援事業所等へ、対象者の送り出しを積極的に行うと同時に、短期間での離職や就労のミスマッチによる離職数を減らすため、今度もハローワーク等の関係機関と密に連携を取る。 ・支援対象者のズレを無くすため、ハローワークと定期的な支援状況について情報共有を行う。	子ども生活福祉部	福祉政策課
			②被保護者就労準備支援事業	社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就労に向けた準備が整っていない被保護者に対して、生活習慣の見直しを含む訓練を行う。	20,509	20,826	就労準備支援事業で作成した支援プランのうち、本事業の利用件数は66件だった。	就労準備支援事業で作成した支援プランのうち、本事業の利用件数は48件だった。	平成28年度は就労・増収により5郡部福祉事務所で585千円の生活保護費を削減し、1世帯が生活保護廃止となり自立へ繋がった。 本事業は利用者が直ちに就労に繋がらなくても、日常生活や社会生活に変化が見られており、平成29年度に当事業を利用した者のうち、延べ35件に生活習慣の改善、延べ38件社会参加の機会の増加、延べ21件に就労活動自立の改善が見られた。	・生活習慣がままならなかったり、生活リズムが崩れているなど就職活動以前も問題がある被保護者も当事業の対象候補となるが、福祉事務所が当事業の参加が必要だと判断しても、被保護者自身が参加を拒否する場合も多く、事業の理解や意欲喚起が課題となっている。	継続	・福祉事務所は就労準備支援事業所へ対象者の送り出しを積極的に行うと同時に、被保護者の意欲喚起を行うため、引き続き就労準備支援事業所や就労促進指導員による送迎を行い、事業参加者が通いやすいよう支援する。	子ども生活福祉部	福祉政策課
			③生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)	社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、生活習慣の見直しを含む訓練を行う。	20,509	20,826	自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、本事業の利用件数は34件だった。	自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、本事業の利用件数は48件だった。	・本事業により、利用者の日常生活や社会生活に変化が見られており、平成28年度の事業利用者34人のうち、生活習慣の改善が図られた者は延べ31人、社会的なつながりに改善が見られた者は延べ32人だった。また、平成29年度の事業利用者48人のうち、生活習慣の改善が図られた者は延べ30人、社会的なつながりに改善が見られた者は延べ30人だった。	・相談窓口から遠隔地に住んでいる、制度自体を知らない、ひきこもり等の理由で、自ら相談窓口に来所することができない潜在的な支援対象者がいる。これらの者を早期に発見し適切な支援に繋げるための体制強化が必要。	継続・見直し	・町村役場や町村社協の職員に対して本制度を周知する。 ・北部地域や離島など、相談窓口から遠隔地にある自治体については、出張相談会を実施する。	子ども生活福祉部	福祉政策課
122	21	・ 就職困難者、生活困窮者、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、ハローワークと福祉事務所等によるチーム支援を行います。	①パーソナル・サポート事業	就職困難者等に対し、専門の相談員が個別的・継続的に関わり、就職準備支援、就職支援、就労定着支援、生活支援を行う。	110,188	114,859	様々な困難を抱える求職者997人に対し、専門の相談員が個別的・継続的に関わり、個別相談・セミナー・企業実習など延べ13,277件の相談支援を実施した。	様々な困難を抱える求職者1,014人に対し、専門の相談員が個別的・継続的に関わり、個別相談・セミナー・企業実習など延べ16,280件の相談支援を実施した。	・平成28年度は997人の相談者のうち、391人が就職(就職率39.2%)。平成29年度は1,014人の相談者のうち、499人が就職した(就職率49.2%)。	・複合的な課題を抱える者、相談者一人あたりの支援回数も増加傾向にある。 ・拠点から距離のある地域におけるニーズへの対応。	継続	・引き続き、就職準備支援・就職支援・就労定着支援・生活支援に取り組む。 ・地域の就労支援機関とのネットワーク会を開催するなど連携強化に努める。 ・専門家の活用や専門機関とのさらなる連携強化を図る。	商工労働部	雇用政策課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
123	22	就労の支援 ・生活保護受給者の就労促進のため、就労活動促進費及び就労自立給付金を支給します。	①就労活動促進費	積極的に就労活動に取り組む者に対し、その活動内容等を踏まえ月額5千円の就労活動促進費を支給する。	0	30	平成28年度は、就労活動促進費の活用による就職活動はなかった。	平成29年度は、南部福祉事務所と沖縄市福祉事務所で就労活動促進費を支給した。	・就労活動促進費は、早期に就労による保護脱却が可能と福祉事務所が判断する者について、月額5千円を6ヵ月以内期間支給するものである。 ・平成29年度は2箇所の福祉事務所において支給実績があり、一部のケースは自立に繋がった。	・生活保護世帯では、傷病等により長期間就労から離れる世帯が多いことから、早期に就労による保護脱却が可能である受給者は多くない状況である。	継続	・保護開始時から受給者の健康状態等を確実に把握し、早期の就労による自立が可能であると判断される者には就労活動促進費の活用を促し、当該受給者と福祉事務所が連携して新規就労に繋がるよう努めていく。	子ども生活福祉部	福祉政策課
			②就労自立給付金	安定した職業につき保護を脱却した者に対し、単身世帯10万円以内(複数世帯15万円以内)の就労自立給付金を支給する。	4,334	7,341	平成28年度は県内福祉事務所において、65件、4,334千円の支給実績があった。	平成29年度は県内福祉事務所において、80件、7,341千円の支給実績があった。	・保護から自立すると、税・社会保険料等の負担が生じることを踏まえ、自立直後の不安定な生活を支えることを目的とする給付金であり、平成28年度から29年度にかけて、件数、給付額ともに増となっている。	・就労自立給金は、保護からの自立に向けたインセンティブという側面もあるが、制度の開始(平成26年7月)後しばらくは、その周知が必ずしも十分ではなく、受給者の就労活動の強化に結びついていないという課題があったが、現在は福祉事務所において対象者に漏れなく周知を行い、活用を促している状況である。	継続	・保護からの自立後の生活の立ち上げに受給者は不安を抱えていることから、就労自立給金の周知を今後も確実にを行い、自立後の生活への不安の軽減に努め、就労による自立の可能な方の自立を図っていく。	子ども生活福祉部	福祉政策課
124	23	就労の支援 ・生活保護を受けているひとり親家庭の親が高等学校に就学する場合に、一定の要件の下で、就学に係る費用(高等学校等就学費)を支給します。	①生活保護制度	中学校卒業後に進学せず、数年以上経過している生活保護の受給者が高校就学を希望し、その就学が自立の助長に資すると見込まれる場合、高等学校等就学費を支給する。	0	0	平成28年度は、県内福祉事務所において3人のひとり親が高校に就学した。	平成29年度は、県内福祉事務所において3人のひとり親が高校に就学した。	・高校等の卒業資格を有しないひとり親世帯の親が高校等への就学を希望する場合、本人の就学の意欲が高く、生活態度から高校等の卒業が見込まれることや、高校等卒業の資格取得が増収に繋がると期待できる場合は、生業扶助である高等学校等就学費を支給できる。 ・県内では、平成28年度に3件、平成29年度に3件のひとり親世帯の親が新たに高校就学を開始している。	・ひとり親世帯の親は就労や子育てなどにより、就学の希望があってもその実現が困難な状況にある。	継続	・福祉事務所において、就学意欲の高いひとり親世帯の親から就学の相談を受けた際は、制度の説明を丁寧に行うよう促していく。	子ども生活福祉部	福祉政策課
125	24		就労の支援 ・ひとり親家庭の親及び子に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給します。	①ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していない(中退者含む)ひとり親家庭の親とその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者が実施する対策講座の受講費用の軽減を図る。	0	0	保護者等を通じて周知を図ったが、支給実績はなかった。	保護者等を通じて周知を図ったが、支給実績はなかった。	・周知を図ったことで、支援事業に対する問い合わせがあった。	・平成28年度からの事業創設から、受給実績がない状況である。 ・本事業を知らない対象者がいることも予想されることから、引き続き周知広報を進めていく必要がある。	継続	・周知広報に努め、希望者を募集する。	子ども生活福祉部
126	25	就労の支援 ・ひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金等事業を通じた就業支援や就労支援に資する職業訓練を行うとともに各種雇用関係助成金を活用した親の就労機会の確保を図ります。		①緊急委託訓練事業(母子家庭の母等コース)	就職を希望する母子家庭の母等のうち、職業能力の開発を必要とするものに対して民間教育訓練機関へ委託し、職業訓練を実施する。	2,981	2,219	介護関係の職業訓練を15名に対して実施した。	介護関係の職業訓練を13名に対して実施した。	・平成28年度に職業訓練を実施した母子家庭の母等15名のうち12名が就職(80.0%)した。平成29年度は、13名のうち11名が就職(84.6%)した。	・就労経験のない又は就労経験の乏しい長期失業状態にある母子家庭の母等を対象としていることから、訓練時間数を短くすること等により訓練に参加しやすい環境を整えている。 ・しかし、対象者が当該コース以外の訓練コースの受講も可能であるため受講者数の確保が難しい面があり、定数に満たない状況にある。	継続	・継続して母子家庭の母等に対する職業訓練事業に取り組むとともに、育児のために職業訓練の受講が困難な母子家庭の母等の受講を促進するために、託児付き訓練や新規コースの開拓を検討する。	商工労働部
			②浦添・具志川職業能力開発校運営費	県立職業能力開発校において、若年者、離職者及び在職者を対象に職業訓練を実施し、技能労働者の育成や職業の安定を図る。	102,906	106,513	359人が入校し、うち265人が就職した(就職率97.8%)。 ※平成29年6月末現在	355人が入校し、うち243人が就職した(就職率93.1%)。 ※平成30年4月末現在	・県立職業能力開発校において355名(施設内訓練)に対して訓練を実施した。 ・県立職業能力開発校において、職業訓練を行うことにより就職を支援し、就労の促進が図られた。	・雇用ニーズの高い職業訓練を実施するため、職業訓練指導員の適正な配置や更なる技術向上が求められている。 ・県内において雇用情勢が改善している一方、人手不足への対応や労働生産性の向上等が課題となっており、時代のニーズに適合した職業訓練が求められている。	継続	・職業訓練指導員の正職員化や、研修機会の拡充等により訓練内容の質の向上を図る。 ・社会情勢の変化や雇用ニーズを的確に見極め、時代に対応した職業訓練により、就職に必要な技能及び知識を備えた人材を育成し、就労促進を図る。	商工労働部	労働政策課
			③女性のおしごと応援事業	沖縄県女性就業・労働相談センターに専門相談員を配置し、仕事に関する相談やキャリアアップ、スキルアップセミナーの開催等の支援を行うとともに、「女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム」に基づく企業支援等を行う。	44,770	43,439	仕事に関する相談やセミナーの開催、職場見学等を行うとともに、「女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム」を作成した。	仕事に関する相談やセミナーの開催、職場見学等を行うとともに、「女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム」に基づき、専門家派遣等の企業支援を行った。	・事務所内における電話・対面相談だけでなく、県内各地で行うセミナーと連動した相談会の実施等を行ったことで、多数の相談に対応することができ(相談者数:H28年度1,024人、H29年度952人)、悩みに対する助言・情報提供等を行うとともに、セミナーを通して、就職や就業継続に向けた支援を行うことができた(セミナー受講者数:H28年度944人、H29年度1,096人)。 ・H28年度に「女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム」を作成、H29年度は当該プログラムに基づき、県内企業・事業所9社に対し専門家派遣等の支援を行い、診断ツールで明らかとなった課題に対して、改善策の検討・実施に取り組み、9社全てにおいて取り組みによる効果があったという評価が得られた。	・これから働く女性、現在働いている女性も含め、全ての女性を対象に引き続き支援を続けていくとともに、女性が働き続けられる環境を整備していく必要がある。 ・取組の認知度が高いとはいえないため、「女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム」の周知および活用促進に、より一層取り組んでいく必要がある。	継続	・仕事に関する相談への助言や情報提供、各種セミナー等の開催等により、引き続き女性の就業支援を行う。 ・専用ウェブサイトやSNS等を活用し、より一層取組の周知を図る。 ・「女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム」を活用し、県内企業・事業所が自主的・主体的に女性が働き続けられる職場づくりに取り組めるよう支援を行うとともに、当該プログラムおよびプログラム活用事例の周知広報を行う。	商工労働部	労働政策課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
127	26	・ひとり親家庭の親の就労の安定化を図るため、託児機能付きの研修と職場訓練を実施するとともに、ひとり親の人材活用について経済団体等への働きかけを行います。	①ひとり親世帯就職サポート事業	求職中のひとり親世帯の父母を対象に託児機能付きの事前研修と求人企業での職場訓練を実施することにより就職を支援する。	42,888	31,104	事前研修に85名が受講し、うち28名が職場訓練を実施した。	事前研修に61名が受講し、うち25名が職場訓練を実施した。	・事前研修や職場訓練を実施することで、就職につながった。 【平成28年度 58名】 事前研修受講のみ 33名 職場訓練実施者 25名 【平成29年度 41名】 事前研修受講のみ 17名 職場訓練実施者 24名	・職場の理解や配慮が必要な職場訓練については、企業の受け入れがしやすい実施方法を検討することにより、事前研修から職場訓練への移行をスムーズに行い、継続雇用に繋げる必要がある。	継続	・引き続き、求職者のひとり親世帯の父母を対象に託児機能付きの事前研修と職場訓練を実施する。 ・個々の求職者の課題に応じたきめ細やかな就職支援を行う。	商工労働部	雇用政策課
128	27	・母子家庭等就業・自立支援センターや国の養育費相談支援センター等において養育費に関する相談支援を行います。	①母子家庭等自立促進事業 <No.85①再掲>	母子家庭、父子家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の親等を対象に、就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や母子家庭等自立支援給付金の給付、生活支援ヘルパーの派遣等を実施する。	80,798	95,435	就業相談件数は、286件であり、うち116名が就業している。また、就労支援講習会は5回開催され、修了者78名がスキルアップに繋がった。	就業相談件数は、245件であり、うち80名が就業している。また、就労支援講習会は7回開催され、修了者127名がスキルアップに繋がった。	・就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や母子家庭等自立支援給付金の給付、生活支援ヘルパーの派遣等により、ひとり親家庭の自立を支援した。	・対象者のニーズを把握し、講座内容や開催場所等を検討する必要がある。	継続	・利用者の要望、就職に繋がりがやすい資格講座の把握に努める。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
<b>4 沖縄県子どもの貧困対策推進基金</b>														
129	1	・沖縄県子どもの貧困対策推進基金を創設し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会の確保を図る県及び市町村が実施する事業に活用します。	①子どもの貧困対策推進基金事業	子どもの貧困対策を推進するため、県が行う事業及び市町村が行う事業へ財政的な支援を行う。	170,352	390,992	31市町村が行う子どもの貧困対策を推進するために交付金の交付を行ったほか、県が行う6つの事業を実施した。	33市町村が行う子どもの貧困対策を推進するために交付金の交付を行ったほか、県が行う8つの事業を実施した。	・市町村による子どもの貧困対策の推進が図られた(33市町村/41市町村)。 ・県内の子どもの実態調査などが行われ、現状把握などが行われた。	・各市町村において、交付金の執行状況にばらつきがある。特に、小規模離島などにおいては、基金が未活用となっている町村がある。 ・小規模離島などの課題を調査し、広域的な支援について、検討を行う必要がある。	継続	・実績や執行状況に応じて、交付金の追加配分を検討し実施する。 ・小規模離島などへ、他市町村の実績や活用事例を共有するなど、基金活用の呼びかけを行っていく。 ・小規模離島などの課題を調査し、広域的な支援について、検討を行う。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
<b>5 その他子どもの貧困対策に資する施策(計画の重点施策に位置づけのない事業等)</b>														
130	2		子どもの貧困実態調査事業	沖縄県の子どもの貧困対策を推進するため、県が行う事業及び市町村が行う事業へ財政的な支援を行う。	7,474	13,200	県立高校の2年生とその保護者を対象とした調査を実施し、8,622人から回答があった(有効回答率59.1%)。	未就学児(1歳児及び5歳児)の保護者を対象に調査を実施し、4,675人から回答があった(有効回答率43.1%)。	・高校生調査において、「登下校時の交通手段について」訪ねたところ、家族による送迎が登校時で58.9%、下校時で47.3%となっており、その理由に訪ねたところ「交通費削減」が23.4%と最多となるなど、通学に係る費用の負担が大きいことなどが明らかとなった。 ・そのことから、H30年度よりひとり親世帯の高校生等を対象としたバス通学費サポート実証事業が開始されることとなった。	・効果的な支援につなげられるよう、なるべく多くの声を聞く必要があるほか、回収率の向上を図るための取り組みを行う必要がある。	継続	・ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、乳幼児期・小中学生期・高校生期の調査を3年サイクルで定期観測調査を行う。 ・平成30年度においては、平成27年度に引き続き2回目となる小中学生を対象とした調査を行う。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
131	3		非正規労働者処遇改善事業	働きやすい環境整備の促進を図るため、県内中小企業に対する専門家派遣の実施及び事業主等に対する労働条件の周知・啓発を行う。	25,082	19,626	18社に社会保険労務士等の専門家を派遣し、就業規則の見直し等の支援を行ったほか、労働条件の周知・啓発を図るためのセミナーを35回開催し、323名が受講した。	30社に社会保険労務士等の専門家を派遣し、就業規則の見直し等の支援を行ったほか、労働条件の周知・啓発を図るためのセミナーを20回開催し、410名が受講した。	・専門家派遣企業については、就業規則の見直しなど設定した改善目標が達成され、非正規労働者の労働環境の整備と、労働条件の確保や改善が図られた。 (労働環境改善目標達成率:平成28年度 100%、平成29年度 100%) ・また、事業主セミナーの開催により労働基準法等に定める労働条件等の周知・啓発を行い、労務管理能力の向上が図られた。	・沖縄県は、全国と比べて非正規労働者の割合が高いため、県内中小企業の実態に即した非正規労働者の労働環境の整備と、労働条件の確保や改善に取り組む必要性について普及・啓発を図る必要がある。	継続	・今後も継続して専門家派遣により県内中小企業の非正規労働者の労働環境の整備を支援するとともに、事業主セミナーを開催し、非正規労働者の労働環境の改善に資するよう、使用者の労務管理能力の向上を図る。 ・多くの企業に処遇改善に取り組んでもらう必要があることから、チラシ配布などより多くの広報媒体を活用し、広く事業の周知を図る。	商工労働部	労働政策課
132	4		ワーク・ライフ・バランス推進事業	ワーク・ライフ・バランスの啓発及び取り組み支援のため、①県内企業を対象としたセミナーの開催等、②社会保険労務士等の専門家の派遣を実施する。	9,938	10,467	一般及び企業向けセミナーを6回開催したほか、企業等への専門家派遣を19社延べ34回実施した。	一般及び企業向けセミナーを6回開催したほか、企業等への専門家派遣を36社延べ56回実施した。	・一般向け及び企業向けセミナーをとおして、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行うことができた。 (H29年度:県内6カ所延べ391人) ・社労士等の専門家を企業へ派遣することにより、企業のワーク・ライフ・バランスの取り組みを支援できた。 (H29年度:36社延べ56回) ・県が取り組むワーク・ライフ・バランス企業認証制度で、平成29年度は新たに5社を認証した。	・ワーク・ライフ・バランスの推進について、今後もセミナー広報、パンフレット配布等を通じて、広く普及啓発を図る必要がある。	継続	・ワーク・ライフ・バランスの推進について、今後もセミナー広報、パンフレット配布等を通じて、広く普及啓発を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組み内容、方法等について検討を行い、企業における取り組み支援を継続する。	商工労働部	労働政策課
133	5		中小企業労働環境整備促進事業	労働環境及び条件の実態を把握し、労働環境の向上を図るため、労働行政の基礎資料とするための実態調査を行う。	-	15,052	-	県内約10,000事業所及び従業員へのアンケート調査を実施するとともに、経営者団体、労働団体等に対するヒアリング調査を行った。(労働環境実態調査)	・県内約10,000事業所及び従業員へのアンケート調査(労働環境実態調査)を実施するとともに、経営者団体、労働団体等に対するヒアリング調査を行い、報告書を作成し、関係機関等に配布した。	・より多くのデータの蓄積をするために、調査票の回収率の向上に努める必要がある。また、調査結果については、その活用を積極的に行う。	継続	・労働環境実態調査は、前回平成26年度、今回29年度と3年ごとに実施している。 ・次回調査を実施する平成32年度に向け、労働行政の基礎資料とするため、労働関係法令等の改正や国の労働行政情勢の変化に即した調査内容等となるよう、調査内容等の見直しを行う。また、固定した調査項目を設定し、3年ごとの比較について分析等を行う。 ・また、調査結果については、その活用を積極的に行う。	商工労働部	労働政策課



No.	番号	計画に定める重点施策	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向		
					H28年度	H29年度	H28年度	H29年度						
134	6		未来の産業人材育成事業	沖縄の産業の未来を担う子ども達に、県内の主たる産業の業界理解を促し、早期からの興味関心を育てるための取組(職業人講話、出前講座、企業見学ツアー)を行う。	34,600	35,149	24市町村において、参加者数計画値6,500人(延べ)に対し、実績値7,885人(延べ)となった。	26市町村において、参加者数計画値6,500人(延べ)に対し、実績値9,459人(延べ)となった。	・アンケートによる就業意識の肯定的変化は、目標7割以上に対し、平成28年度は約97%、平成29年度は約86%と目標を達成している。	・本島北部地域や離島地域を対象を拡大することができたが、なお実施地域に偏りが見られる。	継続	・本島北部地域や離島地域への取組を引き続き強化し、新規実施校を開拓する。	商工労働部	雇用政策課
135	7		県内企業雇用環境改善支援事業	従業員が働きがいを感じ、スキルアップとキャリア形成を行うことができる雇用環境の構築と雇用の質改善のため、県内企業における積極的な人材育成への取組みを支援する。	61,023	43,252	人材育成企業認証制度において、13社が申請したほか、人材育成推進者養成講座において、49社69名が受講した。	人材育成企業認証制度において、18社が申請したほか、人材育成推進者養成講座において、53社89名が受講した。	・人材育成企業認証制度において、平成28年度に8社、平成29年度に10社を認証した。 ・人材育成推進者養成講座において、平成28年度に40社53名、平成29年度に49社82名が修了した。	・沖縄県人材育成企業認証制度および人材育成推進者養成講座の周知広報、認証のメリットを強化する必要がある。	継続	・沖縄県人材育成企業認証制度および人材育成推進者養成講座の効果的な周知広報、認証企業のメリット拡充について検討、調整を行う。	商工労働部	雇用政策課
136	8		正規雇用化企業応援事業	非正規従業員の正規雇用化を図る県内企業に対して、従業員研修に係る費用(旅費及び宿泊費)の一部を助成することにより、人材育成の支援ならびに正規雇用化の促進につなげる。	20,432	19,144	正規雇用化を行う企業に対し、従業員(44人)の研修費用のうち宿泊費及び旅費に対する助成を行った。	正規雇用化を行う企業に対し、従業員(33人)の研修費用のうち宿泊費及び旅費に対する助成を行った。	・平成28年度は旅費・宿泊費の助成を通じ44名の正規雇用化に繋げ、平成29年度は33名の正規雇用化に繋げた。	・本事業への問い合わせのあった企業等からの聞き取りによると、2週間未満の研修も対象にしてほしいとの要望が多かったため(問い合わせ企業等の約4割)、対象とする研修期間の短縮を検討することとする。	継続	・補助対象となる研修を「2週間以上」から「1週間(5日)以上」に短縮し、人材育成と併せて正規雇用化を行おうとする事業所のニーズに幅広く対応する。	商工労働部	雇用政策課
137	9		正規雇用化サポート事業	県内雇用状況の改善のため、既存従業員の正規雇用化を検討しているがコスト面等が課題となっている企業に対し、専門家派遣による正規雇用化の支援を行う。	30,485	34,371	既存従業員の正規雇用化を検討しているがコスト面等が課題となっている企業を募集し、19社選定のうえ、中小企業診断士等の専門家チームを派遣し経営指導等を行った。	既存従業員の正規雇用化を検討しているがコスト面等が課題となっている企業を募集し、22社選定のうえ、中小企業診断士等の専門家チームを派遣し経営指導等を行った。	・平成28年度は当該事業の取り組みにより71人の正規雇用化を実現し、また平成29年度においても94人の正規雇用化に繋げた。	・県内における正規雇用化に関する意識啓発を図るなどあらゆる機会を通じて正規雇用化への働きかけを行い、宿泊、飲食など非正規割合の高い業種からの応募や支援も強化したい。	継続	・非正規雇用割合の高い業種などをなるべく優先して選定できるよう、関係機関とも連携してそれらの業界や事業主への呼びかけ等を強化する。	商工労働部	雇用政策課
138	10		沖縄型総合就業支援拠点形成事業	就職・雇用等に関する求職者や事業主等のさまざまなニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点(グッドジョブセンターおきなわ)を設置し、生活から就職までをワンストップで支援する。	63,171	63,252	求職者等からの様々な相談に対応した(相談件数:49,354件)。	求職者等からの様々な相談に対応した(相談件数:47,604件)。	・平成28年度のセンターでの相談件数は、49,354件となり、計画値(28,652件)を上回っている。 ・平成29年度は、相談件数が42,525件と計画値(29,200件)を上回っている。	・「グッドジョブセンターおきなわ」は、沖縄県をはじめハローワークや関係団体が一体となり、求職者、事業主等の様々なニーズに応じた就労支援をワンストップで行う施設として、平成25年4月に本格開所したが、建物の老朽化や施設が狭隘であることから、新たなサービスの追加やバリアフリー対応、求職者のプライバシーの確保等の課題がある。 ・雇用情勢が改善していることから、複合的な課題を抱えている利用者が増加傾向にある。	継続	・現在の「グッドジョブセンターおきなわ」は、建物の老朽化や施設が狭隘で、これ以上の支援機能の集約化が困難なことから、より利用者にとって利便性の高い必要な支援機能を確保するため、引き続き旭橋再開発地区への施設移転に取り組む。 ・情報共有システムを活用し、入居機関相互の情報共有を円滑に行い、利用者に対する総合的支援を行う。	商工労働部	雇用政策課
139	11		雇用支援施策相談事業(H29から事業主向け雇用支援事業)	国や市町村が行っている雇用支援も含め、雇用支援に関する情報を一元化し、社会保険労務士などの専門家による事業主向けの雇用相談を行う。また、事業主向けに雇用の助成金等の案内冊子を発行する。	19,707	28,342	相談件数は、①窓口相談1,594件②巡回相談64件③訪問相談124件④セミナー後相談137件。冊子の発行部数は7,000部となっている。	相談件数は、①窓口相談2,372件②巡回相談70件③訪問相談124件④セミナー後相談160件。冊子の発行部数は8,000部となっている。	・助成金制度等の案内冊子「すまいる」の発行部数を8,000部に増やし周知広報に努め、セミナーを開催するなどした結果、雇用支援施策(助成金等)の窓口相談(週5日)、セミナー後相談、企業訪問、巡回相談及び正規雇用化専門家派遣等による相談支援件数が順調に増加し、平成29年度は合計2,756件となった。	・今後も、継続的に事業を実施する必要がある。 ・離島や北部地域の雇用の拡大に向けた取り組みが重要である。 ・雇用の量だけでなく、質の向上につながるような雇用・労働環境の改善が必要となっている。	継続	・今後も、雇用・労働環境の改善に寄与するよう継続的に事業を実施し、様々なテーマのセミナーを開催するなどして、相談へ繋げる。 ・離島や北部地域の巡回相談を継続し、地域のニーズに合致した支援・相談を充実させる。 ・雇用の質の向上につながるよう正規雇用化を推進するため、専門家派遣による支援を続ける。	商工労働部	雇用政策課